

『技能実習法に係る中部地区地域協議会（第8回）』 議事概要

1 開催日時 令和7年6月20日（金）

2 出席者（協議会構成員）

愛知労働局、岐阜労働局、静岡労働局、三重労働局、福井労働局、石川労働局、富山労働局、名古屋出入国在留管理局、関東農政局、北陸農政局、東海農政局、中部経済産業局、中部地方整備局、北陸地方整備局、中部運輸局、愛知県警察本部、岐阜県警察本部、静岡県警察本部、三重県警察本部、福井県警察本部、石川県警察本部、富山県警察本部、愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、福井県、石川県、富山県、外国人技能実習機構名古屋事務所、外国人技能実習機構富山支所、
（事務局）愛知労働局

3 議題

- （1）労使団体からの意見陳述
- （2）中部地区における技能実習制度の現状、課題等について
- （3）令和7年度における技能実習制度適正化のための取組方針について
- （4）中部地区地域協議会の設置要綱の一部改訂について

4 議事概要

- （1）愛知労働局長挨拶
- （2）名古屋出入国在留管理局長挨拶
- （3）議題

①労使団体からの意見陳述について

愛知県労働組合総連合、公益財団法人国際人材協力機構、日本労働組合総連合東海ブロック連絡会、日本労働組合総連合北陸ブロック連絡会から意見書の提出がなされた。（資料3-1、3-2、3-3）

②中部地区における技能実習制度の現状、課題等について

構成員のうち、名古屋出入国在留管理局（資料4）、愛知労働局（資料5）、外国人技能実習機構名古屋事務所（資料6）、中部経済産業局（資料7）、東海農政局（資料8）より、技能実習生に係る各行政機関等で保有しているデータ・制度・相談・取組内容の説明があり、各行政機関等において共有を図った。

③令和7年度における技能実習制度適正化のための取組方針について

事務局より「令和7年度における技能実習制度適正化のための取組方針（案）」について提案し了承された。

技能実習法に係る中部地区地域協議会様

2025 年 5 月 26 日
愛知県労働組合総連合
外国人実習生相談室 樽松佐一

技能実習制度についての意見

技能実習制度については 2027 年より新たな「育成就労」制度となることが決まっています。すでに育成就労制度についての省令案がだされパブコメも行われましたが、経過措置も長くのこります。また技能実習機構が引き続き両制度に関わることから、一層の拡充を期待して意見を述べます。

(1) 技能実習試験機関について

技能実習試験機関には下記のような問題がありますので、試験機関のありかた、受験料、監査制度等について各省共通の規則を定めるべきだと思います。

私はこの間、技能実習自動車座席シート試験機関である[](以下[])の問題点を指摘してきました。[]は[]のティア2である[]の[]氏が自社の本社前敷地に、国会議員[]氏の元秘書[]氏を事務局長にして設立したものです。ここには 07 年に私が不正を告発して不許可となった[](代表[]氏)がありました。同所には監理団体[]が設立され、専務は[]氏の妻です。[]の筆頭理事は[]氏、監査は[]理事長の[]氏でした。技能実習制度における移行対象職種・作業の追加等に係る事務取扱要領(令和 2 年 4 月)には「試験実施機関の要件」として「(8)技能実習制度に係る監理団体又は実習実施者ではないこと」に違反していますが国は昨年までこの状態を放置してきました。

元理事[]氏と[]氏は[]氏の政治資金団体「[]」の責任者で、厚生労働省 職業能力開発局海外協力課や経済産業省製造産業局審議官らが出席した「自動車シート縫製」職種追加に関する連絡会議でも[]氏が閉会あいさつをするなど厚労省・経産省と太いパイプがあります。

[]は高額な協賛金を納める会員には過去問題を見せていました。当初は協会のホームページに書かれていましたが、入管への告発後に消えました。また会員企業の実習生のなかで過去問題が流通していること、会員企業と非会員企業で合格率が違うこと、合格率 98%の基礎級試験で座席シートでは非会員で 5 人全員不合格となったという相談が複数の企業からありました。当方に送られてきた内部メールには会員になることを了解した企業から[]氏に「今回の検定試験の受験に弊社の再試験 3 名のためにご配慮をいただきありがとうございます。〇〇様からご連絡を頂き、

様からのお話ということをお聞きして感激しました。…7月8日の○縫製での再試験の受験についてのご配慮本当にありがとうございました」とありました。

会員企業が再試験の日程で便宜をはかってもらい、非会員の実習生は2カ月以上先になり結果発表前に在留資格が切れたこともありました。これについて厚労省は議員レク場で「合格率は調査していない」と説明。「便宜をはかることは問題ない」、「便宜をはからなかった会社が非会員だからとは言っていない」と答えました。

これについて昨年の衆院法務委員会で議員が「試験の監督についてはいないということなんですね。では、それ以外はあるということですよ」「例えば、その問題を作っている団体、こうしたところが企業とかに便宜をはかったりとか、その便宜のあり方として問題の内容を示唆するといったことというのは100%起こっていないということを確認をしたい」と指摘しました。

また実習生の受験料が会員は2.5万円に対し、非会員は6万円と高額でした。技能実習中部地域協議会にはJITCOからも毎年意見書が出されてきました。この問題については昨年「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議(第57回)」でも議論されました。今春から会員と非会員の受験料の差は無くなりましたが、結果的に全員6万円に値上げされました。入国後6カ月以上で受ける基礎級試験料としてはあまりに高いという声は今も届いています。

技能実習試験機関の公正さを確保する規則が必要です。またが育成成就労と特定技能の試験機関にならないよう貴職から意見を出してください。

(2) やむをえない事由がある場合の実習生の移籍について

現行法でも以前からやむを得ない事由がある場合には移籍が認められてきました。さらに昨年11月1日「技能実習制度運用要領」の一部改正のなかでより具体的に明示されました。

しかしこれまで、技能実習終了者が特定技能に移行する際に元の実習機関・監理団体が経歴書や実習終了証を手渡さないという相談が多数寄せられてきました。すでに在留資格が特定活動に変わったものについては機構で相談を受け付けられないため、入管に訴えて対応いただきました。これについては技能実習終了者であっても上記書類の請求があった場合受け入れ機関は必ず応じるよう義務付けるべきです。また入国後講習で「出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法」と同時にこの移籍手続きを説明するようにすべきです。

昨年5月8日の衆院法務委員会で政府参考人は「立証責任の課題でございますけれども、やむを得ない事情がある場合の対応の必要性や緊急性を踏まえまして、例えば外国人からの資料などに基づく一定の疎明があった場合には、機構においてやむを得ない事情がある場合と認定し、転籍を認める場合もあることを明確にする」と答弁されました。しかし機構の事務所は全国にあるわけではなく、夜間、土日は休業です

ので技能実習生が資料を持って説明に行くことは困難です。そのため「やむを得ない事情」があっても機構に行かず、失踪しているのが現状です。答弁では「やむを得ない事情による転籍が実効性のあるものとなるよう、具体の検討を進めてまいりたいと考えてございます」と言っています。育成就労外国人の多くが、日本語が不十分で携帯電話番号を持たないことからSNSでの申し出を可とし、録音や動画を資料として受け付けられるようにする必要があると思います。

(3) 技能実習生の保護について

この間、不良品を出した実習生が罰金や帰国を求められたという相談がありました。技能実習制度は、「我が国で開発され培われた技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、その開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的」としています。この趣旨から実習生が日本人と同等の業務ができず、ミスで受け入れ機関に損害を与えた場合であっても解雇や日本人と同等の処分を受けることはありません。再度受け入れ機関への徹底をすべきだとも思います。

講習では出入国又は労働に関する法令の規定に違反していることを知ったときの対応方法を教えることとなっています。技能実習生には申告権があり、また「申告は、技能実習生本人だけでなく、技能実習生から委任を受けた代理人によっても可能です」(運用要領留意事項)となっています。講習でこの方法を教えるべきです。

(4) 技能実習生の失踪について

実習生の失踪が減りません。「技能実習生の失踪者の状況」(入管庁)では技能実習生の失踪者の状況とりわけ建設業種は失踪率が全体の 2 倍以上となっており、産業に問題があることは間違いありません。また農業も実習生の入国割合に比べて失踪率が高くなっています。「業所管省庁における失踪防止対策」は全く効果が上がっていません。入管庁との情報共有に止まらず、国交省として失踪原因の調査と対策が求められます。

今年度から訪問介護にも外国人が解禁されましたが、パワハラなどによる失踪も危惧されます。介護も建設・農業とおなじく賃金が低く、日本人の離職率が高い点が共通しています。外国人労働者の拡大が賃金を下げることになれば、日本人の求人はさらに減りかねません。これら職種には受入れ機関の基準を厳しくすることなど産業全体の人数も含めた雇用許可制を設けるべきです。

以上

2025 年 5 月 28 日

中部地区地域協議会 御中

公益財団法人 国際人材協力機構

技能実習制度に関する地域協議会への意見提出

当機構は、監理団体、実習実施者に対して、技能実習生の受入れの相談、申請書類の書き方の助言等、総合的な支援を行っている公益法人です。当機構が各種支援を行う中で、技能実習制度及び地域協議会構成員各位に対する各種意見・要望が監理団体等から寄せられておりますので、それらを踏まえ、当機構の意見として提出します。

1. 外国人技能実習機構（OTIT）関連**（1）実地検査に関して**

同一項目に対する解釈や指摘が検査員によって異なる、同一検査員が日を置いて前回と異なる見解を示すことがあるという声があるため、指導内容の地域内での斉一化をお願いしたい。

（2）その他制度運営に関して

昨年1月の能登半島地震の際、駐日大使館・領事館が、自国民の所在及び安否について OTIT に情報共有を求めたものの対応が鈍かったため（実際に情報が共有されたのは発生1か月後であったとのこと）、自ら現地に足を運び、独自のネットワークを活用して何とか対応した例がある。今後、東海・東南海トラフ地震などが想定される中で、OTIT、監理団体、実習実施者、本人間の災害発生時の安否確認のためのシステムの構築及び大使館等との情報共有をお願いしたい。

2. 厚生労働省・都道府県関連**（1）技能検定等の受検に関して**

技能検定等の受検に関して、監理団体等から実習現場で困難を来しているとして、次のような声が寄せられている。

こうした状況を踏まえ、技能実習生の受検機会拡大等のため、各試験実施機関の
みならず、地方自治行政としても技能検定試験・技能実習評価試験の体制構築をお
願いしたい。

- ① 受検場所の確保について、技能検定職種の場合自県では試験が実施されない
ことや、技能評価職種の場合も自県での試験が円滑に実施されないこと等によ
り、受検地が他県の遠隔地になる、遠方から来る試験官の旅費負担が発生する
など、困難を来している（鍛造職種、寝具製作職種、自動車整備職種、金属熱
処理業職種等）。
- ② 実技試験の際使用する機械設備・器具等について、現在使われていない旧式の
ものとなっていること、試験材の入手が困難であること、高価であることなど、
苦慮している（型枠施工職種、配管職種、熱絶縁施工職種、防水施工職種、機械
加工職種、工業包装職種等）。
- ③ 受検事務関係について、試験実施機関によっては申込書が手書きで煩雑なた
め WEB 申込やデータで入力できる様式にして欲しい。また、試験日（再受験
含む）の日程調整、可否結果の通知に時間がかかり、実習生の在留期限に間に
合わないケースがある。
- ④ 試験内容については、特に随時 2 級・上級試験の難易度が高すぎる（そう菜
製造業職種、家具製作職種等）、工法が古いなど試験内容と実際の作業にずれが
ある（建築板金職種、とび職種、印刷職種等）など、苦慮している。技能実習
生向けの試験内容及び試験制度になるよう見直しをして欲しい。
- ⑤ 受検料が材料費等も含め高い（パン製造職種、座席シート縫製職種等）ことに
加え、受検料のほかに協力金を求められ負担が大きいことに苦慮している（内装
仕上げ施工職種）。

（２）その他制度運用に関して

業務従事や受検に必要な安全衛生技能講習を近隣地域で受講することが困
難であるという声があるため、希少言語への対応等、受講機会の拡大をお願いした
い。

※公開の可否：公開可

以上

外国人技能実習制度の適正化と技能実習生の保護に関する意見書

2025年5月30日

日本労働組合総連合会東海ブロック連絡会

日本労働組合総連合会北陸ブロック連絡会

2024年に成立した「入管難民法及び技能実習法改正法」では、①技能実習制度の見直しによる人材育成と人材確保を目的とする育成就労制度の創設、②特定技能制度の適正化などの外国人労働者保護の強化、などが盛り込まれました。今後、改正法の施行に向け、人権保護などの実効性確保や、外国人育成就労機構の抜本的な体制強化とともに、受入れ分野や従事する業務の適切な設定等、制度の適正な運用に向けた議論が求められます。

また、改正法が施行されるまでの間、技能実習制度は存続されますが、技能実習生に対する低賃金や劣悪な就労環境、長時間労働、ハラスメント、解雇等の労働関係法令違反等の問題の発生は後を絶たず、適正な制度運用及び技能実習生の保護という役割を十分果たせていない実習実施者や監理団体も存在しています。関係法令等の遵守はもとより、適正な制度実施に向け、行政機関による周知・広報や監督指導強化の取り組みが求められています。

連合は、適正な制度運営および技能実習生の権利保護の観点から、以下の通り意見を申し上げます。

1. 外国人技能実習法の趣旨を踏まえ、外国人技能実習機構と都道府県労働局との相互連携を積極的にはかり、労働関係法令に対する監督指導体制を強化すること。
2. 監理団体への年1回の実地検査ならびに実習実施者への3年以内の実地検査を完全履行するとともに、実習計画に沿った技能実習内容となっているか、適正な職場環境と労働条件が確保されているかを確認すること。また、是正が必要な場合においては、適正な指導を行うとともに、改善報告の確認を行うこと。
3. 監理団体等への実地検査や、適切な技能実習計画の認定、さらには技能実習生の保護の観点から、外国人技能実習機構名古屋事務所の体制を強化するとともに、職員の労働関係法令および出入国管理関係法令の研修を行うなど、人材育成に努めること。そのための予算について制度所管省庁に対し要望すること。
4. 技能実習生を含む、すべての外国人労働者の権利を確保し、適正な就労環境のもとで就労できるよう、外国人労働者を雇用する事業主に対し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知を徹底すること。また、日本語能力など外国人労働者の特性を踏まえた労働安全衛生対策の確実な実行および、労働災害の低減に向けた対策を講じること。

5. 技能実習生は在留期間に限りのある有期労働契約により雇用されている者であり、解雇に関しては通常の労働者よりその有効性が厳しく判断されることを周知するとともに、安易な解雇や強制帰国に対しては厳正に対処すること。
6. 技能実習生に対して最低賃金を下回る賃金しか支払われていない事例が多くみられることを踏まえ、外国人技能実習法第9条第9号の「技能実習生に対する報酬の額が日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること」の確認を徹底すること。
7. 技能実習生の中には電話番号を持たない、また自由に外出することもままならない者がいることも踏まえ、多言語相談対応やSNSの活用等、技能実習生がアクセスしやすい多様な相談支援体制を構築・拡充するとともに、相談支援自体の周知を行うこと。
8. 地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口をはじめ、労働局や外国人技能実習機構で受ける技能実習生からの相談内容については、地域協議会において共有するとともに、問題事例の把握に努め、技能実習生の保護をはかること。
9. 実習先事業場の所在地と居住する地域が異なり支援が行き届かない場合もあることから、地域協議会を活用し、地域全体としてきめ細やかな支援に取り組むこと。また、現場の実態把握に向け、当該地域の労使団体等を構成員として加える等、地域協議会の機能強化を図ること。
10. 中部地区において把握した、技能実習生からの相談件数、監理団体および実習実施機関に対する不正行為件数、労働基準監督署による監督指導、送検件数等について公表すること。
11. 2024年11月に改正された「やむを得ない事情がある場合の転籍」に係る技能実習制度運用要領について、技能実習生、実習実施者、監理団体に対し、周知徹底すること。
12. 技能実習の継続が困難となった技能実習生に対しては、監理団体は新たな実習先を斡旋するとともに次の実習先が見つかるまでの間の生活支援等を行う必要があることを周知徹底すること。また、監理団体において新たな実習先の斡旋ができない場合においては、外国人技能実習機構が責任を持って、速やかに新たな実習先を斡旋すること。
13. 技能実習生の日本語能力の向上に向け、自治体等が行う支援について監理団体や実習実施者、また技能実習生に対し適切に情報提供を行うとともに、希望する技能実習生が支援を受けられるよう環境整備に努めること。

14. 技能実習制度の見直し（2024 年改正法）について、混乱が生じないように、来日予定者を含めた技能実習生や実習実施者、監理団体等に対し、多言語相談対応を含め、丁寧な説明や相談対応を行うこと。

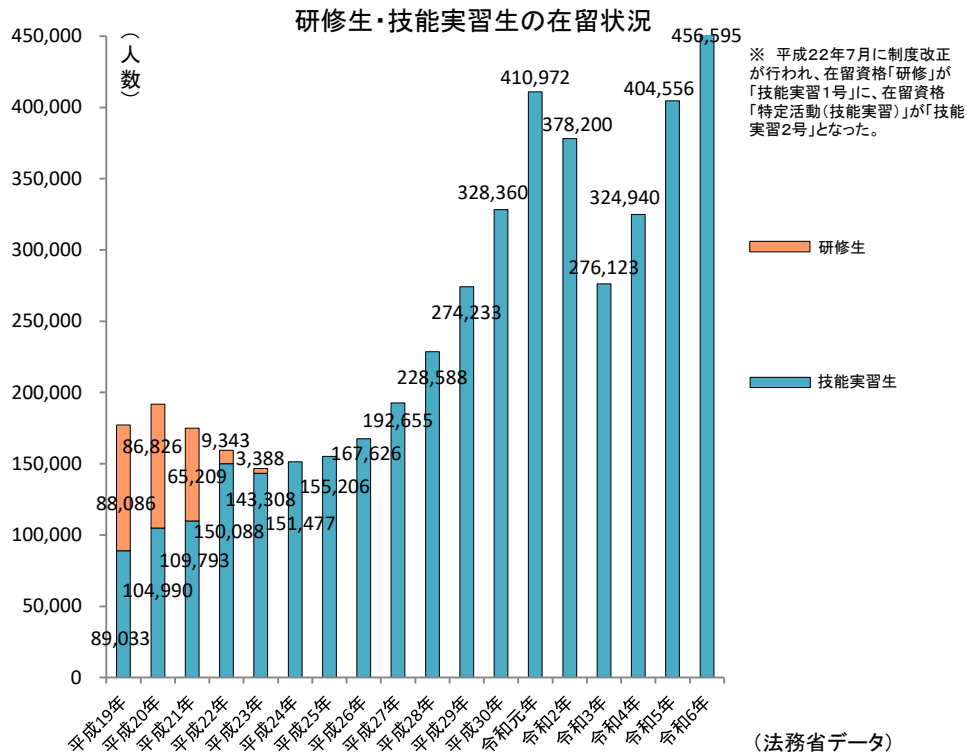
以 上

【公表可】

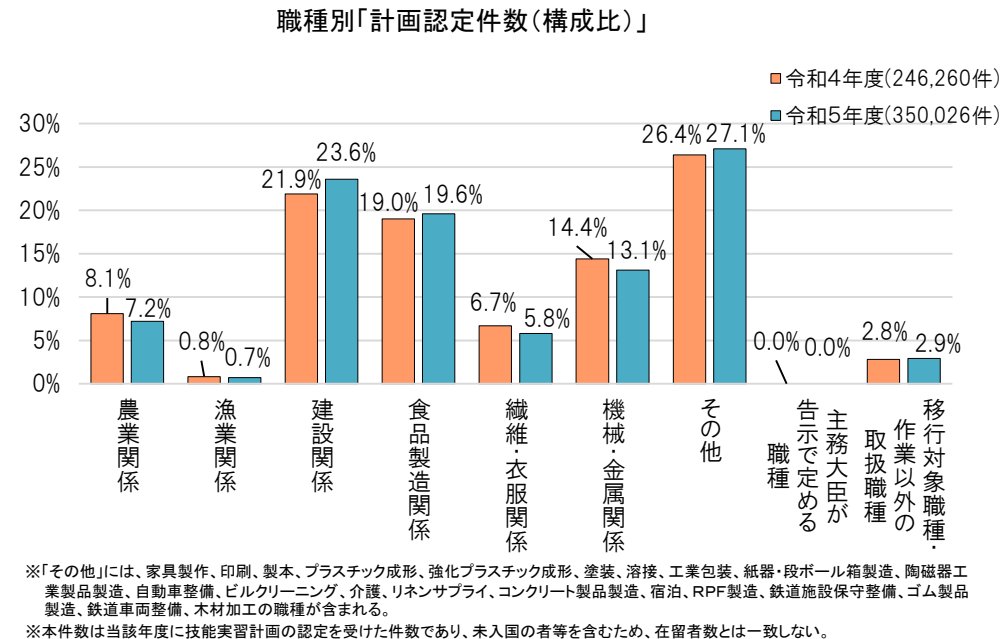
名古屋出入国在留管理局資料

技能実習制度の現状

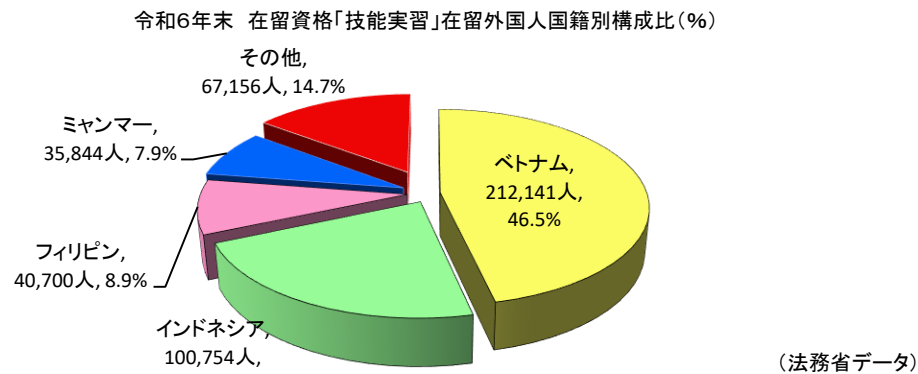
1 令和6年末の技能実習生の数は、456,595人



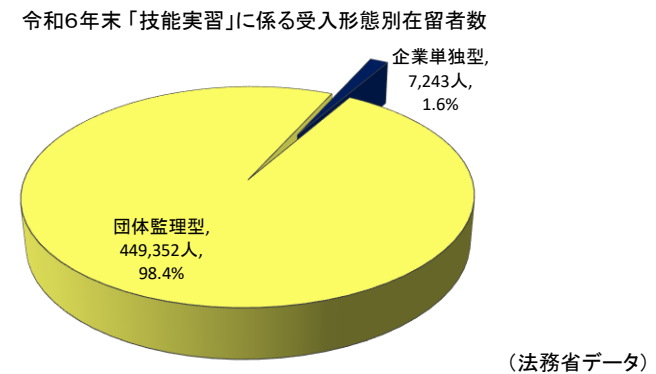
3 職種別では、①建設関係 ②食品製造関係 ③機械・金属関係が多い。



2 受入人数の多い国は、①ベトナム ②インドネシア ③フィリピン



4 団体監理型の受入れが98.4%



職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数（令和6年末時点：456,595人）

1 農業・林業関係（3職種7作業）（31,635人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
耕種農業● (25,640人)	施設園芸	13,950
	畑作・野菜	11,141
	果樹	549
畜産農業● (5,995人)	養豚	1,239
	養鶏	2,083
	酪農	2,673
林業（0人）	育林・素材生産作業	0

2 漁業関係（2職種10作業）（3,352人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
漁船漁業● (1,485人)	かつお一本釣り漁業	321
	延縄漁業	49
	いか釣り漁業	110
	まき網漁業	555
	ひき網漁業	247
	刺し網漁業	35
	定置網漁業	118
	かに・えびかご漁業	49
	棒受網漁業△	1
養殖業●(1,867人)	ほたてがい・まがき養殖	1,867

3 建設関係（22職種33作業）（106,568人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
さく井 (504人)	パーカッション式さく井工事	116
	ロータリー式さく井工事	388
建築板金 (2,574人)	ダクト板金	988
	内外装板金	1,586
冷凍空調と機器施工（945人）	冷凍空調と機器施工	945
建具製作（318人）	木製建具手加工	318
建築大工（4,519人）	大工工事	4,519
型枠施工（13,157人）	型枠工事	13,157
鉄筋施工（10,743人）	鉄筋組立て	10,743
とび（30,627人）	とび	30,627
石材施工 (493人)	石材加工	248
	石張り	245
タイル張り（893人）	タイル張り	893
かわらぶき（500人）	かわらぶき	500
左官（3,799人）	左官	3,799
配管 (4,318人)	建築配管	3,363
	プラント配管	955
熱絶縁施工（1,618人）	保温保冷工事	1,618
内装仕上り施工 (5,873人)	プラスチック系床仕上り工事	500
	カーベット系床仕上り工事	216
	鋼製下地工事	852
	ボード仕上り工事	3,519
	カーテン工事	786
サッシ施工（529人）	ビル用サッシ施工	529
防水施工（3,999人）	シーリング防水工事	3,999
コンクリート圧送施工（919人）	コンクリート圧送工事	919
ウェルポイント施工（37人）	ウェルポイント工事	37
表装（905人）	壁装	905
建設機械施工● (18,954人)	押土・整地	399
	積込み	878
	掘削	13,004
	締固め	4,673
築炉（344人）	築炉	344

4 食品製造関係（11職種19作業）（92,627人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
缶詰巻締●（601人）	缶詰巻締	601
食鳥処理加工業●（4,550人）	食鳥処理加工	4,550
加熱性水産加工食品製造業● (6,336人)	節類製造	555
	加熱乾製品製造	1,076
	調味加工品製造	4,627
	くん製品製造	78

4 食品製造関係（11職種19作業）（続き）（人）		
職種名	作業名	在留者数
非加熱性水産加工食品製造業● (16,511人)	塩蔵品製造	7,291
	乾製品製造	2,354
	発酵食品製造	938
	調理加工品製造	550
	生食用加工品製造	5,378
水産練り製品製造（1,460人）	かまぼこ製品製造	1,460
牛豚食肉処理加工業● (3,541人)	牛豚部分肉製造	3,511
	牛豚精肉商品製造△	30
ハム・ソーセージ・ベーコン製造（2,692人）	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	2,692
パン製造（6,345人）	パン製造	6,345
そう菜製造業●（45,435人）	そう菜加工	45,435
農産物漬物製造業●△（765人）	農産物漬物製造	765
医療・福祉施設給食製造●△（4,391人）	医療・福祉施設給食製造	4,391

5 繊維・衣服関係（13職種22作業）（26,086人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
紡績運転● (772人)	前紡工程	76
	精紡工程	228
	巻系工程	31
織布運転● (1,264人)	合ねん糸工程	437
	準備工程	182
染色 (715人)	製織工程	1,065
	仕上工程	17
ニット製品製造 (354人)	糸浸染	187
	織物・ニット浸染	528
たて編ニット生地製造●（186人）	靴下製造	265
	丸編みニット製造	89
婦人子供服製造（17,068人）	たて編ニット生地製造	186
紳士服製造（1,236人）	婦人子供既製服縫製	17,068
下着類製造●（974人）	紳士既製服製造	1,236
寝具製作（435人）	下着類製造	974
カーベット製造●△ (189人)	寝具製作	435
繊維じゅうたん製造 (189人)	織じゅうたん製造	1
	タフテッドカーベット製造	22
	ニードルパンチカーベット製造	166
帆布製品製造（962人）	帆布製品製造	962
布はく縫製（242人）	ワイシャツ製造	242
座席シート縫製●（1,689人）	自動車シート縫製	1,689

6 機械・金属関係（17職種34作業）（60,781人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
鑄造 (3,487人)	鑄鉄鑄物鑄造	2,414
	非鉄金属鑄物鑄造	1,073
鍛造 (405人)	ハンマ型鍛造	125
	プレス型鍛造	280
ダイカスト (1,683人)	ホットチャンパダイカスト	144
	コールドチャンパダイカスト	1,539
機械加工 (10,956人)	普通旋盤	2,065
	フライス盤	1,747
	数値制御旋盤	3,887
	マシニングセンタ	3,257
金属プレス加工（9,082人）	金属プレス	9,082
鉄工（5,560人）	構造物鉄工	5,560
工場板金（4,051人）	機械板金	4,051
めっき (2,975人)	電気めっき	2,404
	溶融亜鉛めっき	571
アルミニウム陽極酸化処理（440人）	陽極酸化処理	440
仕上げ (2,332人)	治工具仕上げ	278
	金型仕上げ	296
機械検査（6,290人）	機械組立仕上げ	1,758
機械保全（1,931人）	機械検査	6,290
電子機器組立て（8,121人）	機械系保全	1,931
	電子機器組立て	8,121

6 機械・金属関係（17職種34作業）（続き）（人）		
職種名	作業名	在留者数
電気機器組立て (2,292人)	回転電機組立て	342
	変圧器組立て	75
	配電盤・制御盤組立て	1,187
	開閉制御器具組立て	323
	回転電機巻線製作	365
プリント配線板製造 (1,104人)	プリント配線板設計	7
	プリント配線板製造	1,097
アルミニウム圧延・押出製品製造●△ (28人)	引抜加工	2
金属熱処理業● (44人)	仕上げ	26
	全体熱処理	25
	表面熱処理（浸炭・炭炭窒化・窒化）	9
	部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）	10

7 その他（21職種38作業）（127,617人）（人）		
職種名	作業名	在留者数
家具製作（2,333人）	家具手加工	2,333
	印刷	1,315
製本（1,979人）	オフセット印刷	438
	グラビア印刷●△	1,979
プラスチック成形 (20,066人)	製本	1,979
	圧縮成形	1,780
	射出成形	16,326
	インフレーション成形	727
強化プラスチック成形（898人）	ブロー成形	1,233
	手積み積層成形	898
塗装 (14,471人)	建築塗装	3,820
	金属塗装	6,211
溶接● (23,065人)	鋼橋塗装	648
	噴霧塗装	3,792
工業包装（16,423人）	手溶接	3,785
	半自動溶接	19,280
紙器・段ボール箱製造 (2,388人)	工業包装	16,423
	印刷箱打抜き	708
陶磁器工業製品製造● (262人)	印刷箱製箱	468
	貼箱製造	220
自動車整備●（5,818人）	段ボール箱製造	992
	機械ろくろ成形	57
ビルクリーニング（8,227人）	圧力鋳込み成形	54
	パッド印刷	151
介護●（20,065人）	自動車整備	5,818
リネンサプライ●△（2,971人）	ビルクリーニング	8,227
コンクリート製品製造●（2,226人）	介護	20,065
宿泊●△（2,403人）	リネンサプライ仕上げ	2,971
R P F製造●（143人）	コンクリート製品製造	2,226
鉄道施設保守整備●（114人）	接客・衛生管理	2,403
ゴム製品製造●△ (1,695人)	R P F製造	143
鉄道車両整備● (18人)	軌道保守整備	114
	成形加工	1,315
木材加工●△（299人）	押出し加工	210
	混練り圧延加工	121
8 主務大臣が告示で定める職種（社内検定型の職種・作業（2職種4作業））（106人）（人）	複合積層加工	49
	走行装置検修・解き装	18
空港クラッドハンドリング● (105人)	空気装置検修・解き装	0
	客室清掃△	50
ボイラーメンテナンス●△（1人）	ボイラーメンテナンス	1

9 非移行対象職種（7,823人）

（注1）項目ごとに付している括弧内の人数は、各項目別の在留者数。（注2）職種・作業別の在留者数は、令和6年末時点の速報値。（注3）職種・作業の項目は令和6年末時点。（注4）●の職種：技能実習評価試験に係る職種。（注5）△のない職種・作業は3号まで実習可能。

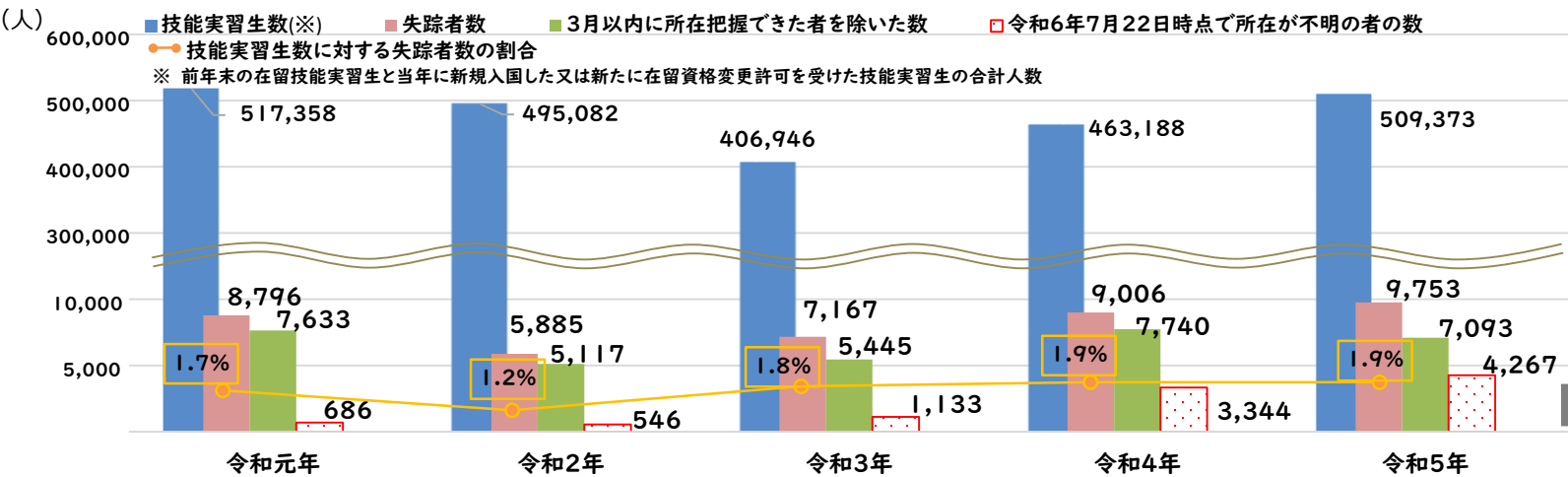
○ 技能実習法に基づく行政処分等の状況

令和7年3月25日現在

	監理団体		実習実施者		
	許可取消 (団体数)	改善命令 (団体数)	認定取消		改善命令 (実習実施者数)
			実習実施者数	取り消した 計画認定数	
合 計	54	32	574	9,346	15
平成30年度	1	0	8	151	1
令和元年度	4	0	23	244	2
令和2年度	13	2	77	1,001	6
令和3年度	13	10	177	2,080	6
令和4年度	12	15	114	1,723	0
令和5年度	5	5	120	1,403	0
令和6年度	6	0	55	2,744	0

技能実習生の失踪者数の推移（令和元年～令和5年）

- 令和5年における技能実習生の失踪者数は9,753人であり、これまで最も多い数となった。
- 技能実習生数に占める失踪者数の割合は1.9%で、例年と同程度の推移となっている。
- 令和元年から令和5年までの技能実習生の失踪者のうち、令和6年7月時点で所在が不明の者は9,976人である。



令和元年から令和5年までの失踪者のうち、令和6年7月22日時点で所在が不明の者

9,976人

	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
総 計	8,796	7,633	5,885	5,117	7,167	5,445	9,006(1.9%)	7,740	9,753(1.9%)	7,093
ベ ト ナ ム	6,105	5,515	3,741	3,371	4,772	3,747	6,016(2.4%)	5,488	5,481(2.1%)	4,920
ミ ャ ン マ ー	347	174	250	149	447	108	607(2.6%)	35	1,765(5.4%)	5
中 国	1,330	1,148	964	868	896	749	922(1.8%)	848	816(1.9%)	703
カンボジア	462	303	494	343	667	491	829(5.6%)	773	694(4.0%)	565
インドネシア	307	290	240	223	208	191	367(0.6%)	357	662(0.8%)	611
フィリピン	85	69	48	38	47	40	70(0.2%)	64	84(0.2%)	69
モンゴル	42	41	36	33	31	25	55(1.7%)	45	49(1.3%)	39
タイ	61	52	62	58	74	71	70(0.6%)	67	38(0.3%)	30
バングラデシュ	17	7	13	5	1	1	5(1.0%)	4	20(1.6%)	20
ラオス	16	15	3	3	8	8	11(1.2%)	11	7(0.5%)	6
その他	24	19	34	26	16	14	54(1.4%)	48	137(2.1%)	125

失踪技能実習生数 ①【累計】	40,607
所在が判明した者 ②【累計】	30,631
把握率 (②/①)	75.4%
所在が不明の者 (①-②)	9,976

詳細は6ページ参照

- 失踪した技能実習生については、その後、在留期限内に出国する者や不法残留者となる者などがおり、出国、在留及び退去強制などの入管庁における各種手続を通じて所在が把握できている。
- 令和5年の失踪者については、技能実習実施困難時届出書受理日から3月以内（※）に約27.3%の所在が把握できている。
- ミャンマー人については、技能実習実施困難時届出書受理日以後3月以内に約99.7%の所在が把握できおり、大多数がミャンマーの情勢不安に対する緊急避難措置として設けた「特定活動」への在留資格変更許可手続を受けている。
- ※ 技能実習生が在留資格に係る活動を3月を超えて行っていない場合は、在留資格取消手続の対象となる。

所在把握状況

（人）

国籍	失踪者数（①）	3月以内に所在把握できた者（②）	3月以内に所在把握できなかった者	把握率（②／①）
総計	9,753	2,660	7,093	27.3%
ベトナム	5,481	561	4,920	10.2%
ミャンマー	1,765	1,760	5	99.7%
中国	816	113	703	13.8%
カンボジア	694	129	565	18.6%
インドネシア	662	51	611	7.7%
フィリピン	84	15	69	17.9%
モンゴル	49	10	39	20.4%
タイ	38	8	30	21.1%
バングラデシュ	20	0	20	0.0%
ラオス	7	1	6	14.3%
その他	137	12	125	8.8%



3月以内に所在把握できた者（内訳）

端 緒	人 数
出国手続	609
在留手続	1,825
退去強制手続	104
その他	122
総 計	2,660



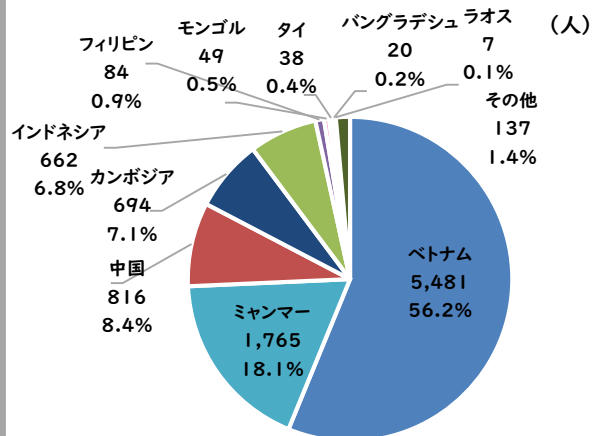
うち、ミャンマー人の所在把握状況

端 緒	人数
出国手続	1
在留手続	1,746
・特定活動（本国情勢）	1,739
・上記以外	7
退去強制手続	0
その他	13
総 計	1,760

- ベトナムは失踪者数が最も多いが、令和4年と比較して失踪者数が535人減少した（約8.9%減）。
→ 新たな失踪防止対策として、来日前の技能実習生に対して、あらかじめ労働条件等の確認を促す取組を実施。
- ミャンマーは令和4年と比較して、1,158人失踪者数が増えた（約190.8%増）。
→ 大多数が在留資格を緊急避難措置に係る「特定活動」へ変更していることから、安易な申請を防ぐための対策を講じる。

国籍別失踪者数

9,753人（令和5年）



【参考】令和元～5年までの失踪技能実習生の推移
(人)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総計	8,796	5,885	7,167	9,006	9,753
ベトナム	6,105	3,741	4,772	6,016	5,481
ミャンマー	347	250	447	607	1,765
中国	1,330	964	896	922	816
カンボジア	462	494	667	829	694
インドネシア	307	240	208	367	662
フィリピン	85	48	47	70	84
モンゴル	42	36	31	55	49
タイ	61	62	74	70	38
バングラデシュ	17	13	1	5	20
ラオス	16	3	8	11	7
その他	24	34	16	54	137

ベトナム

失踪者数減少の要因

- 失踪者の発生が著しい送出機関に対して新規受入れ停止措置を実施（令和3年）
- ベトナム国内で、外国で働く労働者に対する費用負担に係る改正法が施行され（令和4年）、技能実習生の来日のための費用負担額が減少した。

新たな失踪防止対策

一方で、依然として最も失踪者数が多い状況にある。

労働条件等のミスマッチによる失踪の発生を防ぐため、ベトナム国内で直接啓発するためのリーフレットを作成し、在外公館等を通じて技能実習を希望する者に周知。



ミャンマー

失踪者数増加の要因

- 失踪者1,765名のうち、1,739名（約98.5%）が技能実習実施困難時届出書受理日以降3月以内に緊急避難措置に係る特定活動の在留資格を得て滞在している。

対策

- 誤用・濫用的に緊急避難措置が活用されることを防ぐため、残余の在留期間がある失踪技能実習生に対して、まずは、技能実習の継続が困難である理由について説明を求めるなど、運用を見直す。

ミャンマー人への緊急避難措置

- ミャンマーにおいて、2021年2月1日に国軍によるクーデターが発生し、情勢が不透明な状況となった。同年5月28日以降、情勢不安を理由に本邦への在留を希望するミャンマー人について、緊急避難措置として在留や就労を認めている。
- 令和5年12月末現在、15,172人が同措置に係る在留資格「特定活動」の許可を受けて在留しており、在留資格「技能実習」で入国した者が多くを占めている。
- ミャンマー情勢は、今なお事態の改善に向けた動きが見られていない。

緊急避難措置の課題

- 令和5年の失踪技能実習生の多くが、緊急避難措置に係る「特定活動」への在留資格変更許可を受けている。
⇒ 技能実習を継続するための必要な措置を講じることなく、誤用・濫用的に緊急避難措置を利用されており、安易な申請を防ぐための対策を講じる必要がある。

(参考) ミャンマー人技能実習生の失踪者の状況

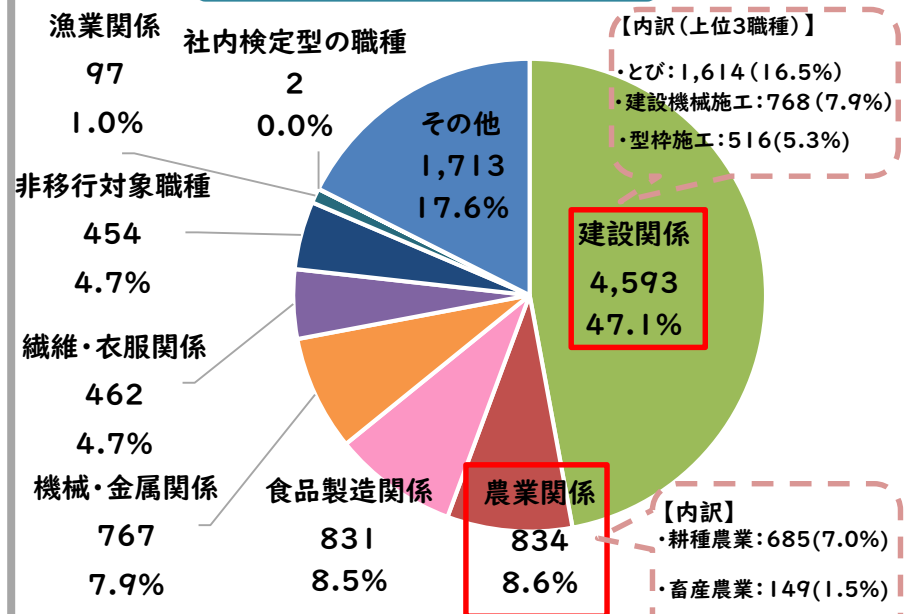
- 令和5年のミャンマー人技能実習生の失踪者数は1,765人であり、令和4年の607人と比較して1,158人増えた。
- 失踪者1,765人のうち、1,739人(約98.5%)が技能実習実施困難時届出書受理日以降3月以内に緊急避難措置に係る「特定活動」の在留資格を得て滞在している。

対応策

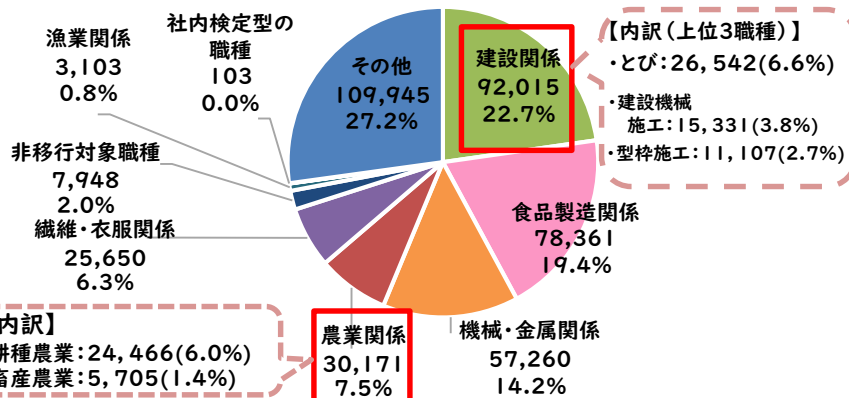
- 技能実習を修了していない技能実習生からの在留資格変更許可申請に対し、次の①、②について、技能実習生本人及び監理団体等に確認を求める。
 - ① 自己の責めに帰すべき事情によらずに技能実習の継続が困難となった理由
 - ② 監理団体等による実習先変更に係る必要な措置の実施状況
- 自己の責めに帰すべき事情によって技能実習を途中で終了し、残余の在留期間がある技能実習生に対しては、緊急避難措置に係る「特定活動」への在留資格の変更を認めない。

- 令和5年における失踪者について、職種別の在留者数と比較して「建設関係」及び「農業関係」の割合が高い。
- 建設分野を所管する国土交通省及び農業分野を所管する農林水産省においては、独自に失踪防止対策等を実施している。

職種別失踪者数



【参考】令和5年末在留資格「技能実習」に係る在留者数: 404,556人(※)



※当庁HP掲載「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」(令和5年末)から引用

業所管省庁における失踪防止対策

建設関係職種

- 月給制の導入による安定的な賃金の支払い
- 建設キャリアアップシステムの登録義務化
- 建設業許可を要件化受入人数枠の設定
- 入管庁との間で失踪技能実習生に係る情報の共有・連携

農業関係職種

- 外国人材を含む働きやすい労働環境整備
- 技能実習事業協議会を通じた現状・課題の共有
- 相談窓口の設置や優良事例の収集・周知

更なる取組

事業協議会などの機会を捉えて、入管庁及び厚生労働省から各業所管省庁に対して提供する情報の拡大を検討

- 失踪技能実習生に係る受入れ機関情報
- 不適正な受入れ機関への処分等に係る情報

○ 令和元年から令和5年までの失踪技能実習生数は、合計40,607人であるところ、令和6年7月22日時点で、約75.4%の所在を把握するに至っている。

令和6年7月22日現在

技能実習実施 困難時届出書 受理年	失踪技能実 習生数(①)	所在が 判明した者 (②)	所在が判明した者の内訳					把握率 (②／①)	所在が 不明の者 (①－②)
			出国手続	うち、退去強制手 続による出国 (注1)	退去強制手続	在留手続	その他(注2)		
令和5年	9,753	5,486	3,078	1,116	137	2,208	63	56.2%	4,267
令和4年	9,006	5,662	4,528	2,726	104	994	36	62.9%	3,344
令和3年	7,167	6,034	4,465	2,768	120	1,425	24	84.2%	1,133
令和2年	5,885	5,339	4,235	2,059	149	946	9	90.7%	546
令和元年	8,796	8,110	7,000	3,889	155	948	7	92.2%	686
総計	40,607	30,631	23,306	12,558	665	6,521	139	75.4%	9,976

(注1)「退去強制手続による出国」には、出国命令による出国が含まれる。

(注2)「その他」には、難民認定に係る手続や死亡した者等が含まれる。

【参考】技能実習生の失踪者の状況（都道府県別）

○ 令和5年の技能実習生の失踪者数を都道府県別で見た場合、「愛知県」、「大阪府」、「東京都」の順に多く、また、在留者数と比較すると、「東京都」及び「大阪府」の割合が高い。

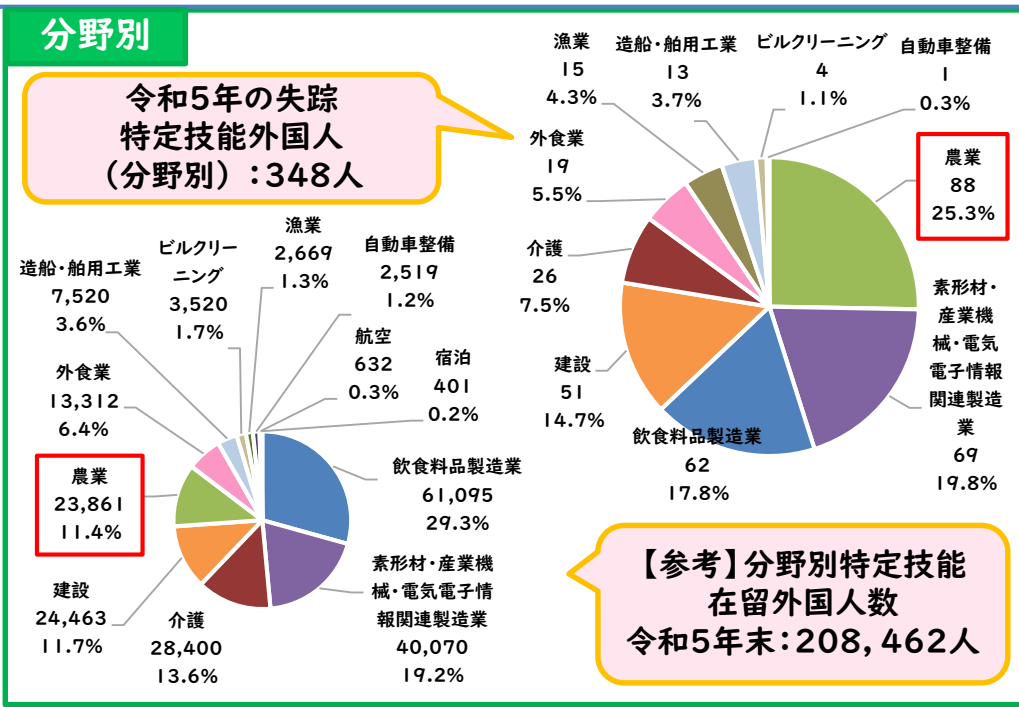
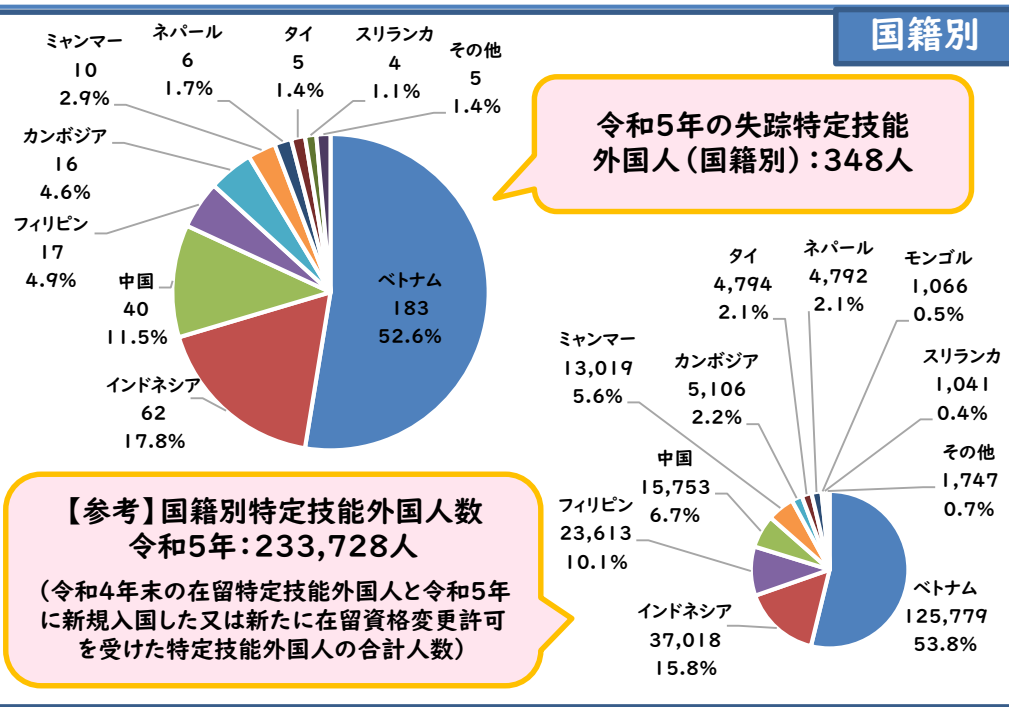
都道府県			失踪者数・・・① (令和5年)	【参考】		都道府県			失踪者数・・・① (令和5年)	【参考】		
				①÷②	在留者数・・・②					①÷②	在留者数・・・②	
北	海	道	316	2.2%	14,157	滋	賀	県	124	2.1%	5,882	
青	森	県	89	⑤ 3.0%	2,948	京	都	府	132	2.3%	5,752	
岩	手	県	97	2.8%	3,460	大	阪	府	② 730	② 3.6%	20,555	
宮	城	県	100	1.9%	5,161	兵	庫	県	279	2.1%	13,548	
秋	田	県	37	2.2%	1,699	奈	良	県	63	2.1%	3,063	
山	形	県	65	2.6%	2,540	和	歌	山	県	36	2.0%	1,777
福	島	県	115	2.5%	4,633	鳥	取	県	57	④ 3.2%	1,767	
茨	城	県	394	2.4%	16,659	島	根	県	30	1.4%	2,095	
栃	木	県	158	1.8%	8,587	岡	山	県	187	1.9%	9,641	
群	馬	県	213	2.0%	10,463	広	島	県	397	2.6%	15,040	
埼	玉	県	⑤ 482	2.1%	22,592	山	口	県	142	2.8%	4,997	
千	葉	県	④ 516	2.5%	20,842	徳	島	県	77	2.8%	2,765	
東	京	都	③ 598	① 4.1%	14,725	香	川	県	126	2.2%	5,771	
神	奈	川	県	2.7%	17,100	愛	媛	県	136	2.0%	6,660	
新	潟	県	122	2.4%	5,005	高	知	県	50	2.5%	1,962	
富	山	県	162	2.7%	6,047	福	岡	県	463	3.0%	15,445	
石	川	県	115	2.2%	5,176	佐	賀	県	68	2.1%	3,219	
福	井	県	103	2.2%	4,684	長	崎	県	107	③ 3.3%	3,256	
山	梨	県	68	2.6%	2,651	熊	本	県	221	2.4%	9,064	
長	野	県	130	2.1%	6,163	大	分	県	127	2.7%	4,768	
岐	阜	県	279	1.9%	14,879	宮	崎	県	102	2.4%	4,225	
静	岡	県	311	2.1%	14,653	鹿	児	島	県	168	2.6%	6,400
愛	知	県	① 783	2.1%	37,384	沖	縄	県	78	2.8%	2,811	
三	重	県	145	1.3%	11,007	総	計		9,753	2.4%	403,678	

(注1) 都道府県は、実習実施者の所在地。

(注2) 在留者数は、令和5年12月末の在留者数であり、都道府県が「未定・不詳」のものは除外。

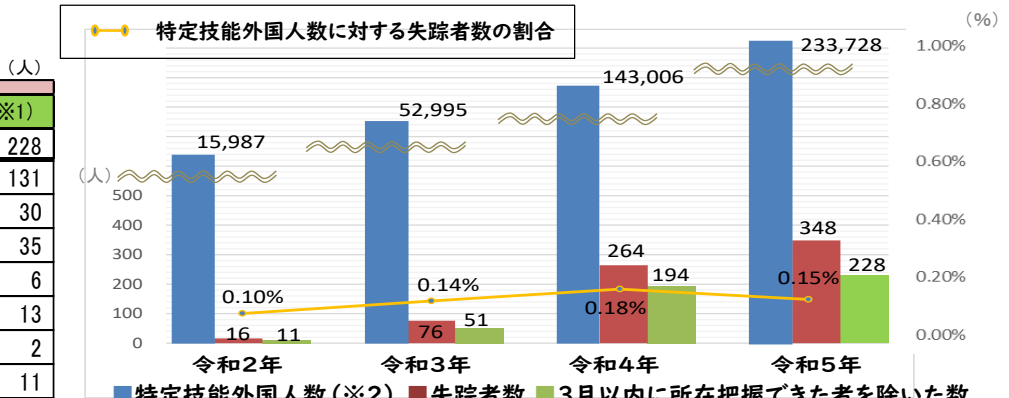
(単位:人) 7

- 令和5年における特定技能外国人に占める失踪者数の割合は0.15%（令和4年に比べ約0.03ポイント減）で、例年と同程度の推移となっている。
- 分野別特定技能在留外国人数と比較して、農業分野の失踪者数の割合が顕著に高くなっている。



特定技能外国人の失踪者数の推移（令和元年～令和5年）

	令和元年	(※1)	令和2年	(※1)	令和3年	(※1)	令和4年	(※1)	令和5年	(※1)
総計	0	0	16	11	76	51	264	(0.18%)	194	348 (0.15%)
ベトナム	0	0	14	11	44	24	141	(0.17%)	105	183 (0.15%)
インドネシア	0	0	1	0	8	6	39	(0.22%)	30	62 (0.17%)
中国	0	0	0	0	4	4	32	(0.32%)	19	40 (0.25%)
フィリピン	0	0	0	0	0	0	4	(0.03%)	1	17 (0.07%)
カンボジア	0	0	0	0	11	11	31	(1.09%)	27	16 (0.31%)
ミャンマー	0	0	0	0	0	0	4	(0.06%)	0	10 (0.08%)
その他	0	0	1	0	9	6	13	(0.18%)	12	20 (0.15%)



(※1 3月以内に所在把握できた者を除いた数)
注 本資料に含まれる特定技能外国人の失踪者数に係る数値はいずれも速報値
(※2 前年末の在留特定技能外国人と当年に新規入国した又は新たに在留資格変更許可を受けた特定技能外国人の合計人数)

職種別技能実習生の失踪者数（令和元年）

【速報値】

	番号	職種	人数	
				3月以内に所在把握ができた者を除いた数（注2）
農業関係	1	耕種農業	924	785
	2	畜産農業	208	181
		小計	1,132	966
漁業関係	3	漁船漁業	15	13
	4	養殖業	97	91
		小計	112	104
建設関係	5	さく井	6	6
	6	建築板金	39	32
	7	冷凍空調機器施工	23	21
	8	建築器具製作	13	12
	9	建築大工	144	129
	10	型枠施工	487	456
	11	鉄筋施工	371	328
	12	とび	1,420	1,269
	13	石材施工	16	13
	14	タイル張り	43	37
	15	かわらぶき	22	20
	16	左官	100	87
	17	配管	138	124
	18	熱絶縁施工	15	15
	19	内装仕上げ施工	137	126
	20	サッシ施工	15	13
	21	防水施工	147	125
	22	コンクリート圧送施工	47	43
	23	ウエルポイント施工	0	0
	24	表装	23	17
	25	建設機械施工	386	321
	26	築炉	0	0
		小計	3,592	3,194
食品製造関係	27	缶詰巻締	6	5
	28	食鳥処理加工業	51	40
	29	加熱性水産加工食品製造業	155	132
	30	非加熱性水産加工食品製造業	257	212
	31	水産練り製品製造	25	24
	32	牛豚食肉処理加工業	46	41
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	29	24
	34	パン製造	40	30
	35	そう菜製業	276	226
	36	農産物漬物製造業	5	5
		小計	890	739
繊維・衣服関係	37	紡績運転	15	12
	38	織布運転	22	21
	39	染色	11	9
	40	ニット製品製造	5	4
	41	たて編ニット生地製造	4	4
	42	婦人子供服製造	397	320
	43	紳士服製造	25	21
	44	下着類製造	9	6
	45	寝具製作	18	9
	46	カーベット製造	3	3
	47	帆布製品製造	19	17
	48	布はく縫製	7	5
	49	座席シート縫製	21	20
		小計	556	451
機械・金属関係	50	鑄造	57	52
	51	鍛造	0	0
	52	ダイカスト	15	12
	53	機械加工	156	136
	54	金属プレス加工	115	99
	55	鉄工	77	66
	56	工場板金	45	39
	57	めっき	35	34
	58	アルミニウム陽極酸化処理	5	4
	59	仕上	29	24
	60	機械検査	30	29
	61	機械保全	38	32
	62	電子機器組立て	116	106
	63	電気機器組立て	20	17
	64	プリント配線板製造	3	3
		小計	741	653
その他	65	家具製作	42	39
	66	印刷	22	20
	67	製本	20	19
	68	プラスチック成形	186	146
	69	強化プラスチック成形	16	15
	70	塗装	318	267
	71	溶接	416	371
	72	工業包装装	108	98
	73	紙器・段ボール箱製造	26	18
	74	陶磁器工業製品製造	5	5
	75	自動車整備	33	30
	76	ビルクリーニング	37	30
	77	介護	3	2
	78	リネンサブライ	20	19
		小計	1,252	1,079
非移行対象職種	79	その他（上記職種のいずれにも該当しない場合）	521	447
合 計			8,796	7,633

（注1）失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの（技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。）。

（注2）技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上における所在把握状況を確認したもの。

職種別技能実習生の失踪者数(令和2年)

【速報値】

	番号	職種	人数	
				3月以内に所在把握ができた者を除いた数(注2)
農業関係	1	耕種農業	544	469
	2	畜産農業	101	96
		小計	645	565
漁業関係	3	漁船漁業	8	7
	4	養殖業	54	49
		小計	62	56
建設関係	5	さく井	5	3
	6	建築板金	44	42
	7	冷凍空気調和機器施工	17	14
	8	建具製作	3	3
	9	建築大工	126	118
	10	型枠施工	312	270
	11	鉄筋施工	313	288
	12	とび	979	869
	13	石村施工	16	15
	14	タイル張り	26	21
	15	かわらぶき	22	21
	16	左官	82	70
	17	配管	110	94
	18	熱絶縁施工	11	10
	19	内装仕上げ施工	131	118
	20	サッシ施工	13	13
	21	防水施工	106	97
	22	コンクリート圧送施工	34	30
	23	ウエルポイント施工	0	0
	24	表装	14	10
	25	建設機械施工	322	284
	26	築炉	7	7
		小計	2,693	2,397
食品製造関係	27	缶詰巻締	6	5
	28	食鳥処理加工業	30	28
	29	加熱性水産加工食品製造業	60	53
	30	非加熱性水産加工食品製造業	147	129
	31	水産練り製品製造	16	15
	32	牛豚食肉処理加工業	29	25
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	20	18
	34	パン製造	16	13
	35	そう菜製造業	180	146
	36	農産物漬物製造業	3	3
	37	医療・福祉施設給食製造	0	0
		小計	507	435
繊維・衣服関係	38	紡績運転	18	14
	39	織布運転	20	17
	40	染色	10	6
	41	ニット製品製造	14	12
	42	たて編ニット生地製造	4	4
	43	婦人子供服製造	249	198
	44	紳士服製造	18	14
	45	下着類製造	4	4
	46	寝具製作	2	2
	47	カーベット製造	1	1
	48	帆布製品製造	14	14
	49	布はく縫製	4	4
	50	座席シート縫製	23	18
		小計	381	308
機械・金属関係	51	鋳造	36	33
	52	鍛造	0	0
	53	ダイカスト	9	8
	54	機械加工	78	65
	55	金属プレス加工	71	63
	56	鉄工	58	50
	57	エッチング	29	25
	58	めっき	15	13
	59	アルミニウム陽極酸化処理	4	4
	60	仕上げ	17	13
	61	機械検査	32	28
	62	機械保全	23	20
	63	電子機器組立て	59	50
	64	電気機器組立て	16	15
	65	プリント配線板製造	7	5
		小計	454	392
その他	66	家具製作	23	20
	67	印刷	9	8
	68	製本	11	9
	69	プラスチック成形	114	99
	70	強化プラスチック成形	8	5
	71	塗装	212	186
	72	溶接	281	239
	73	工業包装装	101	88
	74	紙器・段ボール箱製造	30	21
	75	陶磁器工業製品製造	6	5
	76	自動車整備	27	25
	77	ビルクリーニング	53	45
	78	介護	7	6
	79	リネンサプライ	17	15
	80	コンクリート製品製造	0	0
	81	宿泊	0	0
		小計	899	771
社内検定型	82	空港グランドハンドリング	0	0
非移行対象職種	83	その他(上記職種のいずれにも該当しない場合)	244	193
合 計			5,885	5,117

(注1) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの(技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。)
(注2) 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国留管理上における所在把握状況を確認したもの。

職種別技能実習生の失踪者数（令和3年）

	番号	職種	人数	
				3月以内に所在把握ができた者を除いた数（注2）
農業関係	1	耕種農業	587	475
	2	畜産農業	91	65
		小計	678	540
漁業関係	3	漁船漁業	5	4
	4	養殖業	50	44
		小計	55	48
建設関係	5	さく井	10	10
	6	建築板金	60	45
	7	冷凍空気調和機器施工	25	18
	8	建具製作	6	6
	9	建築大工	157	106
	10	型枠施工	477	366
	11	鉄筋施工	394	309
	12	とび	1,527	1,163
	13	石材施工	18	12
	14	タイル張り	32	24
	15	かわらぶき	26	24
	16	左官	94	74
	17	配管	125	102
	18	熱絶縁施工	28	17
	19	内装仕上げ施工	165	125
	20	サッシ施工	15	11
	21	防水施工	149	111
	22	コンクリート圧送施工	40	33
	23	ウェルポイント施工	2	2
	24	表装	26	17
	25	建設機械施工	453	325
	26	築炉	9	8
		小計	3,838	2,908
食品製造関係	27	缶詰巻締	9	6
	28	食鳥処理加工業	29	22
	29	加熱性水産加工食品製造業	70	56
	30	非加熱性水産加工食品製造業	144	104
	31	水産練り製品製造	11	7
	32	牛豚食肉処理加工業	19	15
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	11	9
	34	パン製造	21	15
	35	そう菜製造業	175	120
	36	農産物漬物製造業	3	1
	37	医療・福祉施設給食製造	6	6
		小計	498	361
繊維・衣服関係	38	紡績運転	9	5
	39	織布運転	24	19
	40	染色	5	4
	41	ニット製品製造	11	6
	42	たて編ニット生地製造	3	3
	43	婦人子供服製造	277	220
	44	紳士服製造	19	15
	45	下着類製造	6	4
	46	寝具製作	7	6
	47	カーベット製造	0	0
	48	帆布製品製造	20	19
	49	布はく縫製	5	5
	50	座席シート縫製	23	12
		小計	409	318
機械・金属関係	51	鋳造	44	34
	52	鍛造	1	1
	53	ダイカスト	11	11
	54	機械加工工	73	59
	55	金属プレス加工工	63	47
	56	鉄工	84	67
	57	工場板金	23	17
	58	めっき	21	19
	59	アルミニウム陽極酸化処理	1	1
	60	仕上げ	25	19
	61	機械検査	36	22
	62	機械保全	24	15
	63	電子機器組立て	38	29
	64	電気機器組立て	14	8
	65	プリント配線板製造	3	2
		小計	461	351
その他	66	家具製作	32	26
	67	印刷	22	15
	68	製本	8	3
	69	プラスチック成形	122	90
	70	強化プラスチック成形	27	20
	71	塗装	263	200
	72	溶接	354	275
	73	工業包装装	132	96
	74	紙器・段ボール箱製造	26	18
	75	陶磁器工業製品製造	5	5
	76	自動車整備	43	38
	77	ビルクリーニング	74	52
	78	介護	23	14
	79	リネンサブライ	16	13
	80	コンクリート製品製造	9	8
	81	宿泊	0	0
	82	RPF製造	0	0
	83	鉄道施設保守整備	0	0
	84	ゴム製品製造	0	0
		小計	1,156	873
社内検定型	85	空港グラウンドハンドリング	0	0
非移行対象職種	86	その他（上記職種のいずれにも該当しない場合）	72	46
合計			7,167	5,445

（注1）失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの（技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。）。

（注2）技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上における所在把握状況を確認したものを。

職種別技能実習生の失踪者数（令和4年）

【速報値】

	番号	職種	人数	
			3月以内に所在把握ができた者を除いた数（注2）	
農業関係	1	耕種農業	779	660
	2	畜産農業	169	142
		小計	948	802
漁業関係	3	漁船漁業	14	12
	4	養殖業	79	75
		小計	93	87
建設関係	5	さく井	26	24
	6	建築板金	99	94
	7	冷凍空調機器施工	31	26
	8	建具製作	7	6
	9	建築大工	142	118
	10	型枠施工	593	535
	11	鉄筋施工	438	389
	12	とび	1,785	1,525
	13	石材施工	21	18
	14	タイル張り	43	38
	15	かわらぶき	24	24
	16	左官	147	134
	17	配管	173	151
	18	熱絶縁施工	49	47
	19	内装仕上げ施工	199	168
	20	サッシ施工	17	12
	21	防水施工	170	140
	22	コンクリート圧送施工	49	46
	23	ウェルポイント施工	4	4
	24	表装	26	19
	25	建設機械施工	666	559
	26	築炉	8	6
		小計	4,717	4,083
食品製造関係	27	缶詰巻締	7	5
	28	食鳥処理加工業	33	26
	29	加熱性水産加工食品製造業	103	87
	30	非加熱性水産加工食品製造業	173	145
	31	水産練り製品製造	15	12
	32	牛豚食肉処理加工業	29	27
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	22	22
	34	パン製造	46	40
	35	そう菜製業	251	199
	36	農産物漬物製造業	4	4
	37	医療・福祉施設給食製造	14	13
		小計	697	580
繊維・衣服関係	38	紡績運転	4	4
	39	織布運転	18	17
	40	染色	8	6
	41	ニット製品製造	9	9
	42	たて編ニット生地製造	6	5
	43	婦人子供服製造	240	208
	44	紳士服製造	13	12
	45	下着類製造	12	11
	46	寝具製作	9	8
	47	カーベット製造	2	2
	48	帆布製品製造	14	13
	49	布はく縫製	8	2
	50	座席シート縫製	31	31
		小計	374	328
機械・金属関係	51	鋳造	43	33
	52	鍛造	0	0
	53	ダイカスト	11	10
	54	機械加工	93	81
	55	金属プレス加工	72	61
	56	鉄工	103	94
	57	工場板金	53	46
	58	めっき	33	27
	59	アルミニウム陽極酸化処理	2	2
	60	仕上	23	17
	61	機械検査	30	28
	62	機械保全	23	20
	63	電子機器組立て	33	27
	64	電気機器組立て	23	19
	65	プリント配線板製造	4	3
		小計	546	468
その他	66	家具製作	36	31
	67	印刷	24	21
	68	製本	13	12
	69	プラスチック成形	149	125
	70	強化プラスチック成形	16	11
	71	塗装	336	282
	72	溶接	435	387
	73	工業包装	165	142
	74	紙器・段ボール箱製造	25	21
	75	陶磁器工業製品製造	6	6
	76	自動車整備	57	48
	77	ビルクリーニング	93	75
	78	介護	75	40
	79	メンテナンスブライ	23	23
	80	コンクリート製品製造	33	33
	81	宿泊	3	3
	82	RPF製造	0	0
	83	鉄道施設保守整備	0	0
	84	ゴム製品製造	1	1
	85	鉄道車両整備	0	0
		小計	1,490	1,261
社内検定型	86	空港グランドハンドリング	0	0
非移行対象職種	87	その他（上記職種のいずれにも該当しない場合）	141	131
		合計	9,006	7,740

（注1）失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの（技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。）。

（注2）技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上における所在把握状況を確認したもの。

職種別技能実習生の失踪者数（令和5年）

【速報値】

	番号	職種	人数	
			3月以内に所在把握ができた者を除いた数（注2）	
農業関係	1	耕種農業	685	505
	2	畜産農業	149	114
		小計	834	619
漁業関係	3	漁船漁業	18	16
	4	養殖漁業	79	69
		小計	97	85
建設関係	5	さく井	15	8
	6	建築板金	106	86
	7	冷凍空調機器施工	29	24
	8	建具製作	6	6
	9	建築大工	149	105
	10	型枠施工	516	387
	11	鉄筋施工	453	304
	12	とび	1,614	1,079
	13	石村施工	13	11
	14	タイル張り	32	23
	15	かわらぶき	28	21
	16	左官	168	116
	17	配管	185	136
	18	熱絶縁施工	35	22
	19	内装仕上げ施工	164	124
	20	サッシ施工	16	13
	21	防水施工	195	139
	22	コンクリート圧送施工	71	44
	23	ウェルポイント施工	1	1
	24	表装	24	19
	25	建設機械施工	768	539
	26	築炉	5	2
		小計	4,593	3,209
食品製造関係	27	缶詰巻締	6	5
	28	食鳥処理加工業	36	28
	29	加熱性水産加工食品製造業	97	80
	30	非加熱性水産加工食品製造業	233	156
	31	水産練り製品製造	19	16
	32	牛豚食肉処理加工業	63	42
	33	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	14	11
	34	パン製造	26	21
	35	そう菜製造業	299	233
	36	農産物漬物製造業	6	6
	37	医療・福祉施設給食製造	32	23
		小計	831	621
繊維・衣服関係	38	紡績運転	9	4
	39	織布運転	18	14
	40	染色	5	4
	41	ニット製品製造	8	8
	42	たて編ニット生地製造	2	2
	43	婦人子供服製造	300	216
	44	紳士服製造	27	9
	45	下着類製造	12	12
	46	寝具製作	17	15
	47	カーベット製造	2	1
	48	帆布製品製造	28	20
	49	布はく縫製	6	5
	50	座席シート縫製	28	21
		小計	462	331
機械・金属関係	51	鋳造	70	47
	52	鍛造	8	2
	53	グイカスト	12	10
	54	機械加工工	152	117
	55	金属プレス加工工	109	91
	56	鉄工	98	86
	57	工場板金	52	43
	58	めっき	44	30
	59	アルミニウム陽極酸化処理	7	3
	60	仕上	48	39
	61	機械検査	56	38
	62	機械保全	23	16
	63	電子機器組立て	67	43
	64	電気機器組立て	10	9
	65	プリント配線板製造	11	10
	66	アルミニウム圧延・押出製品製造	0	0
	67	金属熱処理業	0	0
		小計	767	584
その他	68	家具製作	54	40
	69	印刷	36	29
	70	製本	29	24
	71	プラスチック成形	179	141
	72	強化プラスチック成形	14	13
	73	塗装	342	249
	74	溶接	442	367
	75	工業包装	225	170
	76	紙器・段ボール箱製造	38	30
	77	陶磁器工業製品製造	3	3
	78	自動車整備	69	53
	79	ビルクリーニング	81	48
	80	介護	121	22
	81	リネンサブライ	22	18
	82	コンクリート製品製造	36	31
	83	宿泊	9	4
	84	RPF製造	4	4
	85	鉄道施設保守整備	2	2
	86	ゴム製品製造	7	6
	87	鉄道車両整備	0	0
	88	木材加工	0	0
		小計	1,713	1,254
社内検定型	89	空港グランドハンドリング	2	1
	90	ボイラーメンテナンス	0	0
		小計	2	1
非移行対象職種	91	その他（上記職種のいずれにも該当しない場合）	454	389
		合計	9,753	7,093

（注1）失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの（技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。）。

（注2）技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上における所在把握状況を確認したもの。

都道府県別技能実習生の失踪者数

【速報値】

都道府県名	令和元年	令和2年	令和3年		令和4年		令和5年	
			3月以内に所在把握ができた者を除いた数(注3)		3月以内に所在把握ができた者を除いた数(注3)		3月以内に所在把握ができた者を除いた数(注3)	
総計	8,796	5,885	7,167	5,445	9,006	7,740	9,753	7,093
北海道	283	154	192	150	300	248	316	212
青森県	43	44	52	39	85	74	89	67
岩手県	65	31	38	27	61	54	97	44
宮城県	122	66	55	43	84	70	100	64
秋田県	14	24	39	35	25	20	37	30
山形県	48	46	49	38	74	61	65	57
福島県	86	57	77	51	88	81	115	82
茨城県	477	320	417	334	405	362	394	292
栃木県	152	94	131	110	134	119	158	116
群馬県	219	157	152	118	190	171	213	178
埼玉県	526	382	397	307	509	442	482	380
千葉県	550	357	384	288	466	405	516	355
東京都	538	367	385	281	588	491	598	429
神奈川県	355	275	336	266	405	346	455	315
新潟県	71	54	61	48	103	88	122	92
富山県	174	100	144	120	106	95	162	136
石川県	132	90	77	53	128	112	115	92
福井県	122	101	103	78	108	97	103	74
山梨県	35	31	38	32	58	52	68	48
長野県	196	89	100	87	144	119	130	97
岐阜県	278	208	215	181	297	263	279	208
静岡県	234	140	188	144	262	226	311	228
愛知県	729	517	572	444	761	621	783	555
三重県	178	134	141	102	161	125	145	106
滋賀県	52	64	56	43	71	61	124	74
京都府	95	94	76	60	101	92	132	109
大阪府	397	307	454	321	585	496	730	535
兵庫県	168	135	208	153	283	248	279	212
奈良県	60	37	63	48	68	60	63	41
和歌山県	17	23	28	16	41	36	36	25
鳥取県	47	15	32	23	38	33	57	44
島根県	48	35	37	25	40	35	30	22
岡山県	199	109	183	132	221	200	187	138
広島県	313	198	234	169	316	290	397	328
山口県	153	66	97	70	98	90	142	114
徳島県	78	31	81	61	78	71	77	58
香川県	156	64	80	54	115	99	126	80
愛媛県	109	71	133	90	142	126	136	107
高知県	47	20	36	28	33	30	50	40
福岡県	346	247	350	283	389	324	463	300
佐賀県	76	30	47	35	49	36	68	48
長崎県	90	59	78	52	101	93	107	68
熊本県	266	156	133	96	183	145	221	147
大分県	71	68	82	50	115	102	127	96
宮崎県	141	72	88	64	117	97	102	70
鹿児島県	168	92	121	96	163	138	168	124
沖縄県	72	54	127	100	117	96	78	56

(注1) 都道府県は、実習実施者の所在地。

(注2) 失踪者数は、在留資格「技能実習」をもって本邦在留中に、監理団体等から外国人技能実習機構に対し、「行方不明」となった旨の技能実習実施困難時届出書が提出された者を集計したもの(技能実習終了後に、帰国困難等の理由により他の在留資格へ変更となった者は含まない。)

(注3) 技能実習実施困難時届出書の受理から、3月以内の出入国在留管理上における所在把握状況を確認したもの。

外国人技能実習生の失踪を発生させないために

失踪の原因

- 賃金等の不払いなど、実習実施側の不適切な取扱い
- 入国時に支払った費用の回収等、実習生側の経済的な事情

失踪を発生させないために日頃から配慮していただきたいこと

○外国人に対してはあらかじめ業務内容をよく説明し、仕事内容について納得感をもってもらう必要があります。

雇用契約の締結時には技能実習計画は認定されていませんが、本邦に入国後に従事することとなる実習内容を事前に把握しておくことが望ましいことから、技能実習生に対し予定される技能実習における業務内容や修得等しようとする技能等の内容を説明することが望まれます。

○トラブルを未然に防ぎ、気持ちよく働いてもらうためにも、給料の仕組みや控除の理由を丁寧に説明してください。

技能実習生に対し待遇を説明する際には、技能実習生の言語に対応する雇用契約書及び雇用条件書を提示して説明してください。必要に応じて通訳をつけるなどした上で、内容を詳細に説明し技能実習生の理解を得ることが望ましいと考えられます。その際、賃金については、総支給額のみを説明するのではなく、控除される税金・社会保険料や食費・居住費等を徴収する場合にはその金額や目的、内容等について丁寧に説明してください。

○異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにすることが重要です。相手も自分と同じ価値観や指向だろう、という前提に立たないことが大切です。

○文化等の違いから、指導やアドバイスをただけのつもりでも、相手に嫌な気持ちをさせてしまうことがあるので、注意をして接するようにしましょう。

技能実習生の指導等に際しては、文化や言語の理解力等の違いなどから指導する側の意図に反し誤って伝わってしまい、極めて深刻な結果となってしまうことがあります。このようなことにならないためにも、日頃から個々の技能実習生の状況に十分配慮して、指導に際しても丁寧な態度でコミュニケーションをとり、信頼関係の構築に努めることが必要です。

技能実習生への必要な指導等のつもりであったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ帰国させる旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は当然ながら許されません。

広報用動画の配信（日本語含め10か国語で対応）

○技能実習生等を対象に、制度概要や実習中に問題が起きた時の対処方法や相談先などを多言語で紹介する動画を配信しています。入国前後の講習等様々な機会において積極的に活用願います。



8か国語での申告・相談が
電話・メール・手紙で可能

外国人技能実習機構

ベトナム語	英語
中国語	タイ語
インドネシア語	カンボジア語
フィリピン語	ミャンマー語

母国語相談 //

みなさんの母国語で相談を行うことができます



もし失踪が発生してしまったら・・・？

Step1 所在把握のための取組

【ポイント】技能実習生の行方が分からなくなるなど、失踪の疑いが生じた場合

- 同僚の技能実習生からの情報収集や本人のSNSの発信状況を確認するなどにより、所在把握に努める。
- 送出機関等と連携しながら、**本国の緊急連絡先(当該技能実習生の家族等)に対して、当該技能実習生からの連絡がないかを確認するとともに、本人に対して①監理団体等の保護下に戻る、②(監理団体等による保護を望まない場合は)外国人技能実習機構に連絡すること等を説得することを依頼する。**

- 失踪が発生させないことがまずは重要ですが、万一、失踪が発生した場合に備えて、技能実習生の本国等における緊急連絡先を把握しておくことが有効です。
- 監理団体には、技能実習の終了後に、**帰国が円滑になされるように必要な措置を講ずる義務**があります。その観点から、外国人技能実習機構への届出と並行して、**可能な限り失踪した技能実習生の所在把握に努めていただくことが重要**です。
- 昨今、友人やSNS等の情報を受けて一時的に失踪に至ったものの、その後翻意するケースもありますので、こうした取組はとりわけ重要になります。

Step2 外国人技能実習機構への連絡

【ポイント】失踪が発生し、技能実習の実施が困難となった場合

- (団体監理型実習実施者の場合)監理団体に対して遅滞なく連絡を行う。
- (企業単独型実習実施者又は監理団体の場合)技能実習の実施が困難になった事由が発生してから2週間以内に、機構の地方事務所・支所の認定課に**技能実習実施困難時届出書を提出**する。

※併せて、警察署への行方不明届出の提出を行ってください。

Step3 帰国措置又は復帰、転籍支援

- 所在が判明した場合は、本人の希望に応じて、帰国までの必要な措置、復職や転籍等の支援を実施してください。
 - ※ 技能実習実施困難時届出書の提出後における同実習実施者への復帰及び転籍に当たって御不明点がある場合は、機構に御相談ください。
 - ※ 専ら技能実習生の都合による転籍は認められませんので、留意願います。

Step4 失踪理由の把握と再発防止策の検討

- 失踪の理由には、賃金未払い等の実習実施者側の不適切な取扱いも一部あることから、技能実習生の所在を把握した場合には、そういった行為が行われていないか本人や同僚の技能実習生からの聴取も含め、確認することが必要です。
- また、不適切な取扱いでなくとも、先の**入国前の丁寧な説明やコミュニケーション等の配慮が行われているか、監理団体と実習実施者の間で自己点検を行っていただき、再発防止に努めていただくことが重要**です。

妊娠を理由に技能実習を一方的に終了することはできません

- ・妊娠、出産等を理由とした解雇や不利益取扱いとは法律で禁止されています。
- ・送出機関が技能実習生との間で、妊娠等を理由として帰国することを約束することは許されません。
- ・技能実習生から妊娠を伝えられた場合には、監理団体・実習実施者は技能実習生と話し合い、技能実習生の希望も踏まえて必要な対応をしてください。

技能実習生の妊娠が分かったら

- 技能実習生は妊娠に戸惑い、技能実習を続けられるかなど大きな不安を抱えています。監理団体・実習実施者は、技能実習生向けリーフレットを渡し、技能実習をやめる必要はないことや、妊娠・出産についての支援制度を説明するとともに妊娠中・出産後の技能実習生に対して必要な措置を講じてください。

<妊娠中・出産後の技能実習生に配慮が必要なこと>

- ☒ 実習実施者は、妊娠中・出産後の技能実習生を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所等に就かせることはできません。また、妊娠中・出産後の技能実習生から請求があれば、時間外労働や休日労働、深夜労働をさせることはできません。
- ☒ 実習実施者は、技能実習生が妊産婦のための保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保しなければなりません。
- ☒ 実習実施者は、技能実習生が医師等から、妊娠中に通勤緩和や休憩の取得等に関する指導を、妊娠中や出産後に作業制限や勤務時間の短縮、休業等の指導を受けた場合は、これらの措置を講じる必要があります。
- ☒ 監理団体・実習実施者は、上記対応によって、技能実習計画で定めた作業内容等の変更が必要となる場合は、外国人技能実習機構へ相談してください。

- 監理団体・実習実施者は、技能実習生の定期的な病院受診や市町村での手続（母子健康手帳の交付等）を支援し、安心して妊娠に向き合える環境の整備に努めてください。

技能実習生と話し合っていたきたいこと

- 監理団体・実習実施者は、技能実習を最後まで行えることを説明した上で、技能実習の継続意思や、日本での出産を希望するかを確認してください。
- 技能実習生が帰国して母国で出産することを希望する場合は、実習の再開の時期や手続等について、技能実習生に説明し、技能実習を終期まで円滑に行えるよう努めてください。（一時帰国する場合は、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）
- 技能実習生が実習終了を希望する場合は、円滑な帰国のために必要な措置を講じる必要があり、技能実習生に負担させることは禁じられています。（外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届出書を提出してください。）

技能実習生が日本で出産する場合の留意点

☑出産に際し日本で受けられる各種支援制度のほか、出産する病院の選択や入院手続、入院中必要な物や書類の用意など、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

【出産に伴う手当等の支援制度】

- ・健康保険や国民健康保険の加入者が出産したときは、出産育児一時金が支給されます。また、健康保険の被保険者が出産のため会社を休み、その間に給与の支払いを受けられなかったときは、出産手当金が支給されます。これらの給付は、国籍や出産の場所等に関わらず、受けることができます。
- ・健康保険と厚生年金については、産前産後・育児休業期間中の保険料が免除されます（健康保険組合又は年金事務所で手続が必要です。）。また、国民年金については、産前産後期間の保険料が免除されます（市区町村または年金事務所で手続が必要です。）。

☑技能実習生が産前産後休業（※）を取得する場合は、技能実習の一時中断となるため、外国人技能実習機構に技能実習実施困難時届を提出する必要があります。また、在留資格の手続については、地方出入国在留管理局へ相談してください。

（※）産前産後休業

実習実施者は、産前は出産予定日の6週間前から、産後は原則として8週間、女性の技能実習生を就業させることはできません。

☑技能実習生に、育児休業制度の利用可否について説明し、取得希望を確認してください。一定の要件を満たした技能実習生から、育児休業の申出があった場合は、育児休業を取得させなければなりません。

育児休業は、「雇用期間が1年以上であり、子どもが1歳6か月に達する日までに労働契約が満了することが明らかでない者」が対象となります。

※労働契約の満了の時点は、在留期限ではなく、技能実習生の残りの技能実習期間や、次段階（第2号又は第3号）の技能実習を予定しているかで判断してください。

※育児休業給付金は、在留資格にかかわらず支給されます。

☑お子さんの出生に係る届出等手続については、市町村や、在日大使館に確認するなどし、在留資格の取得手続については、地方出入国在留管理局に相談し、技能実習生に必要な支援をするよう努めてください。

問い合わせ先:外国人技能実習機構（TEL:03-3453-8000）

～各制度の問い合わせ先は、以下のとおり～

厚生年金について⇒年金事務所

国民年金について⇒年金事務所又は市区町村

健康保険について⇒加入先の医療保険者

（協会けんぽ加入者の保険料免除については年金事務所）

国民健康保険について⇒市区町村

育児休業について

産前産後休業について

➡ 労働局

在留資格について⇒入管庁

～監理団体・実習実施者の皆さまへ～

令和6年11月1日から

**やむを得ない事情がある場合の
転籍の運用を改善しました**

本リーフレットは、やむを得ない事情による転籍に関する運用改善をお伝えするものです。
監理団体・実習実施者の皆さまにおかれては、技能実習生に対する人権侵害行為や、報酬の不払
などが生じることがないように、引き続き技能実習計画に基づき適正な技能実習の実施をお願いいた
します。

運用改善の内容

1 「やむを得ない事情」の明確化

以下のような「やむを得ない事情」となり得る事柄につい
て、技能実習制度運用要領に明記しました。

- ・ 暴行や各種ハラスメント（暴言、脅迫・強要、セクハラ、マタハラ、パワハラな
ど）等の人権侵害行為を受けている場合
- ・ 重大悪質な法令違反行為があった場合
- ・ 重大悪質な契約違反行為があった場合

→ 詳細はこちら（機構ウェブサイト）



2 手続を明確化・柔軟化しました。

- ・ 技能実習生から監理団体又は実習実施者へ転籍の申出を行うための各国
言語に翻訳した様式及び転籍の申出を受けた監理団体又は企業単独型実
習実施者が当該申出に係る対応を技能実習生へ通知するための様式を整備

→ 「実習先変更希望の申出書」（運用要領参考様式第1-44号）

→ 「実習先変更希望の申出に係る対応通知書」（運用要領参考様式第1-45号）

- ・ 事実関係の調査に当たって、技能実習生の申出を裏付ける録音や写真
等の資料が提出された場合には、やむを得ない事情があると認めやす
くなりますので、そのような資料があるかよく確認してください。

→ 詳細はこちら（機構ウェブサイト）



3 監理団体又は実習実施者は、技能実習生から「やむを得ない事情」があるとして実習先変更希望の申出書の提出があった場合、次のとおり対応してください。

【監理団体又は企業単独型実習実施者の対応】

- ☐ 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- ☐ 直ちに必要な事実関係の確認や是正指導を行う
- ☐ 技能実習生に対して、転籍希望の申出に係る対応（実習先変更に向けた連絡調整を開始するか否か）について遅滞なく通知する
- ☐ 転籍を認め得るやむを得ない事情があると認めた場合には、申出書及び対応通知書の写しを添えて、技能実習実施困難時届出書を外国人技能実習機構宛てに提出する

【団体監理型実習実施者の対応】

- ☐ 申出書の受領後、署名欄を記入し、原本を技能実習生に返却する
- ☐ 直ちに監理団体に申出書の写しを提出する

4 入国後講習※では、技能実習生向けリーフレットなどで転籍に関する以下の説明を行ってください。

※監理団体又は企業単独型実習実施者に対応していただくものです。

令和6年11月以前に入国後講習を受けた技能実習生に対しては、監査の面接時等において教示してください。

- ☐ 「転籍を認め得るやむを得ない事情」に関する知識
- ☐ 技能実習生が実習先変更希望の申出を行う方法
- ☐ 「実習先変更希望の申出書」を監理団体又は実習実施者に提出した後の各手続に関する知識

在留管理制度上の措置の改善

5 転籍手続中や転籍先が見つからなかった場合の、在留管理制度上の措置を改善しました。

- ・ 転籍に向けた手続の期間中で技能実習を行えない場合には、必要に応じ、週28時間以内に限り、一般的な就労を認める
- ・ 転籍先の確保ができなかった場合で、「特定技能」への移行を希望する場合などには、「特定技能」へ移行するための特定活動を付与
→ 詳細はこちら（入管庁ウェブサイト）



13. Consultation offered by the Organization for Technical Intern Training [Native Language Consultation]

OTIT offers the following kinds of consultation and support (examples) in your native language so do not hesitate to contact them.

It is toll free. You can call from a pay phone using a 10-yen coin. The coin will be returned when you finish the call.

[Pay phone location search]

East Japan: <https://publictelephone.ntt-east.co.jp/ptd/map/>

West Japan: <https://www.ntt-west.co.jp/ptd/map/>

- We provide assistance for technical intern trainees when they need to change their training site due to the management situation at the training site or other unavoidable circumstances.
- Please contact us if you wish to receive assistance such as when a supervising organization refuses to offer accommodation.
- We also accept reports and provide consultations on violations of the Technical Intern Training Act by the supervising organizations or implementing organizations
- In principle, the supervising organizations are liable to pay the technical intern trainees the full amount of travel expenses for their return home after they finish training. If you do not receive payment of the travel expenses to return home or you are requested to pay part of such expenses, please contact OTIT.

[Examples of problems]

- You feel that there is illegal conduct such as that the sending agency, etc. charged you the expenses for the travel to Japan, or forced you to pay guarantee money or conclude a penalty contract without giving you sufficient explanation.
- When training is not completed and you want to continue training but you have to return home.
- You have difficulty securing your housing or daily meals.
- You feel worried or anxious about work or daily life.
- You want advice on religion, meals, customs or ways of thinking.
- You have doubts about working conditions such as wages and overtime work, etc.
- You cannot understand the instructions at the site of the technical intern training, or are experiencing problems due to differences in lifestyles and ways of thinking.
- You feel that there is a violation of the technical practice training law at the training place.
For example,
 - Your passport, residence card or bankbook has been taken away from you
 - Going out is unjustly restricted
 - Unfair restrictions are imposed on the freedom of your private life (possession of a mobile phone is forbidden)
 - The content of the technical intern training is different from what was explained to you
 - You are forced to engage in technical intern training by means of assault, intimidation, etc.
 - You are suffering violation of human rights such as bullying or power harassment.
 - You are being forced to return home against your will
- When it has become impossible to continue with the intern training due to the management situation of the training site, but the supervising organization is not cooperating in searching for a new training site.
- When going on to technical intern training (iii), you are hoping to change the training site, but the supervising organization is not cooperating in searching for a new training site.
- There is something you do not understand about the technical intern training program
- You do not know who to consult regarding Japanese laws and various systems.



13. 外国人技能実習機構における相談【母国語相談】

機構では、技能実習生の皆さんから、次のような相談（相談例参照）を母国語で受け付けていますので、是非御活用ください。

通話料は無料です。近くの公衆電話から10円玉でかけられます。通話が終わればお金は戻ってきます。

【公衆電話設置場所検索】

東日本 <https://publictelephone.ntt-east.co.jp/ptd/map/>

西日本 <https://www.ntt-west.co.jp/ptd/map/>

- 実習先の経営上の都合等によりやむを得ない事情で実習先の変更が必要などの支援を行っています。
- 監理団体等が宿舍の提供を拒む場合など支援を受けたい場合も御相談ください。
- 監理団体や実習実施者の技能実習法令違反についての申告や相談も受け付けています。
- 技能実習終了後の帰国旅費については、原則、監理団体が全額支払う必要があります。もし、帰国旅費を払ってもらえなかったり、その一部負担を求められたりした場合には相談してください。

【相談例】

- 入国前に、送出国等から、十分な説明がないまま来日費用を徴収されたり、保証金を徴収されたり、違約金契約を結ばれたりするなど、不適切な行為があったと感じたとき
- 実習が修了してなくて、実習を続けたいのに帰国させられそうになったとき
- 住む場所や毎日の食事に困っているとき
- 仕事上や日常生活で悩みや不安を感じたとき
- 宗教、食事、習慣、考え方に関するアドバイスがほしいとき
- 賃金や時間外労働等の労働条件等で疑問をもったとき
- 技能実習の現場で指示が理解できなかったり、生活習慣や考え方の違いからトラブルになったりしたとき
- 実習先で技能実習法令に違反があると感じたとき
例えば、
 - 旅券や在留カード、通帳を取り上げられているとき
 - 外出を不当に制限されているとき
 - 私生活の自由を不当に制限されているとき（携帯電話の所持が禁止されているなど）
 - 技能実習の内容が説明を受けていたものと違うとき
 - 暴行や脅迫等の手段で技能実習を強制されているとき
 - いじめやパワハラなど、人権侵害行為を受けているとき
 - 意に反して帰国させられそうなどとき
- 実習先の経営上の都合などで実習を続けられなくなったが、監理団体が新たな実習先を探すことに協力してくれないとき
- 技能実習3号に移行する際に、実習先の変更を希望しているが、監理団体が新たな実習先を探すことに協力してくれないとき
- 技能実習制度に関して分からないことがあるとき
- 日本の法律、各種制度に関して相談先が分からないとき



Name of the office (method)	Contact point and supported languages	Open hours (Every week)		Details
Native Language Consultation Hotline (telephone)	Tel: 0120-250-168 Supported languages: Vietnamese	Monday to Friday	11:00 am - 7:00 pm	The answering machine will pick up your call outside open hours. Please leave a message and your contact information.
		Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
	Tel: 0120-250-169 Supported languages: Chinese	Monday / Wednesday / Friday	11:00 am - 7:00 pm	
		Tuesday / Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
	Tel: 0120-250-197 Supported languages: Filipino	Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
		Tuesday / Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
	Tel: 0120-250-147 Supported languages: English	Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
		Tuesday / Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
	Tel: 0120-250-192 Supported languages: Indonesian	Saturday	9:00 am - 5:00 pm	
		Thursday	11:00 am - 7:00 pm	
Consultation in your native language (email)	Supported languages: Vietnamese Chinese Filipino English Indonesian Thai Cambodian Burmese	Anytime		- Responses will be on the following day or afterwards - Responses may take time depending on the content.
		Anytime		- Responses will be on the following day or afterwards - Responses may take time depending on the content.
Consultation in your native language (Zoom)	Supported languages: Vietnamese Chinese Filipino English Indonesian Thai Cambodian Burmese	Date of consultation to be adjusted by email (Any of the dates on which Native Language Consultation Hotline (telephone) is available)		- Consultation is held only by voice communication, with the web camera off.
Consultation in your native language (letter)	Support Division Guidance and Support Department Organization for Technical Intern Training 3F LOOP-X Bldg., 3-9-15 Kaigan, Minato-ku, Tokyo108-0022	Anytime (Application to be accepted only by mail)		- Responses will be on the following day or afterwards - Responses may take time depending on the content.
OTTT consultation office (in person, telephone)	Support Division or Guidance Division (in charge of support) of the Regional Office / Branch Office (see page 108) Supported languages: Japanese (interpreter of the native language if necessary)	Every week Monday to Friday 9:00 am - 5:00 pm		You can also ask for an interpreter. (It may take time to make the arrangements.) If you contact us beforehand, we will be able to smoothly make arrangements before your visit).

窓口名 (方法)	連絡先・対応言語	受付時間 (毎週)		備考
母国語相談 ホットライン (電話)	電話:0120-250-168 対応言語: ベトナム語	月曜日～金曜日	午前11:00～午後7:00	受付時間外は留守番電話につながりますので用件と連絡先を残して下さい。
		土曜日	午前 9:00～午後5:00	
	電話:0120-250-169 対応言語: 中国語	月曜日・水曜日・金曜日	午前11:00～午後7:00	
	電話:0120-250-197 対応言語: フィリピン語	火曜日・木曜日	午前11:00～午後7:00	
		土曜日	午前 9:00～午後5:00	
	電話:0120-250-147 対応言語: 英語	火曜日・木曜日	午前11:00～午後7:00	
		土曜日	午前 9:00～午後5:00	
	電話:0120-250-192 対応言語: インドネシア語	火曜日・木曜日	午前11:00～午後7:00	
		土曜日	午前 9:00～午後5:00	
	電話:0120-250-198 対応言語: タイ語	木曜日	午前11:00～午後7:00	
	日曜日	午前 9:00～午後5:00		
	電話: 0120-250-366 対応言語: カンボジア語	毎週木曜日	午前11:00～午後7:00	
	電話: 0120-250-302 対応言語: ミャンマー語	毎週火曜日	午前11:00～午後7:00	
母国語相談 (メール)	対応言語: ベトナム語 中国語 フィリピン語 英語 インドネシア語 タイ語 カンボジア語 ミャンマー語	いつでも		・ 回答は翌日以降 ・ 内容により時間をいただく場合があります。
母国語相談 (Zoom)	対応言語: ベトナム語 中国語 フィリピン語 英語 インドネシア語 タイ語 カンボジア語 ミャンマー語	メールで相談日時を調整 (母国語相談 (電話) の対応日のいずれか)		・ ウェブカメラをオフにした状態で音声通話のみで実施します。
母国語相談 (手紙)	〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階 外国人技能実習機構 指導援助部 援助課	いつでも (郵送受付のみ)		・ 回答は翌日以降 ・ 内容により時間をいただく場合があります。
機構窓口 (面談・電話)	地方事務所・支所の援助課又は指導課(援助担当) (109ページ参照) 対応言語: 日本語 (必要に応じて母国語の通訳人)	毎週 月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00		通訳人の手配を希望することもできます (手配にはお時間をいただきます。可能であれば、来所前に御連絡いただけるとスムーズです。)

- *1. If the above day is a public holiday or a New Year's holiday (December 29 - January 3), consultation in native languages is unavailable.
2. For the latest supported languages and open days of the week, please check with the following OTIT website.

[OTIT website: native language consultation page]
<https://www.support.otit.go.jp/soudan/en>

3. Emergency Consultation Desk for Technical Intern Trainees

Do you have worries or troubles, such as that your employer beats you, tries to force you to return home, or sexually harasses you? OTIT provides you with support in your native language and will help you to solve your problems as quickly as possible. When in such a situation, please do not hesitate to consult with us.

It is toll free.

Call the applicable telephone number above, and push "1" following the automated announcement, then you can speak to the dedicated operator.

4. You may be introduced to the office of a related organization depending on the content of your problem.

14. "Reports" you can submit

If a technical intern trainee encounters conduct which is in violation of the Technical Intern Training Act, he or she may report the illegal conduct to the related organization by either of the following methods: (1) report pursuant to the Technical Intern Training Act; or (2) report pursuant to the Labor Standards Act, etc.

(1) Report Pursuant to the Technical Intern Training Act

- (1) In cases where the implementing organization, supervising organization, or officers or employees thereof (referred to in the following paragraph as "implementing organization, etc.") is in violation of the provisions of this Act or an order based thereon, the technical intern trainee may report such fact to the competent ministers.
- (2) The implementing organization, etc., shall not suspend the technical intern trainee or discriminate against the technical intern trainee by reason of the technical intern trainee having given the report provided for in the preceding paragraph.

(Article 49 of the Technical Intern Training Act)

Pursuant to the Technical Intern Training Act, the technical intern trainee may personally report the illegal conduct of the implementing organization, the supervising organization, etc. to the Commissioner of the Immigration Services Agency and the Minister of Health, Labour and Welfare. The report may also be made through an agent who submits a power of attorney.

The following are examples of violations of the Technical Intern Training Act

Examples of violations

- Technical intern training is forced by means of assault, intimidation, etc.
- The content of the technical intern training differs from that given in the employment contract.
- Passports or residence cards have been taken away for safe keeping.
- Going outside is unjustly restricted.
- Unfair restrictions on freedom in daily life.



- ※1 上記曜日が、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)である場合、母国語相談はお休みです。
- 2 最新の対応言語と曜日については、下記の機構ホームページで確認をしてください。

【機構ホームページ 母国語相談サイト】

<https://www.support.otit.go.jp/soudan/en/>

- 3 技能実習SOS・緊急相談専用窓口

「殴られている」「強制的に帰国させられる」「事業主からセクハラを受けている」など、悩んだり、困っていませんか？外国人技能実習機構（OTIT）では、そのような技能実習生の皆さんを母国語でサポートします。悩みや困りごとを迅速に解決するために、ためらわずに相談してください。

通話料は無料です。

上記電話番号にダイヤル後、自動音声アナウンスのあと「1番」をプッシュしてください。専用の窓口につながります。

- 4 相談の内容に応じて、関係機関の窓口を御案内することがあります。

14. あなたがすることができる「申告」について

技能実習生は、技能実習法等に違反する行為に遭遇した際に、(1)技能実習法に基づく申告、(2)労働基準法等に基づく申告の2種類の方法により、関係機関に対して申告することができます。

(1) 技能実習法に基づく申告

- 1 実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役員若しくは職員（次項において「実習実施者等」という。）がこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、技能実習生は、その事実を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に申告することができます。
- 2 実習実施者等は、前項の申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取り扱いをしてはならない。

(技能実習法第49条)

技能実習生は、技能実習法に基づき、自ら実習実施者、監理団体等の不法行為を出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対して申告することができます。また、申告は委任状を提出した代理人を通じて行うこともできます。

技能実習法令に違反する行為の例としては次のようなものがあります。

違反例

- ・ 暴行や脅迫等の手段で技能実習を強制されている
- ・ 技能実習の内容が労働契約と相違している
- ・ 旅券や在留カードを保管するといって取り上げられている
- ・ 外出を不当に制限されている
- ・ 私生活の自由を不当に制限されている



16. Social insurance

Social insurance is a system to guarantee the medical expenses required for illnesses and injuries, and to guarantee the lives of the subscriber and surviving family through the payment of pensions, etc., in cases of death due to illness or injury or in the event of a certain disability.

(1) Types and benefits of social insurance

	Types	Benefits
Medical insurance	Health insurance National health insurance	- Part of the medical expenses arising from illness or injury (70% up to the age of 70) will be covered by insurance (payment by the individual will be 30% of the medical expenses). - However, for illness or injury due to work or commuting, benefits will be paid from the workers' accident compensation insurance. In this case, the workers' accident compensation insurance will bear the full amount of medical expenses.
Pension	Welfare pension National pension	Necessary benefits (pension) will be paid for old age, disabilities and death.

(2) Employees eligible for social insurance

	Employees eligible for social insurance
Health insurance Employees' pension	- Employees of the following business establishments - Corporate offices - Privately businesses that employ five or more full-time workers (excluding agriculture, forestry and fisheries, inns, cleaning establishments, etc.).
National health insurance National pension	Employees of business establishments other than the above (*) For the national pension, only employees aged 20 years and over are eligible.

- You (the technical intern trainee) must join either the "Health Insurance and Employees' Pension," or "National Health Insurance and National Pension."
- In addition, the technical intern trainee "during the period of the lectures" will join the "National Health Insurance and National Pension."

16. 社会保険

社会保険とは、病気やケガの療養費、また、病気やケガが原因で死亡した場合や一定の障害状態になった場合の年金の支払等を通じて加入者や遺族の生活を保障する国の制度です。

(1) 社会保険の種類と給付

	種 類	給 付
医療保険	健康保険 国民健康保険	○病気やケガにより生じる医療費の一部 (70歳までは70%) を保険で負担します (自己負担は医療費の30%となります)。 ただし、仕事上や通勤による病気やケガについては、労働者災害補償保険 (労災保険) から給付が行われます。この場合、医療費の全額を労災保険で負担します。
年 金	厚生年金 国民年金	○老齢・障害・死亡に関して必要な給付 (年金の支給) を行います。

(2) 社会保険の対象となる従業員

	対象となる従業員
健康保険 厚生年金	○以下の事業所の従業員 ・法人事業所 ・常時5人以上の労働者を雇用する個人経営の事業所 (農林水産業、旅館、クリーニング等の事業所は除きます)。
国民健康保険 国民年金	○上記以外の事業所の従業員 (※) 国民年金については、20歳以上の従業員のみが対象となります。

- あなた (技能実習生) は、「健康保険と厚生年金の両方」または「国民健康保険と国民年金の両方」のいずれかに加入しなければなりません。
- なお、「講習期間中」の技能実習生は、「国民健康保険と国民年金」に加入することになります。

(3) Amount of the social insurance premiums

Type	Explanation	Insurance rate	Amount of insurance premiums (monthly) Your contribution amount
Health insurance	• The insurance fee shall be the amount of the standard monthly remuneration (see note 1) multiplied by the insurance premium rate.	Kyokai Kenpo insurance premium rates are stipulated for each prefecture (note 2)	Standard remuneration monthly amount × insurance premium rate × 1/2
Welfare pension	• The monthly insurance fee will be borne equally by the implementing organization and you (the technical intern trainee)	18.3%	Standard remuneration monthly amount × insurance premium rate × 1/2
National health insurance	• Calculated using the method prescribed for each municipality.		Amount calculated by the method of each municipality (Note 3)
National pension	• Decided uniformly throughout the country		16,980 yen (Note 3)

- (Note 1) The “standard monthly remuneration amount” is determined based on the total monthly wage received by you (the technical intern trainee).
- (Note 2) The insurance premium rates of Kyokai Kenpo Insurance, which range from 10.42% (Saga Prefecture) to 9.35% (Niigata Prefecture), can be checked at the following website (March 2024).

[Japan Health Insurance Association (Kyokai Kenpo) website]
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

- (Note 3) All of the insurance premiums must be paid by you (the technical intern trainee). None will be borne by the employer (implementing organization). You have the obligation to pay the insurance premiums, but if it is difficult for you to pay, you may seek exemption or postponement of payment by following the prescribed procedure. You can carry out the procedure through electronic filing via the MynaPortal. For more information, please call Nenkin Kanyusha Dial at 0570-003-004 (if your phone number starts with 050, please call 03-6630-2525). Consultation services are also available in languages other than Japanese.

[Japan Pension Service Website: International]
<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

(4) Procedure for claiming a lump sum withdrawal payment for the employees' pension and national pension

- If a person has paid into the Employees' Pension or the National Pension for at least six months and has returned to their home country without fulfilling the qualification period to receive a pension (10 years), such person will be able to receive a lump sum withdrawal payment from the Japan Pension Service. The amount of the lump sum payment will be calculated with an upper limit of 60 months (5 years) depending on the period of participation in the Japanese pension system.

[Explanation] To those who have a pension period in a country that has a social security agreement with Japan

If you have a pension subscription period for a country that has a social security agreement that allows the pension subscription period in Japan and the pension subscription period in your country to be added together, you may be able to receive a Japanese pension through adding together the pension subscription period of both countries.

If the total pension subscription period in the two countries is less than the period required for the eligibility to receive pension in Japan (ten years), you may claim a lump sum withdrawal payment. However, if you receive a lump sum withdrawal payment, you will not be able to add the pension subscription period in Japan before you claimed the withdrawal lump sum because this period is deemed not to have existed. For this reason, please carefully read the warning notice about the lump sum withdrawal payment claim before requesting the lump sum withdrawal payment.

(3) 社会保険料の額

種類	説明	保険料率	保険料の額(月額) あなたの負担額
健康保険	○標準報酬月額(注1)に保険料率をかけた額が月額の保険料となります。 ○月額の保険料を事業主(実習実施者)とあなた(技能実習生)が折半して負担します。	協会けんぽの場合は、都道府県ごとに保険料率が定められています。(注2)	標準報酬月額×保険料率×1/2
厚生年金		18.3%	標準報酬月額×保険料率×1/2
国民健康保険	○市区町村ごとに定められた方法で算定します。		市区町村ごとの方法で算定した額(注3)
国民年金	○全国一律で決まっています。		16,980円(注3)

- (注1)「標準報酬月額」は、あなた(技能実習生)の受け取る1か月の総支給額に基づき決定されます。
- (注2)協会けんぽにおける、都道府県ごとの保険料率は10.42%(佐賀県)～9.35%(新潟県)となっており、下記のホームページで確認できます(令和6年(2024年)3月)。

[全国健康保険協会(協会けんぽ)ホームページ]
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

- (注3)保険料は全てあなた(技能実習生)の負担となります。事業主(実習実施者)の負担はありません。なお、保険料の納付は義務ですが、支払うのが経済的に困難な場合は、保険料が免除又は猶予される制度があります。免除又は猶予を受けるには手続きが必要です。手続きはマイナポータルを利用した電子申請も可能です。手続きなどの御相談は、「ねんきん加入者ダイヤル: 0570-003-004 (050で始まる番号から電話する場合は03-6630-2525)」にお問い合わせください。日本語以外の言語でも相談できます。

[日本年金機構ホームページ 外国人のみなさま／International]
<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>

(4) 厚生年金、国民年金の脱退一時金の請求手続

- 厚生年金又は国民年金に6か月以上加入していた方が、年金の受給に必要な資格期間(10年)を満たさずに帰国する場合には、日本年金機構に対して、脱退一時金を請求することができます。脱退一時金の支給金額は、日本の年金制度に加入していた期間に応じて、60か月(5年)を上限として計算されます。

【解説】日本と社会保障協定を結んでいる国の年金加入期間がある方々へ

日本と年金加入期間を通算する社会保障協定を結んでいる国の年金加入期間がある方については、両国の年金加入期間を通算して日本の年金を受け取ることができる場合があります。

両国の加入期間を通算しても日本の年金の受給に必要な資格期間(10年)を満たさない場合、脱退一時金を請求することができますが、脱退一時金を受け取る、脱退一時金を請求する以前の日本の年金加入期間がなかったものとみなされるため、この期間を通算することができなくなります。このため、脱退一時金を請求する際には脱退一時金請求書の注意書きをよく読んで慎重に検討してください。

* Entering into a social security agreement (Japan Pension Service website)

<https://www.nenkin.go.jp/international/agreement/status.html>

- For details on the lump sum withdrawal payment, please check the website of the Japan Pension Service given below. You can also print out the “Lump Sum Withdrawal Payment Claim” (National Pension / Employee Pension Insurance)” from this website. Please ask the person(s) in charge at the implementing organization or supervising organization, and follow the procedure.

Also, as a requirement for receiving lump sum withdrawals, you cannot have a Japanese address on the day that the Japan Pension Service receives your claim. Please submit a transfer notice to your city of residence before returning to your country.

(Note) Please note that you will not fulfill the requirements for receiving the lump sum withdrawal if you re-enter Japan and hold a Japanese residential address before the Japan Pension Service receives the claim.

[Japan Pension Service website]

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

AIR MAIL

Japan Pension Service

3-5-24, Takaido-nishi, Suginami-ku

Tokyo 168-8505 JAPAN

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

日本年金機構(外国業務グループ)

17. Labor insurance

Labor insurance is a national system that provides benefits (workers' accident compensation insurance) for injuries and illnesses during work or commuting, and benefits (employment insurance) in the case of unemployment.

This is obligatory for workplaces that employ even only one worker.

[Explanation] About part of the agriculture, forestry and fisheries industry

For part of the agriculture, forestry and fisheries industry, workers' accident compensation insurance is voluntarily applied, but in this case, you must subscribe to private voluntary insurance as an alternative measure to workers' accident compensation insurance.

(1) Workers' accident compensation insurance

- In the event that workers suffer injuries, fall ill, become disabled or die due to their work or commuting, necessary benefits will be granted to protect the workers themselves and their surviving families.
- Benefits granted under the workers' accident compensation insurance include the following.
 - Medical treatment (compensation), etc. benefits: Benefits for necessary medical treatment are granted (see page 134).
 - Temporary absence from work (compensation), etc. benefits: 60% of the basic daily benefit amount is paid per day of absence from the fourth day of absence (see page 136).
 - Injury and disease (compensation), etc. pension: Pension is paid according to the grade of injury and disease if the worker's injury or disease is not cured after one year and six months from the day of the commencement of medical treatment.
 - Disability (compensation), etc. benefits: Pension or a lump-sum is paid according to the grade of disability if the worker becomes disabled.
 - Nursing care (compensation), etc. benefits: An amount of expenses incurred for nursing care is paid in cash if the worker needs nursing care due to severe aftereffects.
 - Surviving family (compensation), etc. benefits and funeral expenses: Pension or a lump-sum and funeral expenses are paid to the worker's surviving family.
- The employer (implementing organization) is responsible for making the subscription arrangements. Since the

※社会保障協定の締結状況(日本年金機構ホームページ)

<https://www.nenkin.go.jp/international/agreement/status.html>

○脱退一時金についての詳細は、以下の日本年金機構のホームページを御覧ください。また、このホームページから「脱退一時金請求書(国民年金/厚生年金保険)」を入手できます。実習実施者又は監理団体の担当者に依頼して、請求の進めてください。

なお、脱退一時金の受給要件として、日本年金機構が請求書を受理した日に日本に住所を有していないことが必要です。帰国する前に、お住まいの市区町村に転出届を提出してください。(注意) 日本年金機構が請求書を受理する前に再入国し、住所を有するに至った場合には、受給要件を満たさなくなるので御注意ください。

【日本年金機構ホームページ】

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/dattai-ichiji/20150406.html>

AIR MAIL

Japan Pension Service

3-5-24, Takaido-nishi, Suginami-ku

Tokyo 168-8505 JAPAN

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

日本年金機構(外国業務グループ)

17. 労働保険

労働保険とは、仕事や通勤中のケガや病気に対する給付(労災保険)と失業した場合の給付(雇用保険)を行う国の制度です。

労働者を一人でも雇用している事業場に対して強制的に適用されます。

【解説】農林水産業の一部について

農林水産業の一部については、労災保険が任意適用とされていますが、この場合、労災保険の代替措置として民間の任意保険に加入しなければなりません。

(1) 労災保険

- 労働者の方々が、仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合、障害が残った場合、お亡くなりになった場合に、労働者本人やその遺族を保護するために必要な給付が行われます。
- 労災保険で受けられる保険給付は次のものがあります。
 - ①療養(補償)等給付: 必要な療養を給付 (135ページ参照)
 - ②休業(補償)等給付: 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%を支給 (137ページ参照)
 - ③傷病(補償)等年金: 療養開始から1年6か月経過後、傷病が治癒していない場合に、傷病等級に応じ、年金を支給
 - ④障害(補償)等給付: 障害が残った場合に、障害等級に応じ、年金または一時金を支給
 - ⑤介護(補償)等給付: 重い後遺症が残り介護が必要となった方に対し、介護費用としてかかった実費を現金支給
 - ⑥遺族(補償)等給付及び葬祭料(葬祭給付): 遺族に対し年金または一時金及び葬祭料を支給
- 加入手続は使用者(実習実施者)が行います。保険料は使用者が全額負担することとなりますので、あなた(技能実習生)の負担はありません。

**「技能実習生手帳」アプリをダウンロードしましょう！
入国前の技能実習生のみなさんもダウンロードできるようになりました！**

このアプリは、技能実習生のみなさんが入国時に配付される「技能実習生手帳」をいつでも、どこでも見られるスマートフォン向けアプリです。

最新の技能実習関連法令や、日常生活に役立つ情報、災害情報、違反の通報や申告手続き、困ったときの相談窓口などを満載した必ず役立つアプリです。

今すぐここから無料ダウンロード→

■ **日本国外で購入した端末でもご利用いただけます！**

日本国外からもダウンロードできます。

入国前の技能実習生のみなさんも、ぜひご利用ください。

■ **9か国語対応**

ベトナム語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、
タイ語、ミャンマー語、モンゴル語、カンボジア語、英語



「技能実習生手帳」にはお役立ち情報が満載

- ・日本の各種法令
- ・日本生活のルール（交通、乗り物、宿舎）
- ・労働関係法令
（労働契約、解雇、労働時間と休憩・休暇、賃金など）
- ・社会保険、労働保険
- ・税金（所得税・住民税）
- ・労働災害
- ・技能実習が困難になったとき
結婚・妊娠・出産をしたとき
- ・各種相談窓口
- ・申告制度
- ・外国人技能実習制度の概要

日本での生活に必須！アプリ限定の使える機能

・ **プッシュ通知により機構からさまざまな情報をお知らせ**

・ **母国語相談窓口：**

日本での生活、技能実習のことなど、困ったらご相談ください

・ **災害情報：**地震や風水害の情報をリアルタイムに確認

・ **事務所検索（大使館）：**あなたの国の大使館情報

・ **アプリ共有：**

Facebook、X（旧Twitter）、LINE、メールなどで周りの人たちとシェア

※ **アプリの利用により個人の情報などは収集されません。**



■ お問い合わせ先

外国人技能実習機構（OTIT）指導援助部援助課 TEL 03-6712-1965

～外国人を雇用する 事業者の方へ～



住民税の特別徴収にご協力ください！

住民税の特別徴収義務

所得税の源泉徴収義務がある給与支払者^(※)は、原則として、納税義務者である従業員に代わって、毎月支払う給与から住民税を特別徴収し、従業員が居住する市区町村に納入することが義務付けられています。

外国人を雇用する場合でも、日本人の従業員と同様に特別徴収を行っていただく必要があります。

(※) 常時二人以下の家事使用人のみに対し給与の支払をする者以外の給与支払者

◆ 特別徴収になると

従業員の方…毎月の給与から年12回の納付となるため、普通徴収（年4回払い）と比べ、1回当たりの納付額の負担が少なくなります。また、自身で納付する手間が省け、納め忘れの心配がありません。

事業者の方…所得税の源泉徴収事務と異なり、市区町村が納入すべき税額を決定して通知するため、事業者の方が納入額の計算をする必要はありません。

外国人が退職・帰国（出国）するときには

住民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内いただきますようお願いいたします。

なお、日本人と外国人で手続きの方法などが異なるものではありません。

■ 残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収

本人から申出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から残りの住民税を一括して徴収することができます。

※ 1～5月に退職する場合は、申出の有無にかかわらず一括徴収を行っていただく必要があります。

■ 納税管理人の選任

帰国する方で、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から、自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を定め、市区町村に届け出る必要があります。

※事業者の方へ この面は、外国人の従業員向け広報ポスターとなっています。
事業所内に掲出していただくなど、適宜ご活用ください。



総務省
Ministry of Internal Affairs
and Communications

外国人の方へ 住民税のお知らせ

住民税の支払いをお忘れなく！



- 住民税は、1月1日時点で日本に住所があり、一定額以上の給料などをもらっている人であれば外国人の方でも住んでいる市区町村に支払う必要がある税金です。1月2日以降に日本から出国した場合でも同じです。
- もし、支払うべき住民税が支払われていない場合は、在留期間の更新申請などが許可されない場合があります。
- 毎月の給料から住民税を差し引かれている人が会社を辞める場合、会社に、支払っていない住民税の全部を給料や退職金から差し引いてもらい、市区町村に支払ってもらうこともできます。
- 日本から出国するまでの間に住民税を支払うことができない場合は、出国する前に、日本に住んでいる人の中から、自分に代わって税金の手続きを行う人（納税管理人）を決めて、住んでいる市区町村に届け出る必要があります。

【お問い合わせ先】 不明な点がある場合は、お住まいの市区町村までお問い合わせください。

Don't forget to pay resident tax!

- The resident tax is a tax that must be paid to the local municipal office for foreigners having a domicile within Japan as of January 1, and earned income that is above a certain amount. The same applies if you leave Japan after January 2.
- If the obligatory resident tax payment due is delinquent, the taxpayer may not be able to renew their foreign residency during the period that they are authorized to stay, etc.
- If an employee whose employer deducts resident taxes from their monthly salary leaves the company, the employee can request the employer to deduct all unpaid resident taxes from their salary or retirement allowance and pay the municipality on behalf of the employee.
- A taxpayer who plans to leave Japan must appoint a resident in Japan (tax agent) who will be responsible for handling tax activities on the employee's behalf, and notify the municipality where the employee lives if unable to pay the resident tax before leaving Japan.

【Contact Information】 If you have any questions, please contact your local municipal office.

请勿忘缴纳住民税！

- 住民税是指，自1月1日起在日本居住，并拥有一定收入的人员，包括外国人在内，需要向所居住的市区町村缴纳的税金。即使1月2日后从日本离开也同样需缴纳住民税。
- 若需缴纳的住民税没有及时缴纳，可能无法通过在留期限更新等的申请。
- 每月工资中扣除住民税的人员在离职后，未缴纳的住民税将从工资或退休金中扣除，并代向市区町村缴纳。
- 若在离开日本前无法缴纳住民税，需在离开前，从居住在日本的人员中，指定代替自己缴纳税金的纳税管理人，并通知所居住的市区町村。

【咨询窗口】 若有不明之处，请咨询所居住的市区町村。

Đừng quên nộp thuế cư trú !

- Thuế cư trú là loại thuế phải nộp cho các thành phố nơi người nước ngoài sinh sống nếu họ có địa chỉ tại Nhật Bản kể từ ngày 1 tháng 1 và nhận được một mức lương nhất định. Trường hợp rời khỏi Nhật bản từ ngày 2 tháng 1 cũng giống như vậy.
- Nếu như bạn chưa thanh toán khoản thuế phải đóng thì có thể sẽ không được cho phép như là khi bạn xin gia hạn thời gian lưu trú.
- Nếu một người đã khấu trừ thuế cư trú từ tiền lương hàng tháng của họ rời khỏi công ty, họ có thể yêu cầu công ty khấu trừ tất cả thuế cư trú chưa được trả từ tiền lương và trợ cấp hưu trí của họ và trả cho thành phố.
- Nếu bạn không thể trả thuế cư trú trước khi rời Nhật Bản, hãy quyết định một người sẽ chịu trách nhiệm về thủ tục thuế thay cho bạn (người quản lý nộp thuế) trước khi rời Nhật Bản và bạn cần thông báo cho thành phố địa phương nơi bạn sinh sống.

【Thông tin liên hệ】 Nếu có điểm nào chưa rõ, hãy liên hệ tới thành phố địa phương nơi bạn sinh sống.

在留カード等の確認時にはアプリが有効です！

- 近年、券面の偽造技術の精巧化に対応するため、入管庁では「在留カード等読取アプリケーション」や「在留カード等番号失効情報照会」を無料公開しています。
- 外国人を雇用する際にこれらを併せて利用することで、提示された在留カードの偽変造の有無や、有効であることを簡単に確認することが可能であり、**不法就労防止対策として効果的**です。

在留カード等読取アプリケーション

+

在留カード等番号失効情報照会

ICチップ内の情報をアプリ上に表示し、提示された在留カードの記載内容と見比べることで、偽変造されたものかどうかを確認することができます。

在留カード番号等をインターネット上の照会ページに入力することで、在留カードの有効性を確認することができます。

STEP 1

在留カード等の名義人本人の同意を得る

STEP 2

在留カード等番号を入力又はカメラで読み込む

STEP 3

在留カード等を読み取る

STEP 4

読み取った画像とカード券面の記載内容を見比べて、相違ないか確認

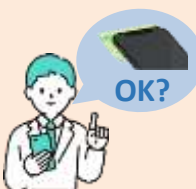
併用が効果的

STEP 1

在留カード等の番号と有効期限等を入力

STEP 2

結果を確認し、在留カード等が失効していないことを確認



手入力
OR
自動読み取り



OK!!

注：ICチップが読み取れない場合は、画像確認はできません。

Windows/Mac版



iPhone版



Android版



(1) 在留カード等番号 AB12345678CD
(2) 在留カード等有効期間 2024 年 12 月 31 日
・画像に表示されている文字を入力してください。
DVCJOF DVCJOF



OK!!

ウェブサイトURL
<https://lapse-immi.moj.go.jp/>



ご利用の際には、名義人本人の同意を得た上で在留カード等の提示を受ける必要があります。

【重要】入国前結核スクリーニングの実施について
(フィリピン、ネパール、ベトナム国籍の方)

入国前結核スクリーニングについて

入国前結核スクリーニングは、対象国（フィリピン・ベトナム・インドネシア・ネパール・ミャンマー・中国）（※１）の国籍を有し、日本に中長期在留者（再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を有する方を除く。）並びに特定活動告示第５３号及び５４号（デジタルノマド及びその配偶者又は子）として入国・在留しようとする方を対象に、在留資格認定証明書交付申請において、**結核非発病証明書**の提出を求めるものです。

ただし、現在の居住地が対象国以外の国又は地域であることが、滞在許可証等により確認された場合は、対象外となります。

また、入国前に結核検査を目的とした胸部レントゲンを含む健康診断が課されている制度（※２）については、当面の間、本スクリーニングの対象外となります。

※１ 対象国のうち、インドネシア・ミャンマー・中国については現時点で未定です。

※２ J E Tプログラム参加者、J I C A研修員（長期・短期）、J I C A人材育成奨学計画（J D S）留学生、大使館推薦による国費留学生、外国人留学生の教育訓練の受託事業、当該国とのE P Aに基づく看護師・介護福祉士、特定技能外国人、特定活動告示第５５号（特定自動車運送業準備）、家事支援外国人材受入事業（特区法第１６条の４）

結核非発病証明書について

結核非発病証明書は、日本国政府が指定する国外の医療機関（指定健診医療機関）が発行するものであり、有効期間は原則として、結核健診実施日（胸部レントゲン撮影実施日）から１８０日です。結核非発病証明書は、在留資格認定証明書交付申請時点において、有効期限内である必要があります。

スケジュール

結核非発病証明書の提出義務付け開始日以降に在留資格認定証明書交付申請をされる方は、結核非発病証明書の提出が必要となります。提出義務付けの日以前に申請された方については、結核非発病証明書を提出する必要はありません。

２０２５年６月２３日 結核非発病証明書の提出義務付け開始（フィリピン・ネパール）

２０２５年９月 １日 結核非発病証明書の提出義務付け開始（ベトナム）

詳しくは、出入国在留管理庁ホームページを御確認ください。



https://www.moj.go.jp/isa/10_00219.html

中部地区における 外国人技能実習制度の現状、課題等について



令和7年6月20日
愛知労働局

1. 技能実習制度の現状

日本で就労する外国人のカテゴリーと中部地区の外国人労働者数

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

(単位:人)

地域 カテゴリー	全国	中部 7県	富山	石川	福井	岐阜	静岡	愛知	三重
外国人労働者総数	2,302,587	435,627	14,930	15,092	13,594	43,733	81,560	229,627	37,091
①就労目的で在留が認められる者 (いわゆる「専門的・技術的分野」) ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。	718,812	97,656	3,384	3,690	2,392	8,922	16,646	54,242	8,380
②身分に基づき在留する者 (「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」) ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため様々な分野で報酬を受ける活動が可能。	629,117	180,061	3,944	2,993	4,787	16,206	38,942	98,365	14,824
③技能実習 ・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。 ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった。	470,725	106,001	6,704	5,758	5,326	15,312	16,977	45,048	10,876
④特定活動 (EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等) ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。	85,686	11,653	388	657	341	1,142	1,434	6,653	1,038
⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) ・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。	398,167	40,254	510	1,994	748	2,150	7,560	25,319	1,973

※外国人雇用状況の届出状況(令和6年度10月末時点)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(労働施策総合推進法 第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

※上記在留資格以外に「日米地位協定対象者」があるため、外国人労働者総数とは合わない。

日本で就労する外国人のカテゴリー（総数約230.3万人の内訳）

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約71.9万人

（いわゆる「専門的・技術的分野」）

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約62.9万人

（「定住者」（主に日系人）、「永住者」、「日本人の配偶者等」等）

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約47.1万人

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった（同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。）。

④特定活動 約8.6万人

（EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外交官等の家事使用人等）

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動（留学生のアルバイト等） 約39.8万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内（1週28時間以内等）で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律 ・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術 ・人文知識 ・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

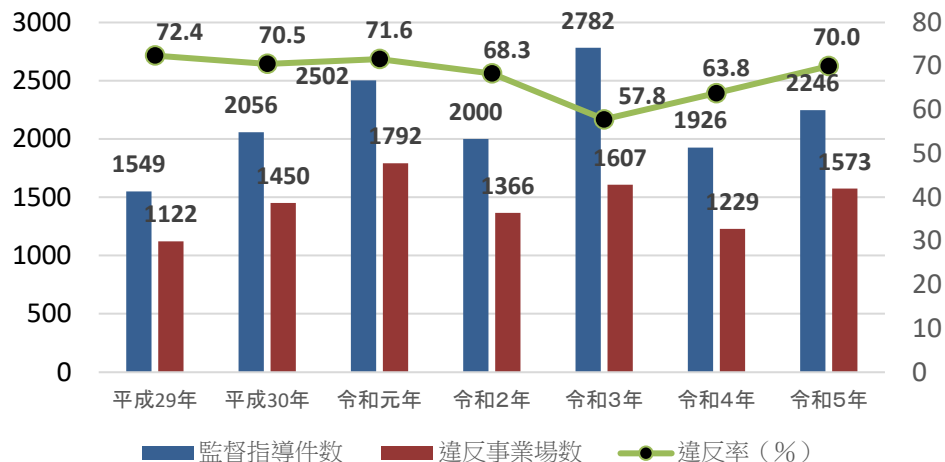
※外国人雇用状況の届出状況（令和6年10月末時点）による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度（労働施策総合推進法 第28条）。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

2.外国人技能実習生の実習実施機関に 対する監督指導、送検等の状況 (令和5年)

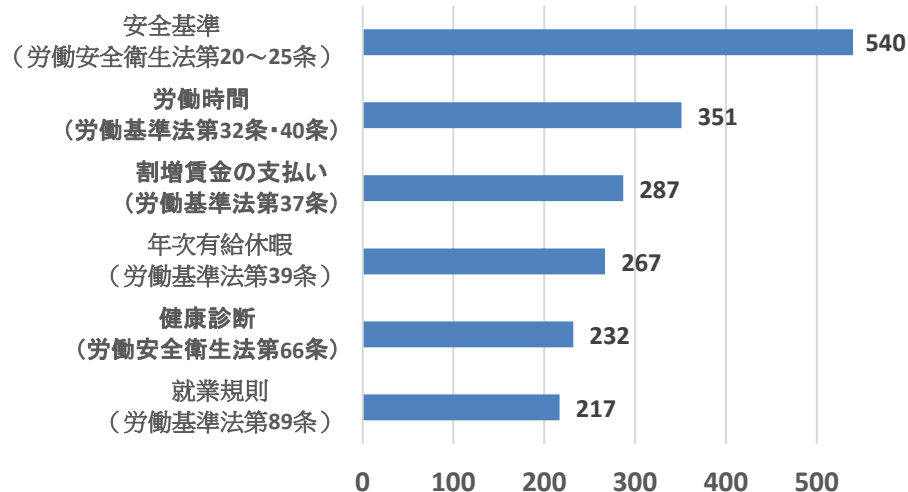
1 中部地区における監督指導状況

(1) 中部地区の労働基準監督機関において、実習実施機関に対して2,246件の監督指導を実施し、その70.0%に当たる1,573件で労働基準関係法令違反が認められた。(令和5年実績)

注>違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



(2) 主な違反事項は、①使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準、②労働時間、③割増賃金の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 労働基準監督官が監督指導した事例には、以下のようなものがあった。

事例1

災害を端緒に監督を実施

概要

- 乾燥作業にて、着火が思わしくなく、メタノールを振りかけたところ、作業着に燃え広がり、実習生がやけどを負った災害を契機に監督を実施。
- 業種は製造業。実習生の国籍はベトナム。

指導内容

- 引火性の物を火気等にみだりに注がないこと。
- 屋内で有機溶剤を取り扱う箇所に局所排気装置を設置していないこと。
- 天井クレーンについて外れ止めを設置していないこと。

指導事項

安衛則第256条（危険物を製造する場合の措置）
有機則第5条（有機溶剤に係る設備）
安衛令第13条3項14号（クレーンの構造規格）

指導の結果

- 引火物の適正な取り扱い、局所排気装置及び天井クレーンの設置を実施した。

事例2

技能実習機構からの通報を契機に監督を実施

概要

- 外国人技能実習機構から、技能実習生に36協定を超える時間労働を行っているとの通報があり監督を実施。
- 業種は製造業。実習生の国籍は中国。

指導内容

- 技能実習生の時間外・休日労働について、36協定の限度時間を超え、かつ月100時間超え、2か月から6か月平均で月80時間を超えていたこと。
- 年次有給休暇について年5日以上を取得を行っていないこと。

指導事項

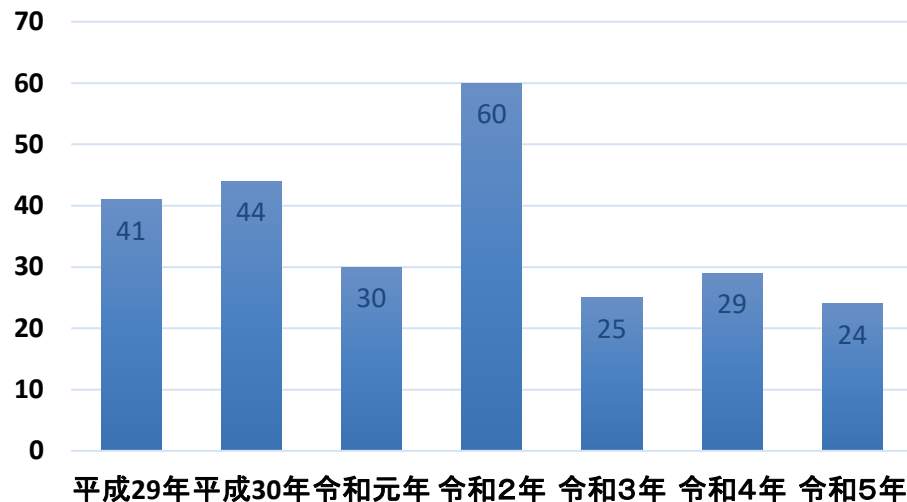
労働基準法第32条及び36条第6項、7項
労働基準法第39条

指導の結果

- 時間外労働等の削減を実施し、36協定の範囲内となった。
- 年次有給休暇について計画的に取得する体制を構築した。

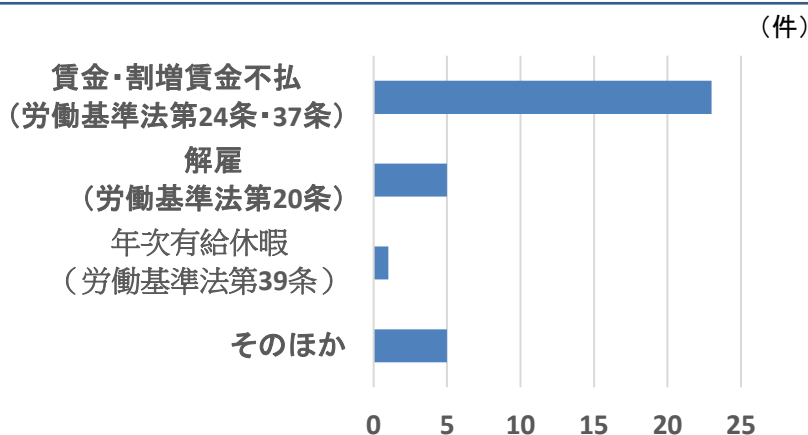
2 中部地区における申告状況

- (1) 令和5年に技能実習生から労働基準監督機関に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告は中部地区で24件であった。



- (2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払(23件)、②解雇(5件)の順に多かった。

<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



- (3) 労働基準監督官が処理した申告事例には、以下のようなものがあった。

事例1

技能実習生から割増賃金不払い等について申告があり、監督指導を実施

概要

- 技能実習1名から、時間外労働の割増賃金の不払に係る申告。労働者は製造業の作業員。

指導内容

- 技能実習生6名の割増賃金不払(25%及び月60時間を超えた場合は50%)を確認したため、是正勧告した。

指導事項

労働基準法第37条(割増賃金の支払い)

指導の結果

- 入社時にさかのぼり、割増賃金を計算し不足額を支払い解決した。

事例2

技能実習生から賃金の一部控除に係る申告があり、監督指導を実施

概要

- 技能実習生から、寮の退去に伴う清掃代等の控除に納得できないとして賃金の一部支払いを求めるもの。

指導内容

- 清掃代等の費用について、技能実習生の労働条件に対する説明も、賃金控除協定も結ばれていなかった。よって、賃金の一部控除について不払いを認め、是正勧告を行った。

指導の結果

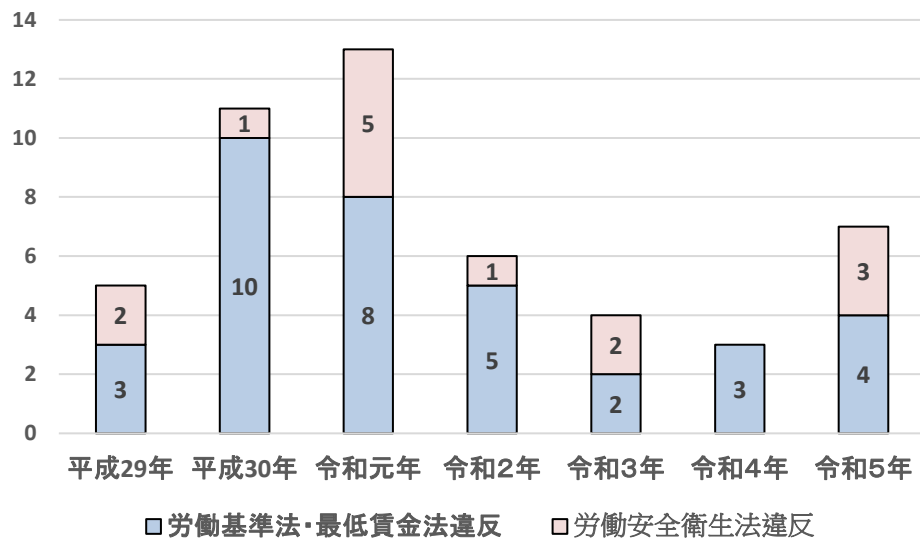
指導事項

労働基準法第24条(賃金の全額支払い)

- 賃金から一方的に退去費用等を控除していたことを認め、賃金を支払った。なお清掃代等は労使で話し合い解決した。

3 送検状況（中部地区）

- (1) 令和5年に技能実習生に係る重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は7件であった。



事例

違法な時間外労働・休日労働で送検

概要

- 繊維業の事業場において、技能実習生10人に対して時間外労働・休日労働に関する労使協定の範囲を超えて時間外労働・休日労働を行っていたことが判明した。

被疑事実

技能実習生に対し、

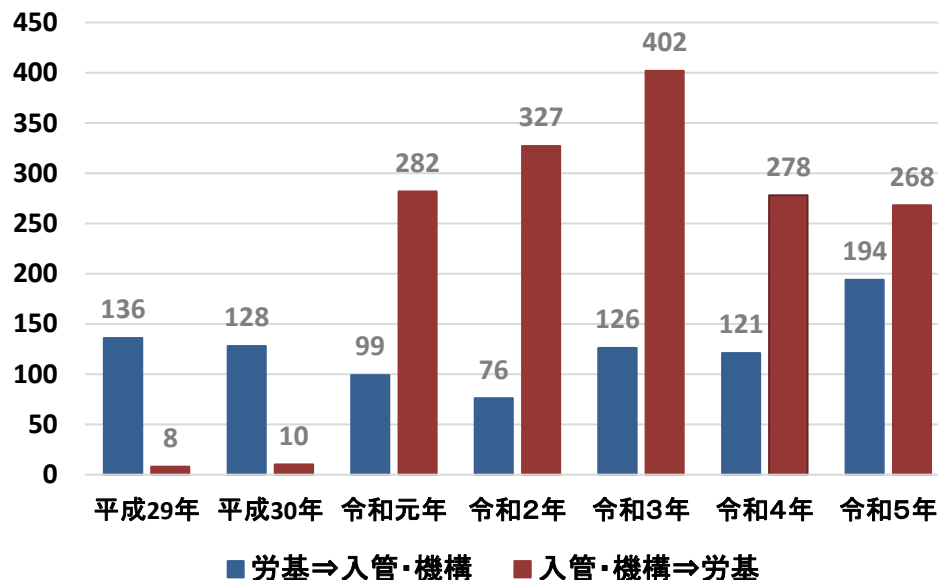
- 36協定の範囲を超えて時間外労働・休日労働を行っていたうえに、2か月から6か月期間における1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働を行っていた。
- 違反条文：労働基準法第32条第1項、同法第36条第6項。

4 中部地区の労働基準監督機関と出入国在留管理機関・外国人技能実習機構との相互通報状況

- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督機関と出入国在留管理機関・外国人技能実習機構が、その監督等の結果を相互に通報している。
- (2) 労働基準監督機関から出入国在留管理機関・外国人技能実習機構へ通報（※1）した件数は194件、出入国在留管理機関・外国人技能実習機構から労働基準監督機関へ通報（※2）された件数は268件である。

※1 労働基準監督機関から出入国在留管理機関・外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督機関において実習実施機関に対して監督指導等を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

※2 出入国在留管理機関から労働基準監督機関・外国人技能実習機構へ通報する事案
出入国在留管理機関・外国人技能実習機構において実習実施機関を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案

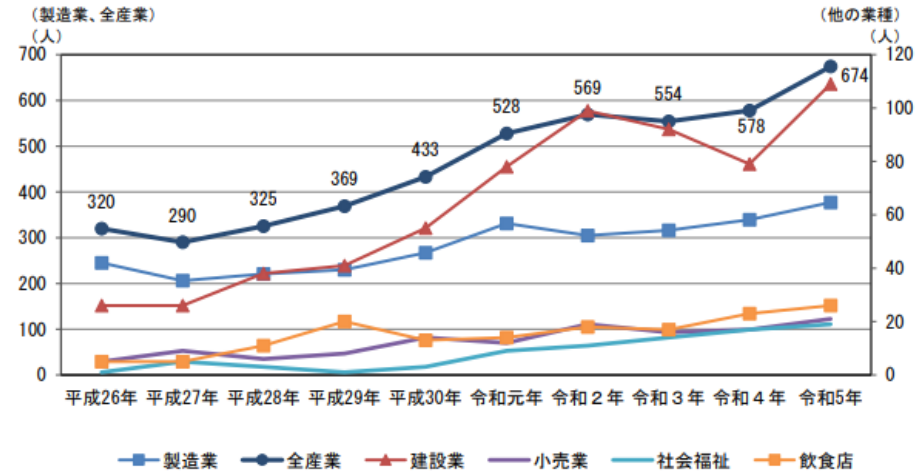


- (3) 労働基準監督機関が、出入国在留管理機関・外国人技能実習機構から通報を受けた実習実施機関については、監督指導等を実施している。

3.愛知労働局における外国人労働者の労働災害発生（令和5年）

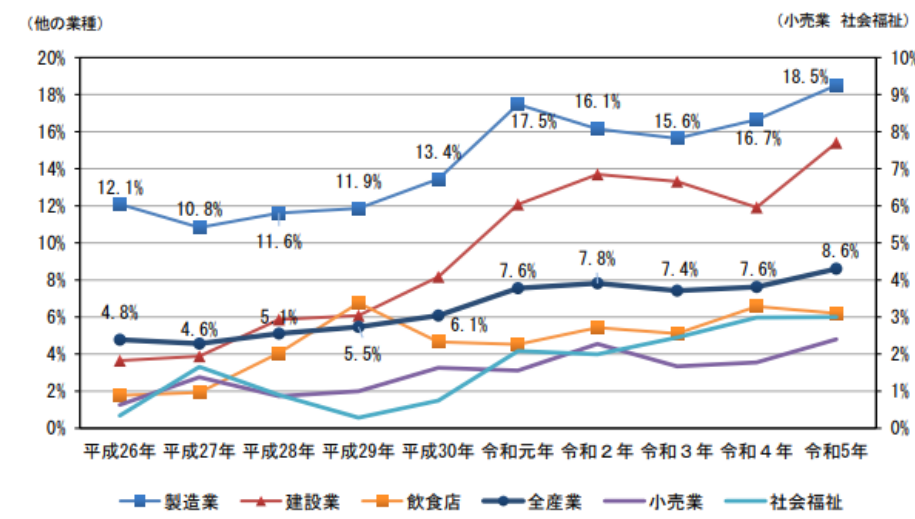
1 業種別発生状況の推移（新型コロナを除く）

令和5年の外国人労働者の死傷者数は674人となっており、平成26年と比べ、354人(110.6%)増加した。



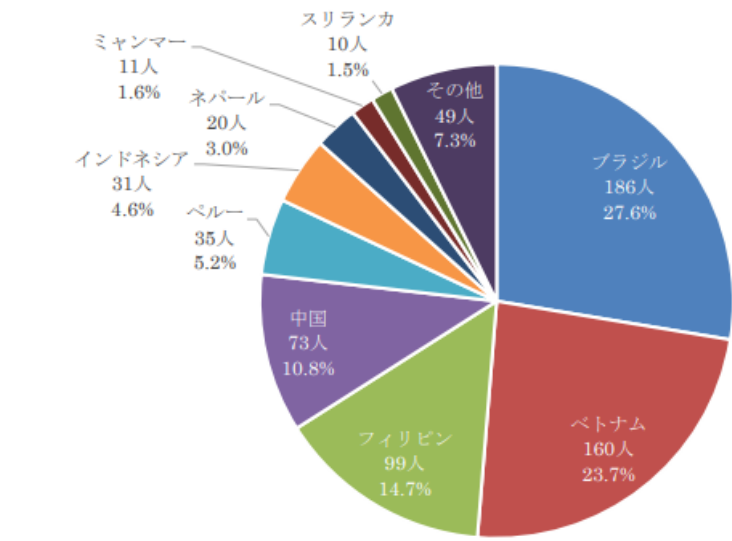
2 労働災害に占める割合の推移

労働災害による死傷者数のうち外国人労働者が占める割合は、令和5年では、全体の8.6%（平成26年：4.8%）を占めている。また、製造業では18.5%を占めており、平成26年と比べると6.4%増加した。



3 国籍別発生状況

令和5年における外国人労働者の国籍別発生状況は、ブラジルが186人（27.6%）、ベトナムが160人（23.7%）、フィリピンが99人（14.7%）、中国が73人（10.8%）、ペルーが35人（5.2%）であった。これらの上位5ヶ国で、82.0%を占めている。



外国人技能実習機構業務の概況

令和7年6月



外国人技能実習機構

外国人技能実習機構の組織と所掌事務

- ・主務大臣（法務大臣、厚生労働大臣）
- ・出入国在留管理庁長官

事務の委任
監督

報告

本部事務所 TEL:03-6712-1523(代表)
東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階

理事長
(主務大臣が任命)

理事
(3人以内)
(理事長が主務大臣の
認可を受けて任命)

監事
(2人以内)
(主務大臣が任命)

総務部

国際部

指導援助部

技能実習部

地方事務所 全国13か所(本所8か所・支所5か所)

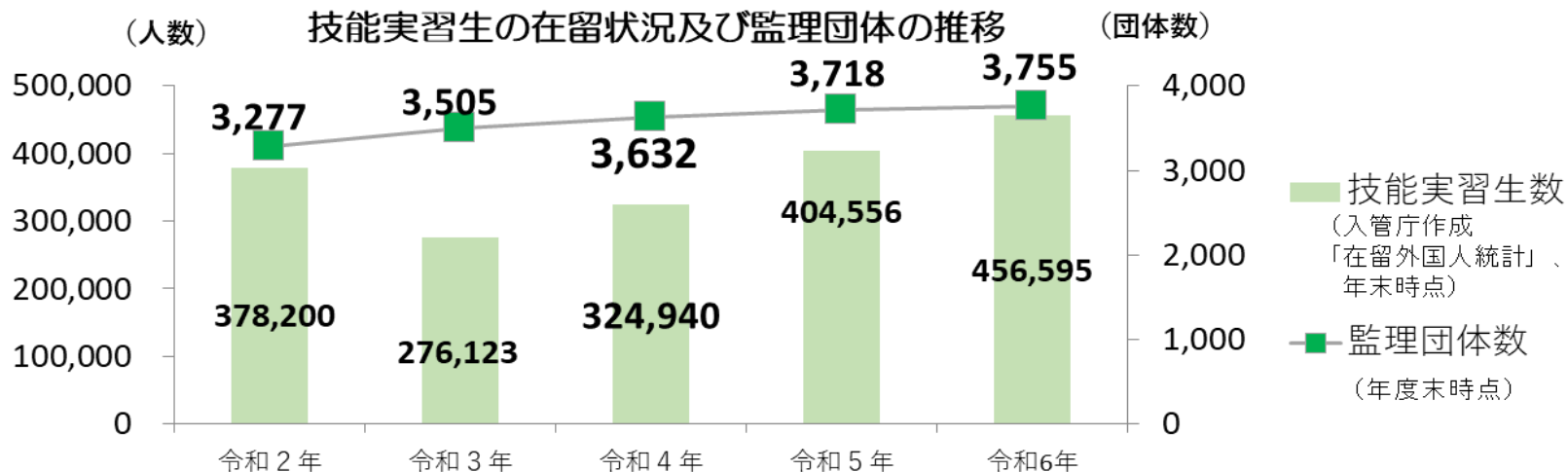
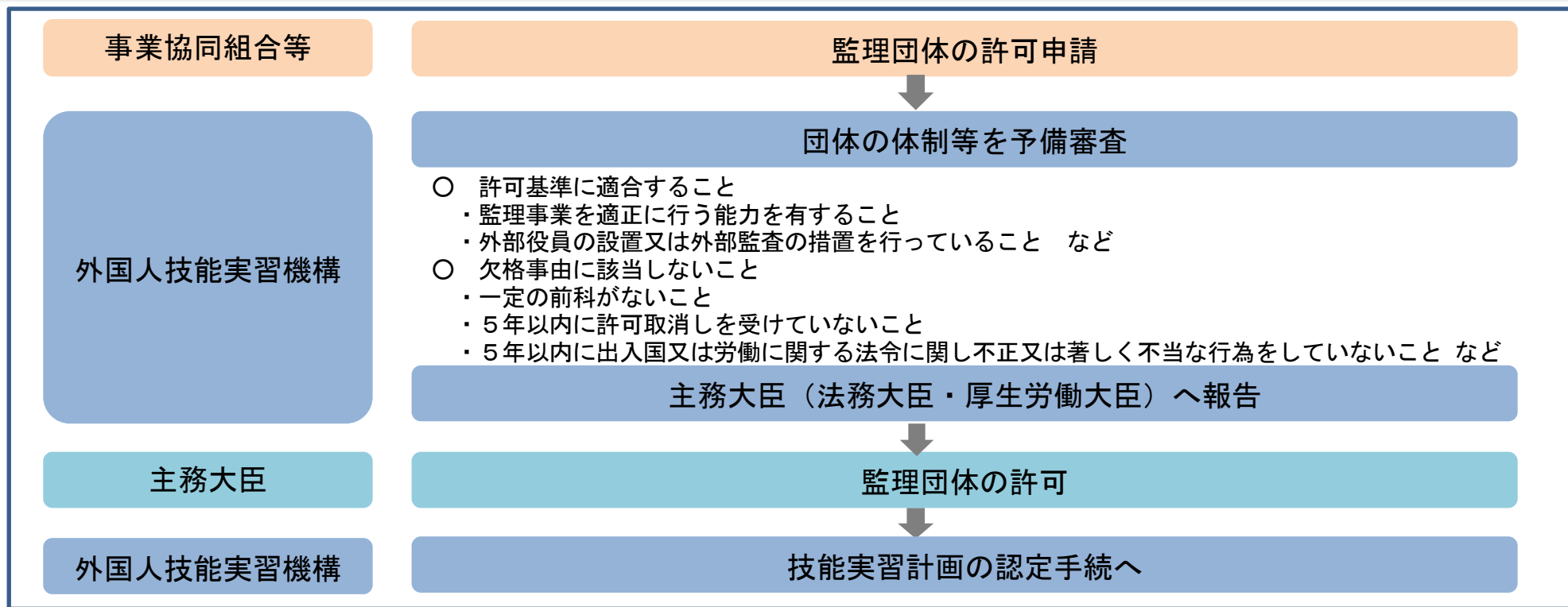
組織形態

- 認可法人
(発起人が設立を発起し、主務大臣が
設立を認可)

所掌事務

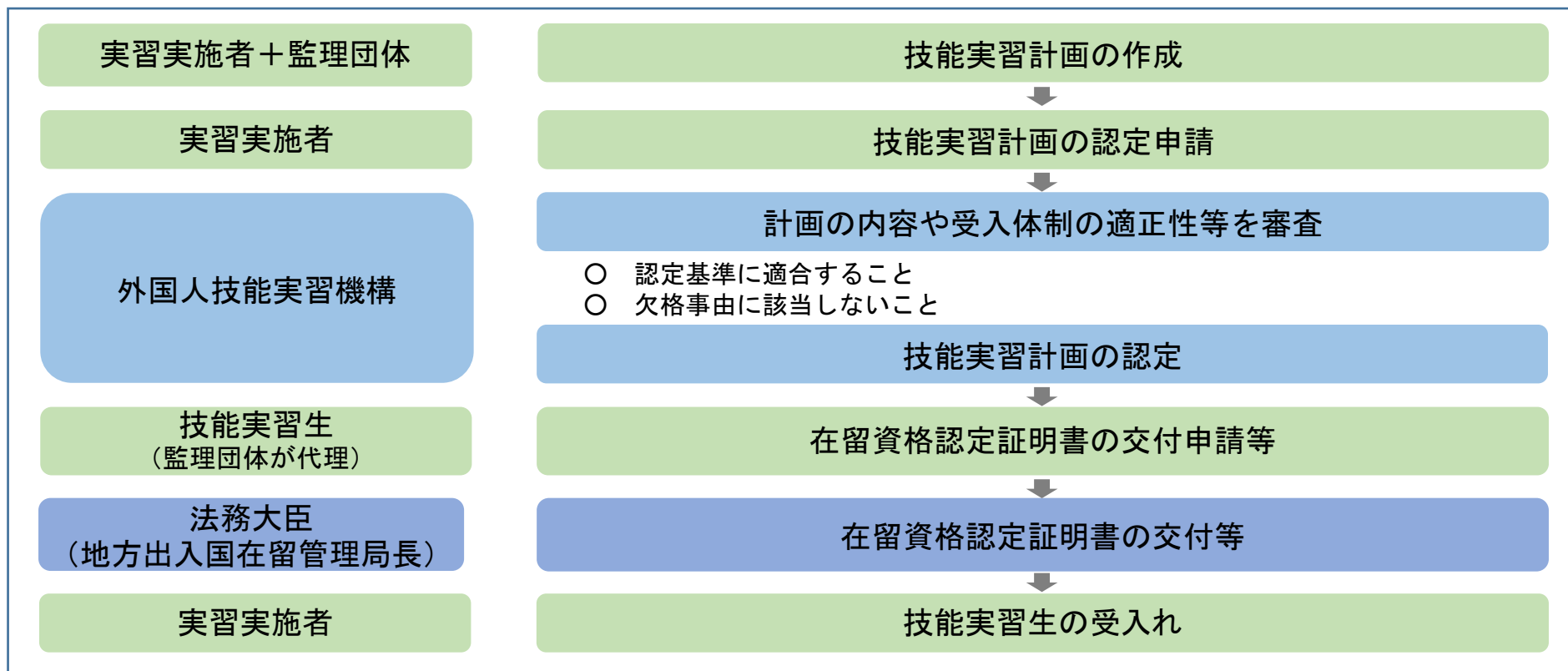
- 技能実習計画の認定
- 監理団体の許可に関する調査
- 実習実施者の届出の受理
- 実習実施者・監理団体に対する
報告徴収、実地検査等
 - ・ 監理団体(約3,800団体)への
実地検査を年1回実施
 - ・ 実習実施者(約68,000社)への実地
検査等を実施(3年間で全数を網羅)
- 技能実習に関する各種報告(監理団体
からの監査報告、技能実習実施困難
時の報告、実習実施者からの実施状
況報告等)の受理
- 技能実習生の相談対応・援助・保護
- 技能実習に関する調査・研究

外国人技能実習機構の業務①（監理団体の審査）

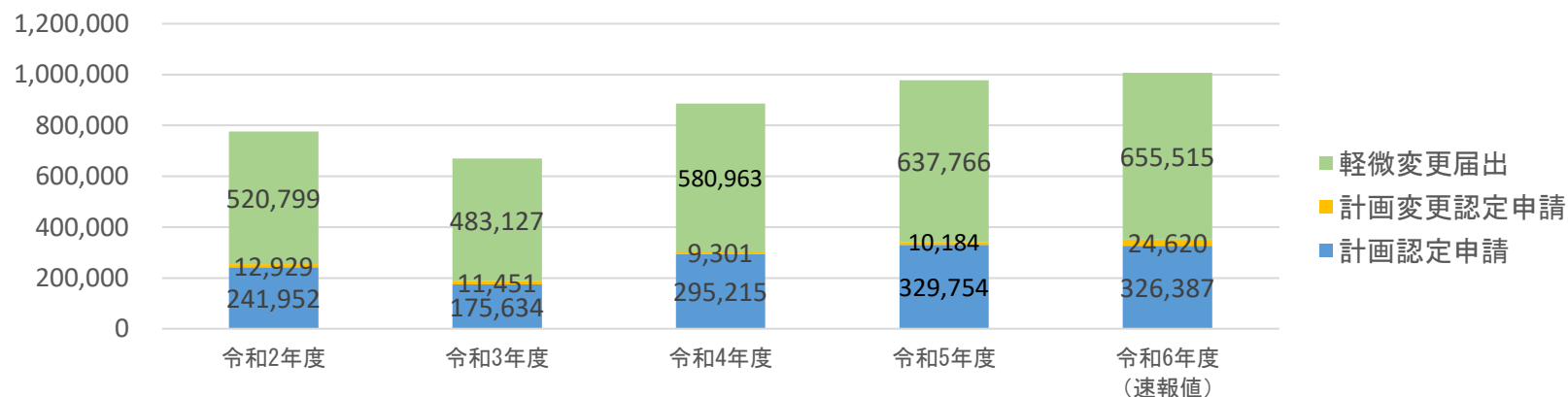


※ 技能実習生数：出入国管理庁「在留外国人統計」（各年末時点）
 監理団体数：外国人技能実習機構ホームページ「監理団体の検索」（各年度末時点）

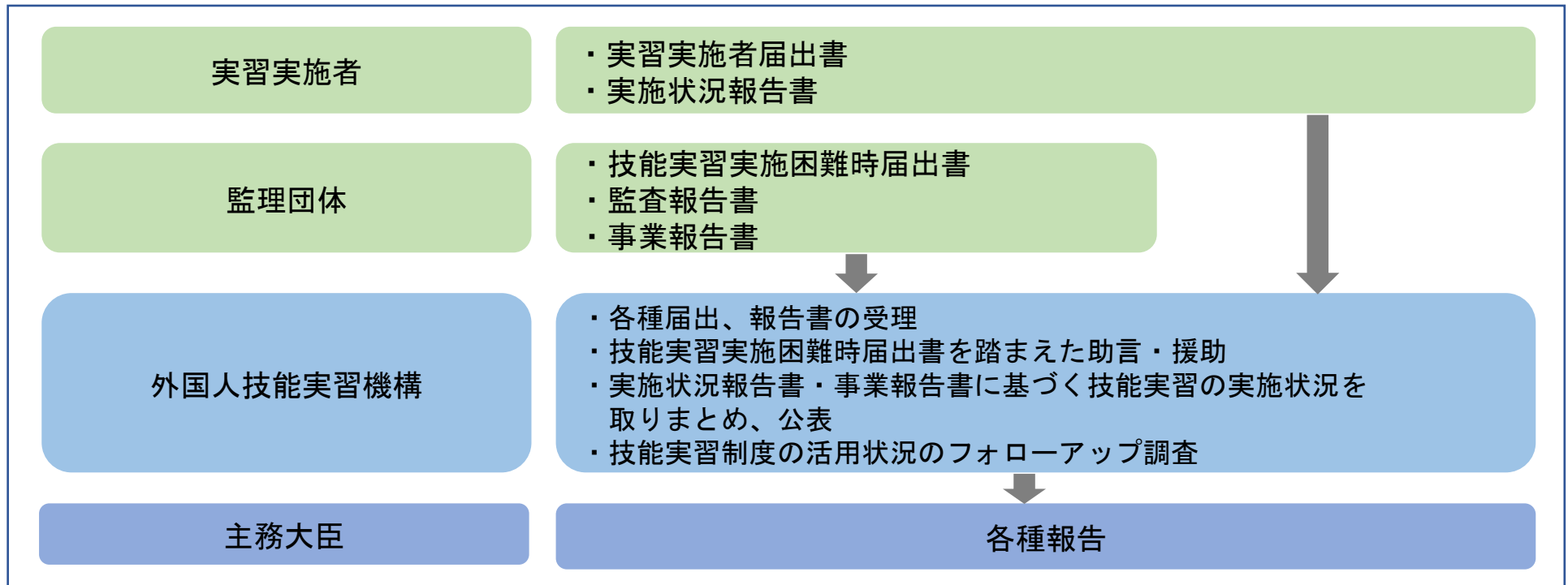
外国人技能実習機構の業務②（技能実習計画の認定等）



技能実習計画関係 各種件数



外国人技能実習機構の業務③（届出、報告書の受理）



機構による届出・報告書の調査項目

実施状況報告書・事業報告書の主な調査項目

- ・ 実習実施者数
- ・ 労働時間
- ・ 給与の支給、控除
- ・ 技能実習生の昇給率
- ・ 監理団体数、監理事業所数
- ・ 監理事業所ごとの技能実習生数
- ・ 技能実習生一人当たりの月額監理費

実習制度の活用状況のフォローアップ調査項目

- ・ 技能実習の効果
- ・ 技能実習中の問題や課題
- ・ 技能実習期間中の課外活動に関する取組
- ・ 帰国後実習生に対するアフターケアに関する取組
- ・ 帰国後の就職状況

外国人技能実習機構で行う範囲（※主務大臣等も実施可能）

実地検査

- 監理団体及び実習実施者に対し、技能実習が法令等に則って実施されているか、訪問により検査を行うもの。

定期検査

- 検査計画に基づき定期的に実施するもの。
※ 監理団体は1年に1回、実習実施者は3年に1回実施することとしている。

- ・ 技能実習生の実習状況や帳簿書類等の確認
- ・ 技能実習責任者や監理責任者、技能実習生本人等からヒアリング

臨時検査

- 技能実習生からの申告や各種情報に基づき技能実習法違反が疑われるものについて、随時、実施するもの。

- ・ 申告や情報提供等の内容について、重点的に確認し、当事者の主張や事実関係等を整理

法令違反等
あり

法令違反等
なし

改善勧告・改善指導

未改善

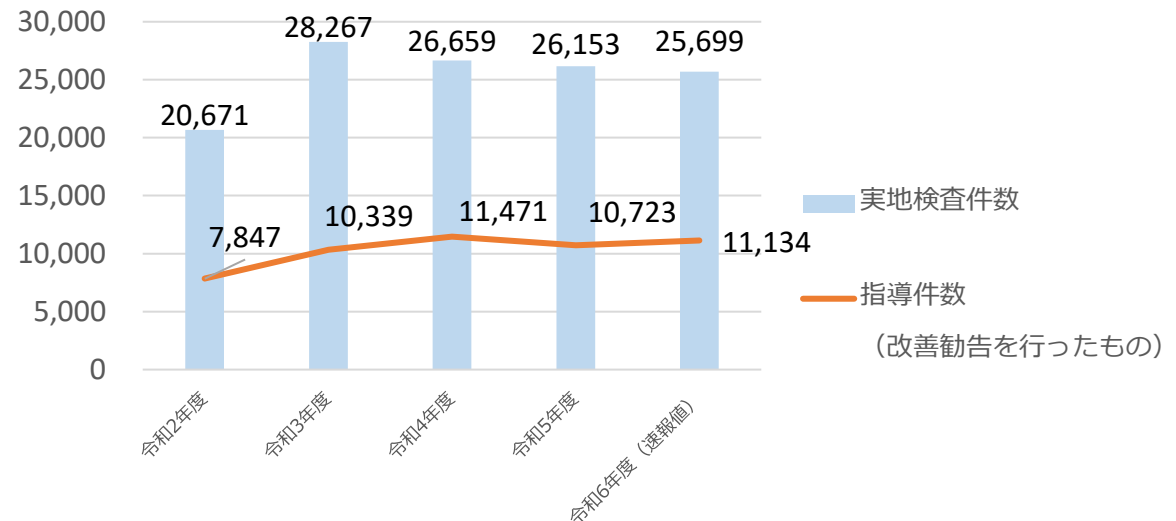
改善

完結

○ 重大・悪質な
法令違反
○ 同種違反を繰り返す場合 等

主務大臣等による行政処分等

実地検査件数及び指導件数



外国人技能実習機構の業務⑤（母国語相談、地方事務所の相談）

「母国語相談」として、曜日を決めて主要な言語により、電話やメール等で相談対応を実施。

また、地方事務所・支所においても、電話又は来所による相談対応（平日 9:00～17:00）を実施。

さらに、技能実習生に対する各種支援策などについて、SNS（Facebook、X（旧Twitter））、「技能実習生手帳アプリ」により、母国語等で情報を発信（URL：<https://www.otit.go.jp/sns/index.html>）。

母国語相談の実施

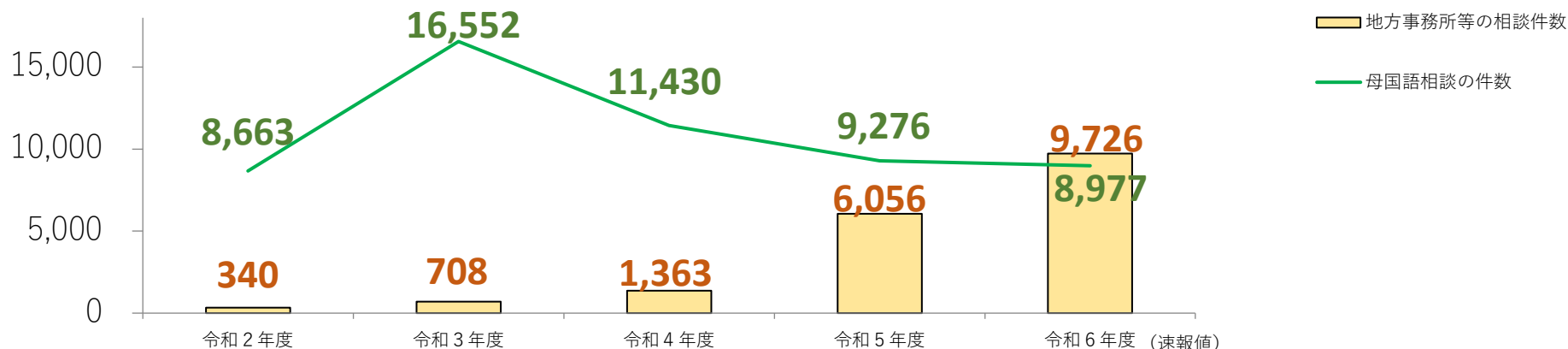
技能実習生であれば誰でも、電話、電子メール、オンライン通話（Zoom）、手紙によって、8か国語での申告・相談が可能。 ※ 中国語、ベトナム語、インドネシア語、フィリピン語、英語、タイ語、カンボジア語、ミャンマー語

令和6年度の母国語相談・地方事務所等の主な相談内容別内訳（参考）

- 実習先変更に関すること（3号での実習先変更含む） 7,127件（25.7%）
- 賃金・時間外労働等の労働条件に関すること（賃金未払い、過重労働、有休等） 3,649件（13.1%）
- 途中帰国に関すること（強制帰国、期間満了前の帰国等） 3,320件（12.0%）
- 管理に関すること（会社からのハラスメント、私生活の不当な制限、居住環境等） 3,151件（11.4%）
- その他の制度に関すること（他の在留資格への変更、特定技能制度に関すること、税金等） 2,375件（8.6%）

※一件につき複数の相談内容を計上しているため、下図の相談件数とは一致しない。

相談状況



（左軸：件（令和4年度まで）、人（令和5年度以降））※ 相談単位は、システム等の変更に伴い、令和5年度より件数から人数に変更

外国人技能実習機構の業務⑥（実習先変更支援）

技能実習を開始した実習実施者において技能実習の継続が困難になった場合（注）で、かつ、技能実習生が技能実習の継続を希望する場合には、実習先の変更ができる。

実習先変更にあたって、実習実施困難時に監理団体及び実習実施者が新たな実習先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合には、機構が新たな受入れ先となり得る監理団体の情報を提供するなどの支援を行う。

（注）実習実施者の経営上・事業上の都合、実習認定の取消し、実習実施者における労使間の諸問題、実習実施者における暴行等の人権侵害行為や対人関係の諸問題等の場合

転籍に関する支援

- 「監理団体向け実習先変更支援サイト」を整備（注１）

令和７年３月３１日時点で監理団体２,９３５機関が利用者登録

- 外国人技能実習機構による個別支援を実施（注２）

技能実習生の希望等に沿って転籍先となり得る監理団体等の情報を提供

（注１）技能実習生の受入れ先となり得る監理団体の情報について、情報の受付及び提供を行う。

（注２）監理団体等が転籍先を確保する努力を尽くしてもなお確保できない場合に実施される。

実習先変更個別支援受理件数

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度 （速報値）
実習先変更支援件数	49	39	52	70	45

（注）機構が、実習先変更に係る個別支援の「申出」を受理した件数。

このため、機構が日常の業務において、実習生や監理団体等に対して行っている実習先変更に係る助言等の件数、監理団体等が行った実習先変更支援の件数は含まれない。

外国人技能実習機構の業務⑦（宿泊支援）

監理団体又は実習実施者から不適正な行為を受けたことに起因し、技能実習生が監理団体や実習実施者が確保する宿泊施設に宿泊できない、又は宿泊することが相当でない場合には、外国人技能実習機構として一時宿泊先の提供等の支援を行う。

一時宿泊先の提供に関する支援の流れ

- 技能実習生による機構（本部又は地方事務所・支所）への相談
 - ・ 事情等の聴取、確認
 - ・ 一時宿泊先提供の必要性を判断



- 一時宿泊先の提供
 - ・ 機構は、予め地方事務所・支所が所在する地域の都道府県別に旅館ホテルの団体と協定を締結
 - ・ 機構は相談を受けた技能実習生に一時宿泊先の提供が必要と判断した場合は、当該協定に基づき、当該実習生に一時宿泊先を提供



- 一時宿泊施設における支援
 - ・ 技能実習生は提供された宿泊先に一定期間滞在
 - ・ 居所と食事の提供を受けながら、新たな実習先の確保等の支援を受ける（費用は機構が負担）

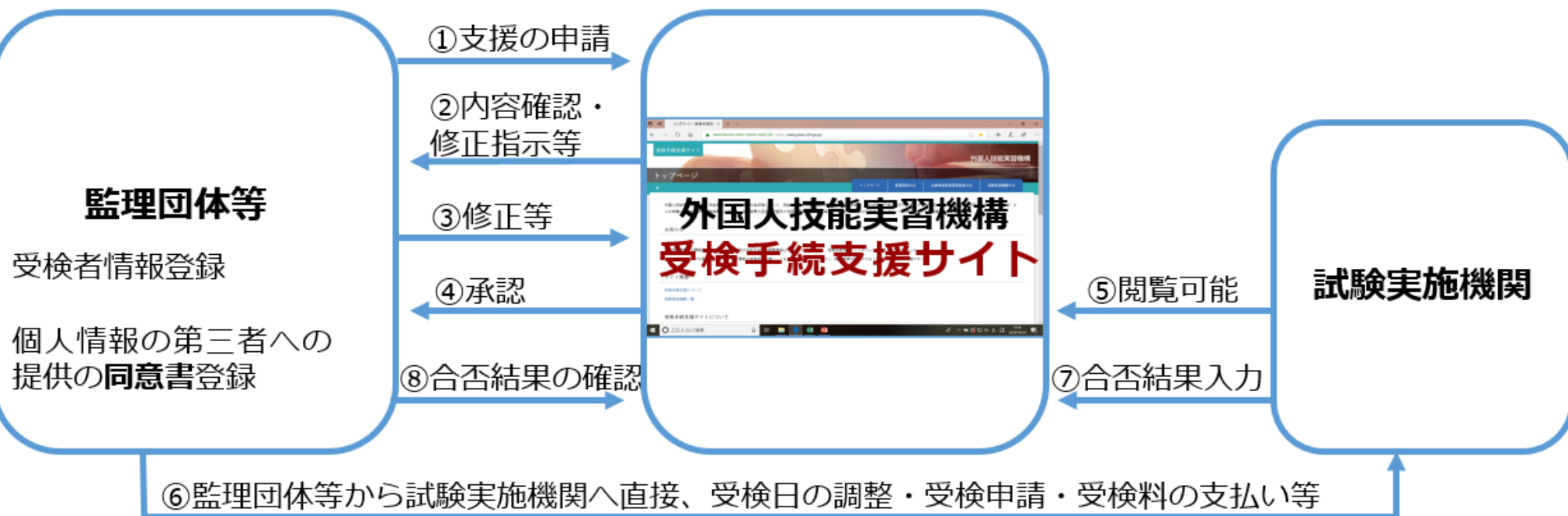
宿泊支援、宿泊支援協定締結対象施設

- 宿泊支援件数 【令和2年度：22件、3年度：24件、4年度：21件、5年度：28件、6年度（速報値）：10件】
- 宿泊支援協定締結対象施設 【118か所（令和7年3月現在）】

外国人技能実習機構の業務⑧（技能検定等の受験手続支援）

技能実習生が、技能実習の各段階において、技能検定等を適切に受検し、次の段階に円滑に移行できるよう、外国人技能実習機構において、監理団体（企業単独型技能実習の場合は実習実施者）からの申請に基づき、試験実施機関への取次ぎ、合否結果の迅速な把握及び当該結果の技能実習計画認定審査への円滑な反映等につなげていくこととしている。

受検手続支援サイトの仕組み



	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (速報値)
受検手続 支援人数	265,473	191,558	265,436	277,863	326,660

外国人技能実習機構の組織体制

令和7年度 職員定数 587人

(人)

機構本部		101		
地方事務所・支所		486		
	①札幌事務所	22	⑧大阪事務所	54
	②仙台事務所	24	⑨広島事務所	44
	③東京事務所	90	⑩高松事務所	18
	④水戸支所	25	⑪松山支所	17
	⑤長野支所	21	⑫福岡事務所	34
	⑥名古屋事務所	88	⑬熊本支所	25
	⑦富山支所	24		

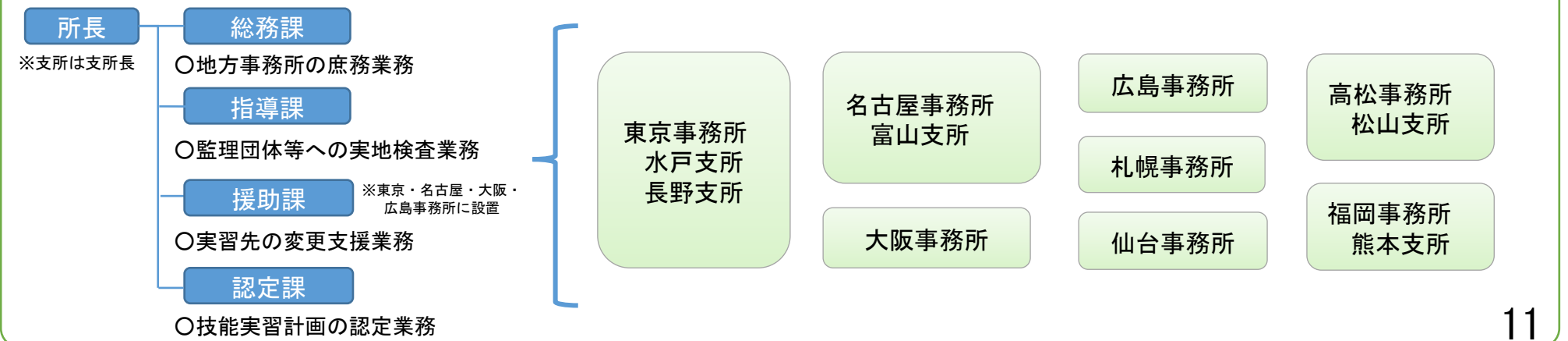
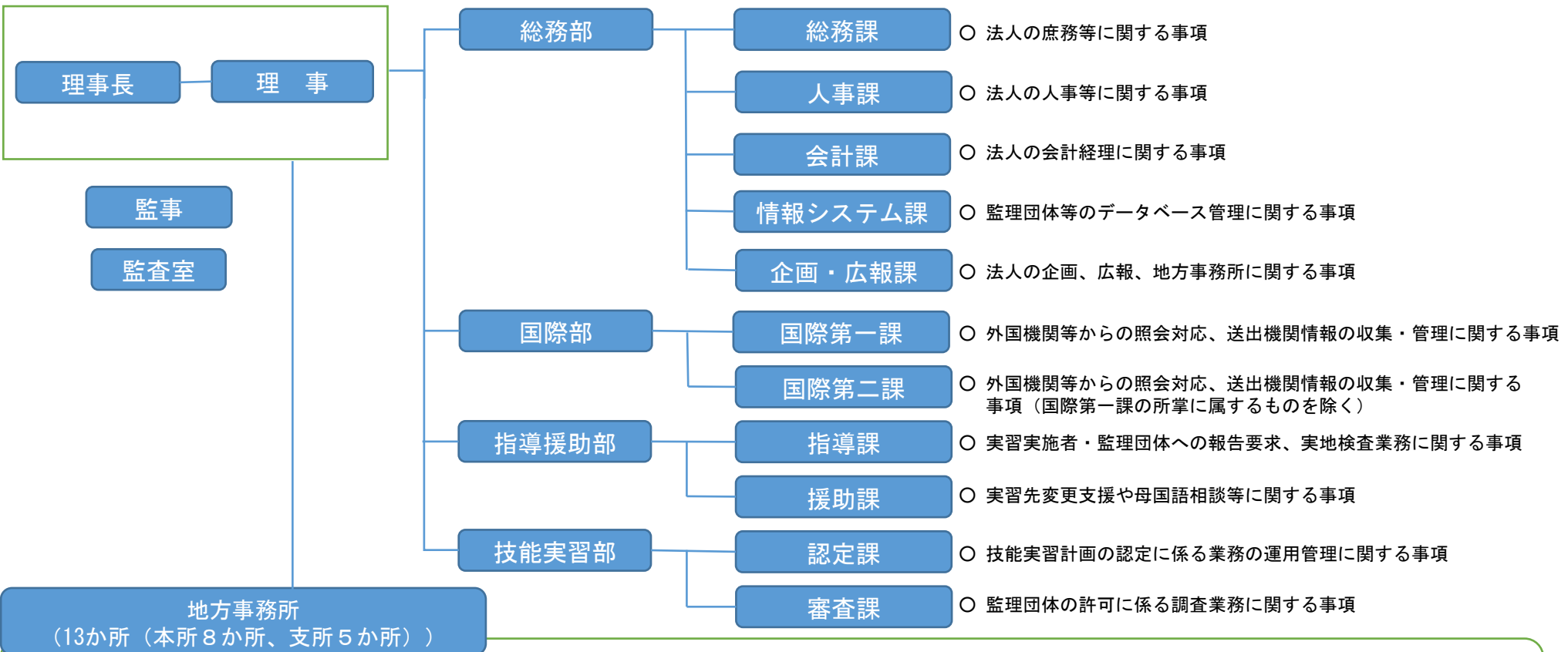
※ 平成30年度 346人、令和元年度以降587人

【担当地区】

◎札幌事務所（北海道）
 ◎仙台事務所（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
 ◎東京事務所（栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）
 ○水戸支所（茨城県）
 ○長野支所（新潟県、長野県）
 ◎名古屋事務所（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
 ○富山支所（富山県、石川県、福井県）

◎大阪事務所（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
 ◎広島事務所（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
 ◎高松事務所（徳島県、香川県）
 ○松山支所（愛媛県、高知県）
 ◎福岡事務所（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県）
 ○熊本支所（熊本県、宮崎県、鹿児島県）

外国人技能実習機構の組織・体制について



中部地区ブロックにおける各種統計

1 監理団体数（令和７年５月１３日現在）

	一般監理事業	特定監理事業	合計
愛知県	240件 (うち介護職種 87件)	161件 (うち介護職種 55件)	401件 (うち介護職種 142件)
岐阜県	101件 (うち介護職種 21件)	22件 (うち介護職種 6件)	123件 (うち介護職種 27件)
三重県	56件 (うち介護職種 27件)	41件 (うち介護職種 14件)	97件 (うち介護職種 41件)
静岡県	71件 (うち介護職種 25件)	77件 (うち介護職種 22件)	148件 (うち介護職種 47件)
富山県	37件 (うち介護職種 13件)	13件 (うち介護職種 3件)	50件 (うち介護職種 16件)
石川県	23件 (うち介護職種 9件)	11件 (うち介護職種 5件)	34件 (うち介護職種 14件)
福井県	30件 (うち介護職種 10件)	5件 (うち介護職種 1件)	35件 (うち介護職種 11件)

２ 技能実習計画認定件数（令和５年度）

	担当区域	企業単独型	団体監理型	合計
名古屋事務所	愛知県 岐阜県 三重県 静岡県	2, 7 4 4件	6 3, 8 2 1件	6 6, 5 6 5件
富山支所	富山県 石川県 福井県	2 3 8件	1 2, 9 5 8件	1 3, 1 9 6件

(参考) 技能実習制度の仕組み

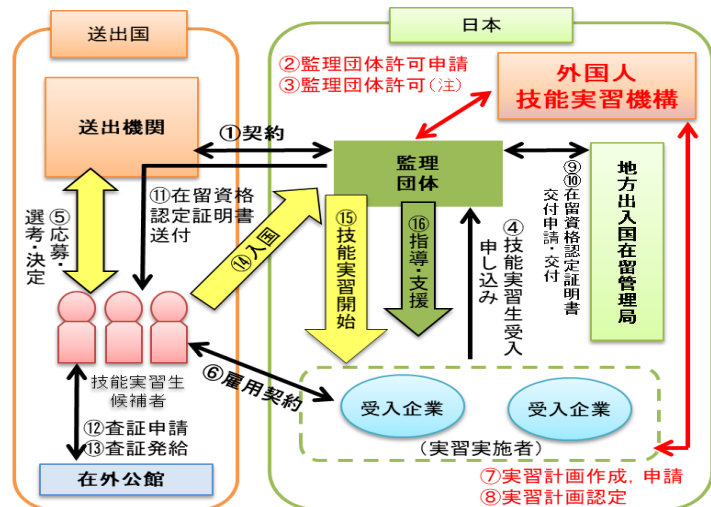
○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）

※令和6年末時点

○技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約46万人在留している。

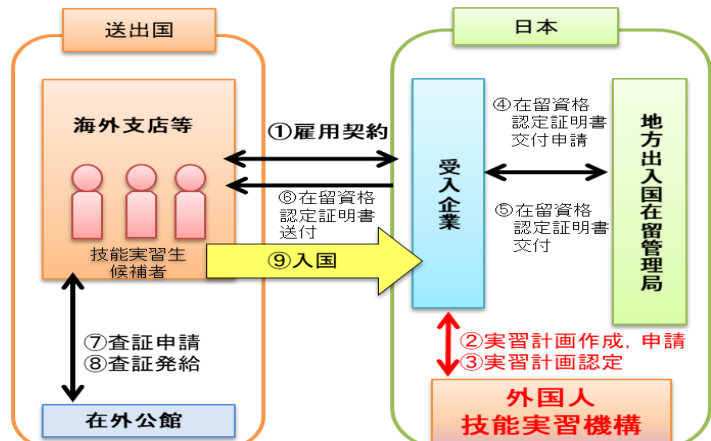
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

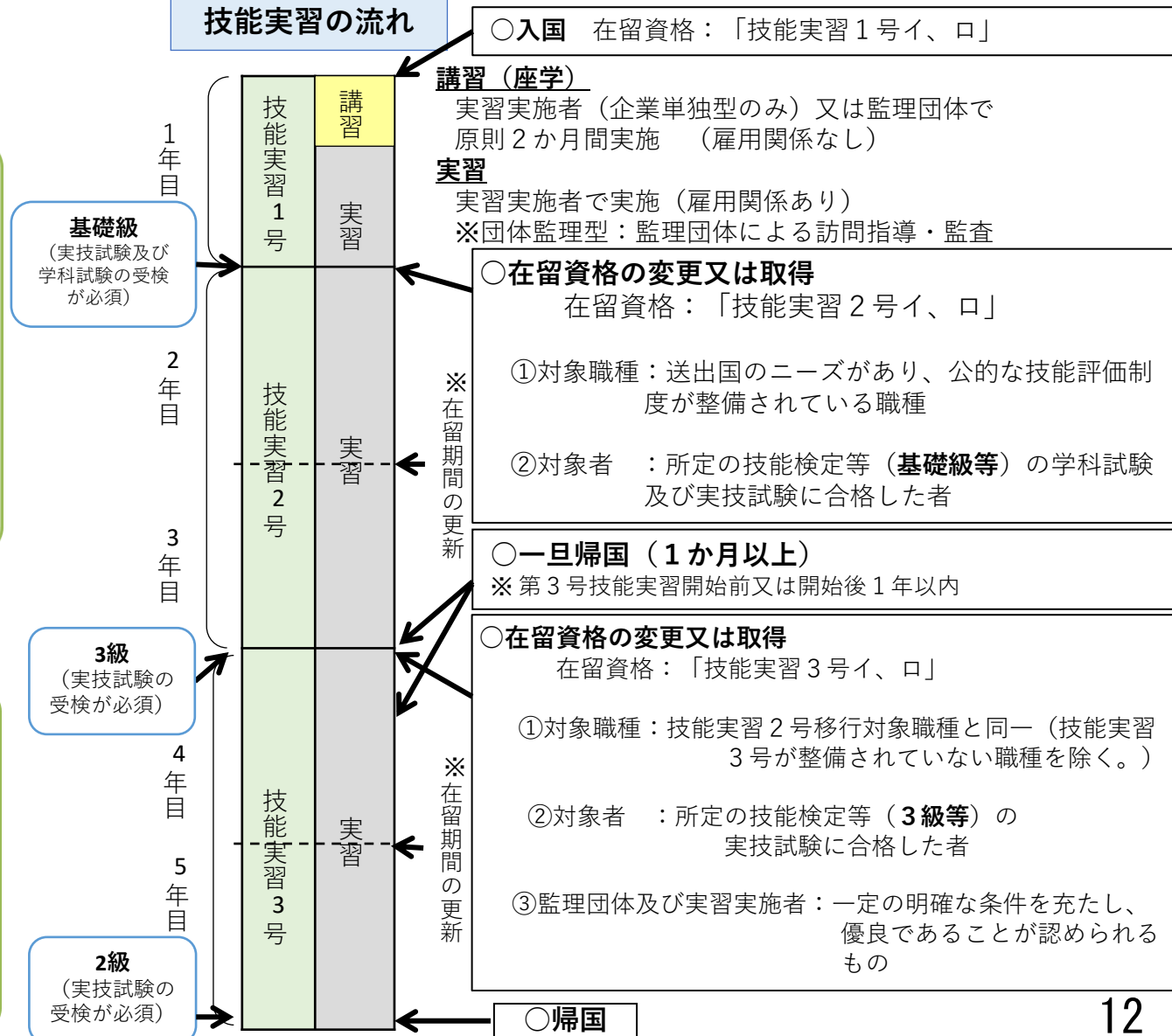


注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習の流れ



外国人技能実習制度に関する取組

中部経済産業局 地域経済部 地域振興・人材政策課

「外国人研修指導協議会」の開催について

- ・ 経済産業省では、人身取引対策行動計画に基づき、毎年6月に「外国人研修指導協議会」を開催。

人身取引対策行動計画2022

6. 人身取引対策推進のための基盤整備
(2) 国民等の理解と協力の確保
④ 中小企業団体への働きかけ

・経済産業省においては、毎年6月に「外国人研修指導協議会」を実施し、中小企業団体（日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、全国商店街振興組合連合会）に対し、外国人技能実習制度の適切な実施や人身取引対策を含む政府の外国人労働者に関する取組等について、関係省庁の協力を得て情報提供し、外国人労働者問題に対する意識の向上等を図る。

（人身取引対策行動計画2022：
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001386336.pdf>）

外国人研修指導協議会

・中小企業団体に対して、外国人技能実習制度の適切な実施や外国人犯罪の現状及び政府の外国人労働者に関する取組等について、関係省庁の協力を得て情報提供することで、外国人労働者問題に対する意識の向上等を目的として開催。

出席予定者：

＜中小企業団体＞

- ・日本商工会議所（東京商工会議所）
- ・全国商工会連合会
- ・全国中小企業団体中央会
- ・全国商店街振興組合

＜関係省庁＞

- ・法務省（出入国在留管理庁）
- ・警察庁
- ・厚生労働省
- ・経済産業省（中小企業庁）

（外国人研修指導協議会：
<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/gaikokujinkyogikai.html>）

外国人育成就労制度適正化事業

- 外国人技能実習生受入事業を行う組合（監理団体）等を対象に中小企業団体中央会が行う巡回指導や講習会の開催等に要する経費を補助。

中小企業支援事業のうち、 （３）中小企業連携組織対策推進事業 令和7年度予算額 6.0億円（6.0億円）

中小企業庁 経営支援部 経営支援課

中小企業庁 経営支援部 商業課

事業の内容

事業目的

中小企業・小規模事業者は、人手不足や生産性の向上、新商品・サービスの開発、新たな販路の開拓など、共通の経営課題を抱えており、これらの経営課題を解決するためには中小企業等が組合等の連携組織を組成し団結して取り組むことが有効である。このため、中小企業等協同組合法に基づき中小企業・小規模事業者が組織する組合の設立指導及び運営指導等を行う全国中小企業団体中央会や、組合の経営改善向上、組合事業に関する知識の普及を図るための教育事業等を実施する全国商店街振興組合連合会及び全国卸商業団地協同組合連合会を支援する。

事業概要

（１）中小企業組合等指導・支援事業

全国中小企業団体中央会等による都道府県中小企業団体中央会・組合等への指導、調査研究・情報提供等に要する人件費等の経費を支援する。

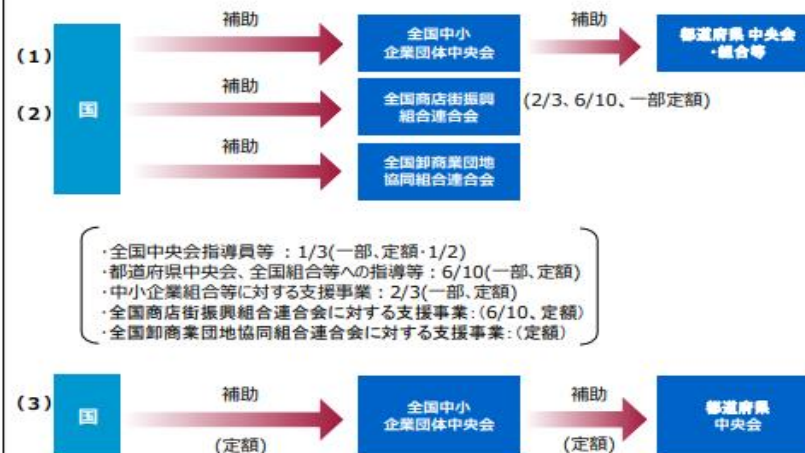
（２）中小企業組合等課題対応支援事業

新たな活路の開拓や諸問題を改善するために組合が行う事業を支援する。

（３）外国人育成就労制度適正化事業

外国人技能実習生受入事業を行う組合（監理団体）等の事業の適正化に向けた事業を支援する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

中小企業団体中央会が支援を行った組合の7割が設定した目標を達成することを目指す。

目標最終年度となる令和11年度までに、外国人育成就労受入事業を行う組合等の外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律の違反率を30%以下に減少させることを目指す。

農業分野における技能実習の現状と課題

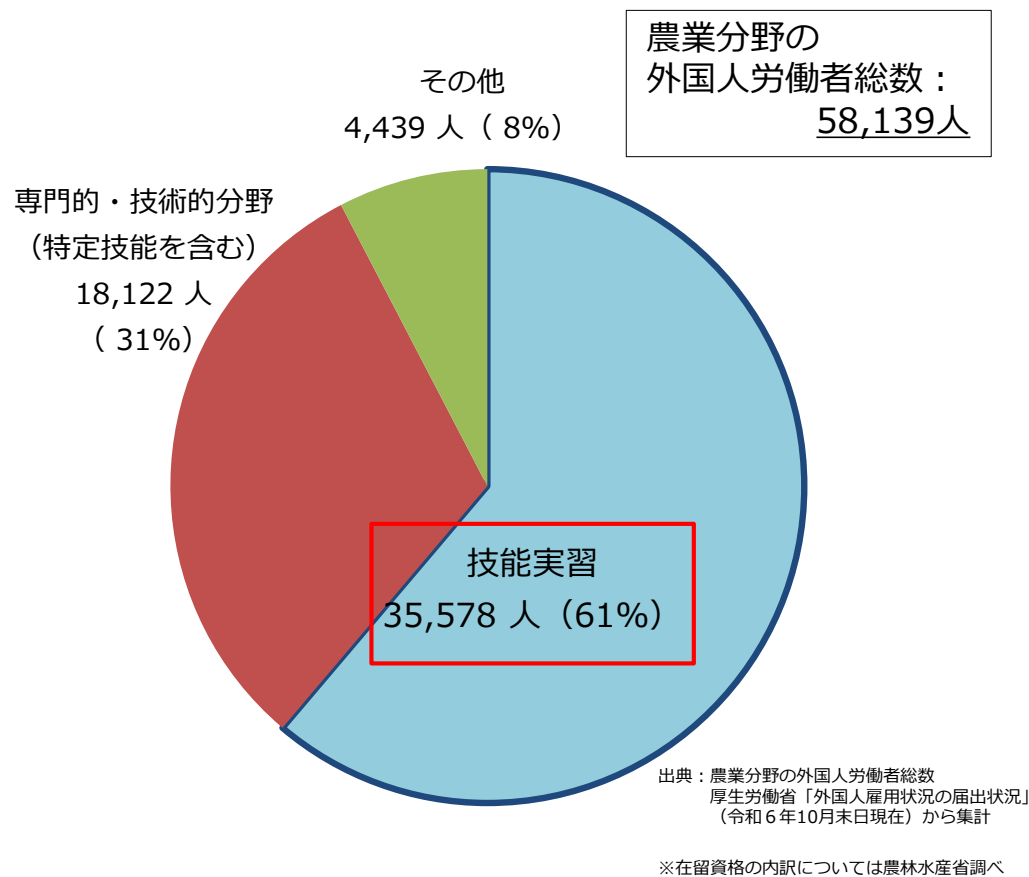
令和 7 年 6 月

農林水産省 東海農政局
経営・事業支援部 経営支援課

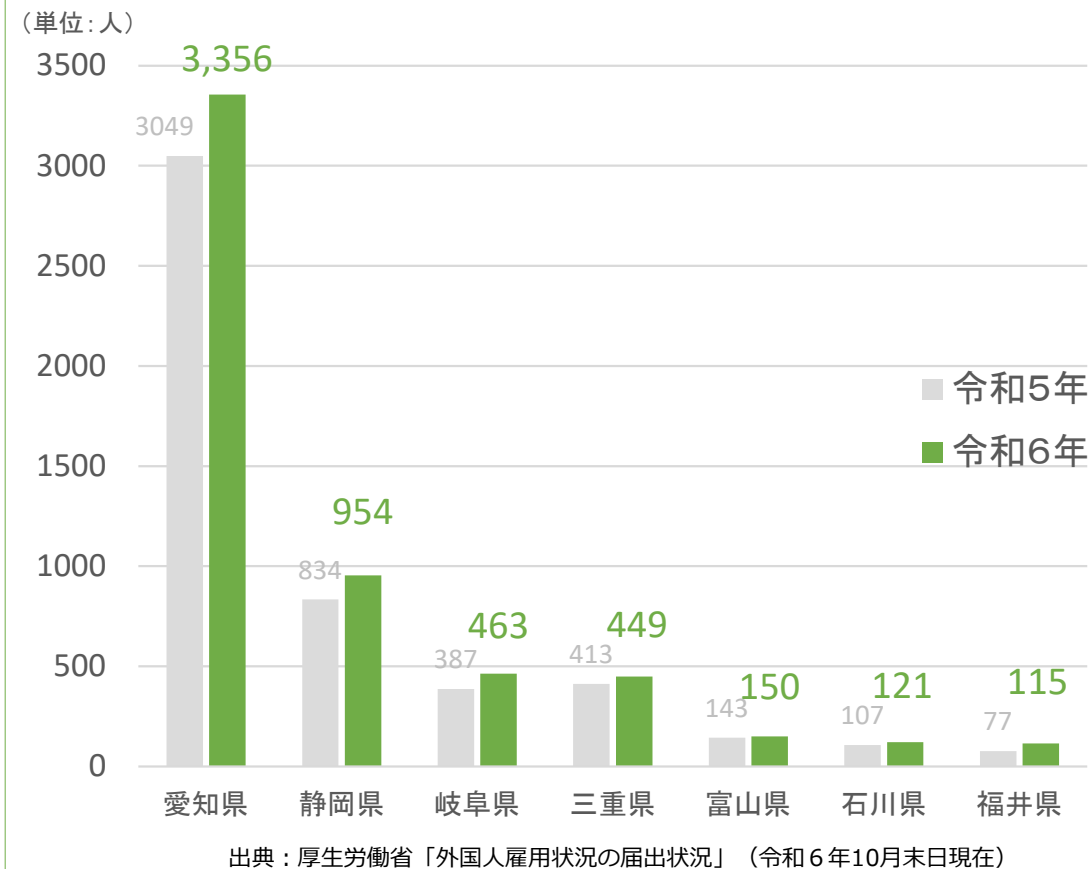
農業分野における技能実習の現状と課題

- 全国の農業分野に従事する外国人労働者数は約58,000人で、うち**61 %を技能実習生**が占める。
- 中部7県の農業分野に従事する外国人労働者数は、愛知県（3,356人：全国5位）が最も多く、次いで静岡県（954人：全国15位）。
- 全国の技能実習における失踪者数が業種別で2番目に多い状況（令和5年）。

■ 全国の農業分野に従事する外国人労働者数



■ 中部7県の農業分野に従事する外国人労働者数



外国人労働者向け安全衛生教育教材 を労働災害防止にご活用ください

最大14言語・幅広い業種等に対応しました

厚生労働省は、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。外国人労働者の労働災害防止にお役立てください。

マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視聴覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。

▶教材はこちらから <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>

▶動画教材（YouTube）のチャンネル登録はこちらから <https://www.youtube.com/user/MHLWanzenvideo/>

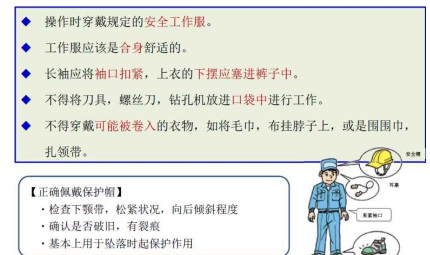
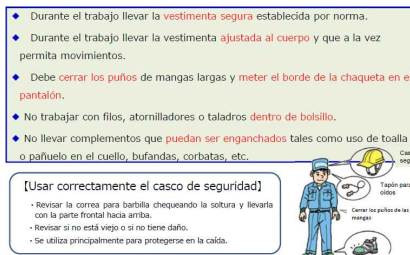
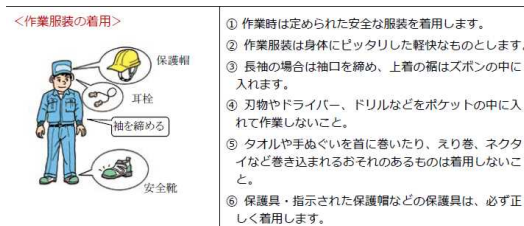


例) 転倒防止の注意：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身についていません。労働災害を防止するには、雇い入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の教材を作成しています。

▶教材はこちらから <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>



例) 安全な服装のマニュアル：14言語対応（画像は、日本語・スペイン語・中国語）

技能講習補助教材

外国人労働者が技能講習時に専門的用語を理解しやすいよう、技能講習別の補助教材を作成しています。

▶教材はこちらから https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html

荷重中心とフォークの長さ

Load Center and Fork length

Trọng tâm tải và chiều dài càng nâng



例) 講習用パワーポイント（フォークリフト運転）：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R5.9)

外国人労働者を雇用する事業主のみなさまへ

外国人労働者の労働災害が増加しています

安全衛生教育が理解される
ように配慮していますか

「やさしい日本語」でコミュニ
ケーションをとっていますか

安全衛生教育に母国語
教材を使用していますか

外国語対応ができる
教習機関はご存じですか

外国人労働者の健康診断
を確実にを行っていますか

母国語で受診できる医療
機関を確認していますか

外国人労働者が理解できる
安全標識を使用していますか

外国人労働者の労働災害発生
時の手続きはご承知ですか



外国人労働者の安全衛生管理のポイントを知りたい

費用
無料

外国人在留支援センター **安全衛生班** が
事業主さまを無料でご支援いたします

支援内容

電話相談・窓口相談・メール相談・事業場訪問支援

詳しくはホームページをご覧ください。▶ <https://www.toukiren.or.jp/fresc/>



外国人在留支援センター
Foreign Residents Support Center

F R E S C
安全衛生班

〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号
四谷タワー 13階

東京労働局外国人特別相談・支援室内

TEL フリーダイヤル  **0120-816703**

ナビダイヤル  **0570-011000**

厚生労働省委託 外国人労働者安全管理支援事業

外国人労働者の安全衛生管理に関するご相談をお寄せください!!

外国人在留支援センター 安全衛生班

厚生労働省委託事業 公益社団法人東京労働基準協会連合会（東基連）受託

外国人労働者については、作業に応じた一般的な労働災害防止対策に加え、当該外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による安全衛生教育の実施が求められています。

一方で、外国人労働者を雇用する事業者についても、外国人労働者の安全衛生管理について不慣れであり、外国人労働者の安全衛生管理に係る相談体制を確保する等により、事業者による安全衛生管理を支援し、外国人労働者の労働災害を防止することが必要です。

そこで、外国人労働者の安全衛生管理に関する相談対応を行う安全衛生班を外国人在留支援センター内に開設しました。外国人労働者を雇用する事業者の方からの安全衛生管理に関する各種お悩み相談をお受けします。どうぞご利用ください。

ご利用案内

費用
無料

相談日時

平日 午前9時～午後5時

土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

電話相談

電話番号 フリーダイヤル



0120-816703

ナビダイヤル



0570-011000

相談窓口

所在地 東京都新宿区四谷一丁目6番1号

四谷タワー 13階

外国人在留支援センター（FRESC）

東京労働局外国人特別相談・支援室内

アクセス

- JR中央線・総武線 四ツ谷駅 徒歩1分
- 東京メトロ丸ノ内線 四ツ谷駅 徒歩3分
- 東京メトロ南北線 四ツ谷駅 徒歩1分



通訳者（英語又は中国語）を配置しています。対応日はあらかじめ電話でご確認ください。

メールによるご相談

ホームページの相談メール申込フォームによりお寄せください。

ご相談事例

- 外国人労働者向け安全衛生教育用の資料・教材を紹介してほしい。
- 外国人労働者が受講できる技能講習を実施している教習機関を教えてください。
- 外国人労働者の労働災害が発生したときの手続きを確認したい。

専門家による訪問支援

費用
無料

安全衛生の専門家が事業場を訪問して、外国人労働者に対する安全衛生管理の状況、問題点をチェックして改善方法についてアドバイスします。ホームページからお申込みください。

リモート（Zoom、Teams オンライン）面談も可能です。

詳しくは東基連ホームページをご覧ください。▶ <https://www.toukiren.or.jp/fresc/>



技能実習制度及び特定技能制度見直しの経緯

技能実習制度・特定技能制度の検討条項

○**技能実習制度**（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）附則第2条）

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※ 平成29年11月1日施行 ⇒ 見直し時期：令和4年11月1日目途

○**特定技能制度**（出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）附則第18条第2項）

政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、新入管法別表第一の二の表の特定技能の在留資格に係る制度の在り方（地方公共団体の関与の在り方、同表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号の技能を有するかどうかの判定の方法の在り方及び同表の技能実習の在留資格に係る制度との関係を含む。）について、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の意見を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 ※ 平成31年4月1日施行 ⇒ 見直し時期：令和3年4月1日目途

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議

・ R4.11.22 有識者会議の設置

※ 座長：田中明彦 独立行政法人国際協力機構理事長

※ 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（共同議長：法務大臣・官房長官）の下に設置

・ R5.11.30 計16回の議論・28回のヒアリングを経て、最終報告書を法務大臣へ提出

R6.2.9 最終報告書を踏まえた政府方針を決定

※ 「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）

第213回通常国会において入管法及び技能実習法の一部改正法が成立 **令和9年4月1日施行予定**

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））

（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法

1. 新たな在留資格創設

- 技能実習の在留資格を廃止。「**育成就労産業分野**」(特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの)に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「**育成就労**」の在留資格を創設（注2）。

2. 特定技能の適正化

- 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。

3. 不法就労助長罪の厳罰化

- 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）

4. 永住許可制度の適正化

- 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。

（注2）さらに、一定基準に適合する企業の外国事業所の職員が技能等を修得するための「企業内転勤2号」の在留資格を創設。

4. その他

- 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。
- 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。
- 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。

育成就労法（技能実習法の抜本改正）

1. 育成就労制度の目的・基本方針

- 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(**育成就労法**)に改める。
- 育成就労制度は、育成就労産業分野において、**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、**当該分野における人材を確保**することを目的とする。
- 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。

2. 育成就労計画の認定制度

- 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。
- 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（本人意向の転籍）に行う。

3. 関係機関の在り方

- 監理団体に代わる「**監理支援機関**」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関わらせてはならないものとする。
- 外国人技能実習機構に代わる「**外国人育成就労機構**」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。

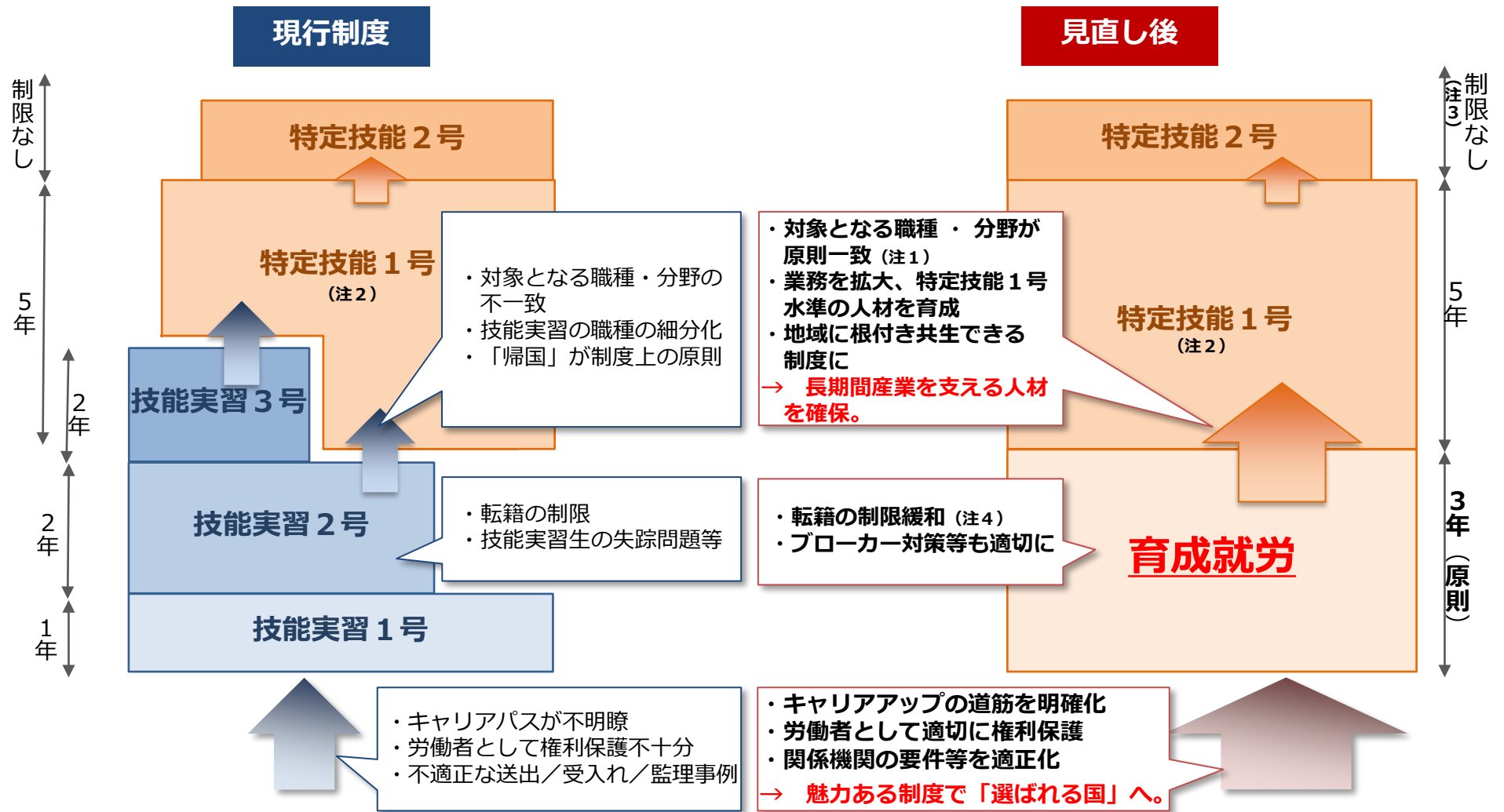
（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。

（注4）詳細な要件は、主務省令で定める。

（注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、

- ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること
- ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格
- ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていることを要件とすることを予定している。

制度見直しのイメージ図



(注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。

(注2) 特定技能 1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。

(注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消事由として追加する。

(注4) 転籍の制限緩和の内容

- 「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を柔軟化。
- 以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・ 同一機関での就労が1～2年(分野ごとに設定)を超えている
 - ・ 技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・ 転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」について

設置目的

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議

改正入管法及び育成就労法に基づき、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下、特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針の作成に当たって有識者から意見を聴取することを目的とする会議。

特定技能制度及び育成就労制度の技能評価に関する専門家会議

「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」の下、特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針を定めるに当たって、両制度の技能評価に関する方針や試験等の適正性等を検討し、有識者会議に検討結果を報告することを目的とする会議。

構成

有識者会議

構成員

座長1名、委員13名(計14名)
学者(経済学、労働法・労働政策、職業能力開発関係、社会人口学)、労使団体、弁護士、その他関係者(支援関係、地方公共団体、実務家)

役割

・基本方針(案)、分野別運用方針(案)に係る検討・議論
・各分野所管省庁等へのヒアリング
・関係閣僚会議への意見提出等

専門家会議

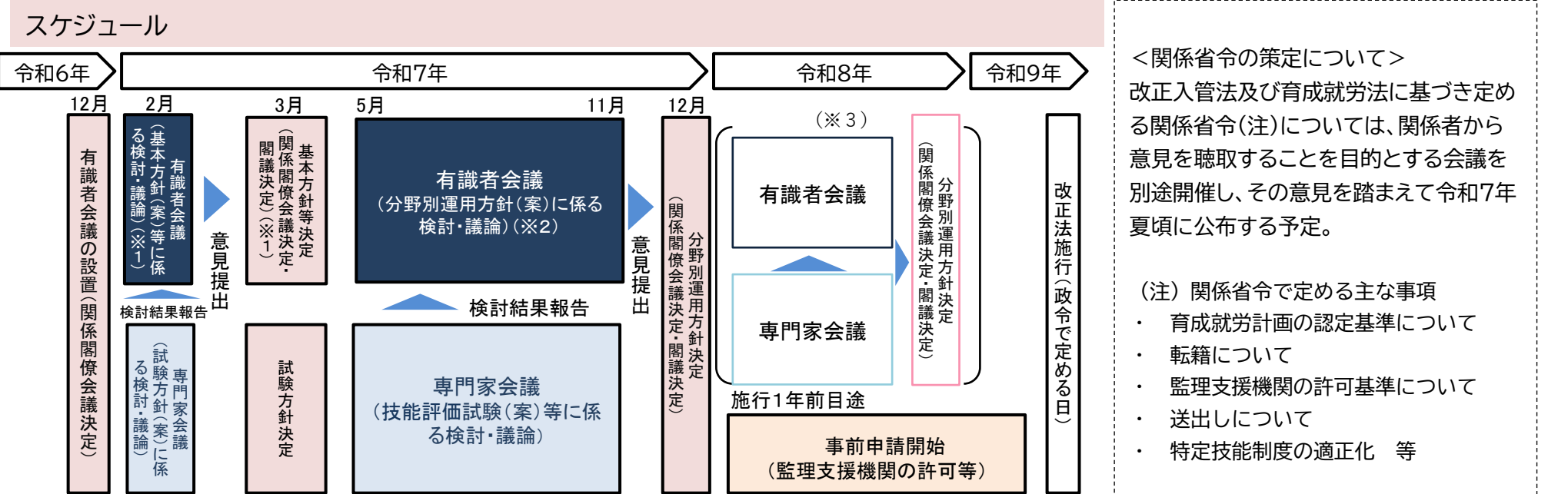
構成員

座長1名、委員7名(計8名)
学者(職業能力開発関係)、実務家(職業能力開発関係)、労使団体

役割

・技能評価に関する方針(案)や試験(案)等に係る検討・議論
・各分野所管省庁等へのヒアリング
・有識者会議への検討結果報告

検討結果報告



※1 現行特定技能制度下における既存3分野(介護・工業製品製造業・外食業)の分野別運用方針についても改正。
※2 新たな受入れ対象分野の追加についても検討。
※3 各分野において、分野別運用方針の変更を要する場合や、更なる受入れ対象分野の追加希望があれば、検討する(令和9年度以降も同様に運用予定)。

特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に関する基本方針の概要

1 両制度の意義・受入れ分野に関する事項

【特定技能制度について】

- 特定技能制度の意義は、人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築することである。
- 特定技能制度の特定産業分野は生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上でなお人材を確保することが困難な分野とする。

【育成就労制度について】

- 育成就労制度の意義は、特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、育成就労産業分野における人材を確保する仕組みを構築することである。
- 育成就労外国人の受入れは、特定産業分野のうち、特定技能1号水準の技能を3年間の就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）に限って行う。
- 育成就労において派遣形態での受入れができるのは、季節的業務に従事させる必要がある分野に限られる。

【両制度の共通事項について】

- 分野別運用方針で、人手不足の状況を踏まえて受入れ対象分野を定める。
- 分野別運用方針において、原則として5年ごとの受入れ見込数を示し、受入れ見込数は外国人受入れの上限数として運用する。

2 受け入れる外国人材に関する基本的事項

- 1号特定技能外国人、2号特定技能外国人、育成就労外国人について、求められる技能及び日本語の水準、在留期間、家族帯同の可否等についてそれぞれ定める（整理すると以下の表のとおりとなる。）。

	育成就労	特定技能1号	特定技能2号
技能水準 ※1	終了時点で特定技能1号水準に達することが必要	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(特定技能1号評価試験、技能検定3級等を想定)	熟練した技能(特定技能2号評価試験、技能検定1級等を想定)
日本語能力水準 ※1	就労開始前:A1相当(相当講習でも可) 終了時点:A2相当	A2相当	B1相当
期間	3年 (試験に不合格だった場合、最長1年延長)	通算で5年を上限 一部例外を規定 ※2	在留期間の更新回数に上限はない
家族帯同	基本的に不可	基本的に不可	可能

※1 技能・日本語能力に関する水準は試験により確認する。試験は分野別運用方針において定める（分野の実情に応じて上乗せ可能）。

※2 妊娠・出産等に係る期間は、通算期間に含めない。また、特定技能2号評価試験等に不合格になった場合、一定の要件の下で最長1年の在留継続を認める。

3 受入れ機関に係る施策等に関する基本的事項

- 特定技能外国人の受入れ機関は、特定技能外国人に職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施する義務がある。
- 育成就労外国人の受入れ機関は、育成就労計画に基づいて育成就労を行わせ、目標とする技能及び日本語能力の試験を受験させる義務がある。
- 育成就労制度における転籍制限期間（1年～2年）は各受入れ分野において定める。

4 制度運用に関する関係行政機関の調整に関する基本的事項

- 法務省は、特定技能外国人等の実態に係る情報を収集し、関係機関と共有し、適切な連携をする。
- 厚生労働省は、都道府県労働局等を通じて受入れ機関等を適切に監督する。
- 法務省及び厚生労働省は、育成就労計画の認定制や監理支援機関の許可制を適正に運用する。
- 外国人育成就労機構は、主務大臣等の委託を受けて育成就労に関する権限を包括的に行使する。
- 分野所管省庁は、特定技能制度及び育成就労制度に係る分野別運用方針において、受入れ機関等に課す上乗せ要件を設定する。
- 法務省、厚生労働省等は、悪質ブローカー等の排除を徹底する。
- 送出国との間で二国間取決め（MOC）を作成し、送出しの適正化等に関する取組を推進する。
- 各分野における人手不足の状況の継続的な把握に努め、その状況等を踏まえて、必要な時は外国人の受入れを停止又は再開する。
- 外国人の受入れ状況を継続的に把握し、問題が生じた場合においては関係機関が連携して適切な対応を取る。
- 受入れにより行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう関係機関は、情報の連携及び把握に努める。

5 その他の重要事項

- 大都市圏に人材が過度に集中しないよう配慮に努める。
- 外国人及び受入れ機関は、公租公課を支払う責務があり、制度所管省庁は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、関係行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。
- 被送還者の自国民引取義務を適切に履行していない国からの受入れは行わない。
- 改正法の施行後一定の期間が経過した際には基本方針の見直しを行う。